

季刊

# 人口問題研究

第7卷 第2号

昭和26年9月刊行

貸出用

### 調査研究

農耕者の出産力に関する統計的観察……………岡崎文規 1  
地方における受胎調節の実行効果について……………

—山形県一五市町村のモデル調査……………青木尙雄 19  
開拓政策と人口問題……………

—岡山県児島郡藤田村における入植農家の定着と人口  
圧力……………林 茂 29

血族結婚部落に関する優生学的調査概報(第二報)  
—千葉県安房郡七浦村・豊房村調査……………篠田信男 52

米国社会保障制度の財政経済的研究(二)……………黒田俊夫 67

### 資料

毎日新聞社の産制問題を中心とする世論調査について……………本多龍雄 80

### 雑報

定例研究報告会——財団法人人口問題研究会の再発足  
——日本人口白書の発表——農村人口問題研究会の設立……………89

### 統計

昭和二五年国勢調査結果(一)  
昭和二五年人口動態……………

厚生省人口問題研究所編集

# 調査研究

## 農耕者の出産力に関する統計的観察

岡崎文規

### 一、わが国における家族調査の沿革

わが国では、一九二〇年以來、五年毎に、国勢調査が行われているが、Family Size & Fertility を明らかにしようとする Family Census は一度も行われていない。(一九五〇年の国勢調査では、出生児数を調査したが、簡単な調査で、Family Census と名付けるほどのものでないし、その調査結果も公表されていない)しかし、これまでに、公共団体や研究者の個人的調査として、Family Survey がなされたことがある。たとえば東京市では、一九三五年に、Family Survey を行つて、「家族統計」と題する統計資料を公刊した。しかし、この統計調査は、小学校児童の世帯についてなされた関係上、無子夫婦については、何らの事実も明らかにしえないところに、最も大きな欠陥があるといわなければならぬ。

また矢ヶ崎徳蔵氏は、一九三〇年に、「北陸農村住民の出生力」(民族生物学研究第一輯)という論稿を発表している。この研究は、富山県下の六カ村について、戸籍原簿から初婚夫婦だけを抽出出して、その出産力を調査したものである。東京市の家族調査は、都市

生活者の出産力を取扱つてゐるのにたいして、彼の研究は、農村生活者の出産力を取扱つてゐる。

この調査にも、見逃すことのできない欠陥がある。まず第一に、夫婦の結婚年齢は、法律上のものであつて、事実上のものではない。わが国においては、法律上の結婚年齢と事実上の結婚年齢とは必ずしも一致しない。多くの場合、事実上の結婚がなされてのち、数カ月または数年も経過してから結婚届出をする例が少なくないのであつて、この点については、拙著「日本人口の実証的研究」で論じた通りである。戸籍上の結婚年齢と事実上の結婚年齢とのあいだに、平均的に見て、相当の差異があるのであるから、彼の研究では、結婚持続期間の真相を明らかにしえないばかりではなく、結婚から第一子出生までの出生間隔の計算はほとんど不可能となるであろう。

第二に、戸籍原簿には、死産産に関する記載が全く欠けている。出産力に関する研究では、死産産の経験ある妻とその経験なき妻とを区別する必要がある。死産産によつて出産間隔が影響を受けることは容易に推想しうることであり、また死産産の経験あつて、子女のない妻を、死産産の経験なくして子女のない妻と同一に取扱つてよいかどうかも疑わしい。彼の研究は、労作であるが、上に述べた

ような調査上の欠陥あることは甚だ遺憾である。なお、このほかに、向井藤次平氏が、金沢市および石川県教員について、また古屋芳雄氏が、千葉県教員および女子大学卒業生について、出生力調査をこころみているが、いずれも、典型調査の範囲を出ないものであるばかりではなく、調査上、同様の欠陥をもっている。

人口問題研究所では、一九四〇年一月、都鄙別に、また社会階層別に、その出生力をより正確に測定する目的をもつて、「出生力調査」を実施した。選定した地域は、大都市、中都市、小都市および村落である。大都市としては東京市、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市を選び、中小都市としては青森市、盛岡市、秋田市、市川市、甲府市、沼津市、四日市市、宇都市、松江市、新居浜市、大牟田市、延岡市、金沢市、松山市、高知市を選んだのであつた。村落としては、出生率の高い農村、出生率の中間の農村、出生率の比較的に低い農村を、これまでの出生統計資料に基いて選定したのであつて、その数は八十箇村であつた。

大都市のうち、東京市においては、俸給生活者（選定した官庁の公務員、銀行の銀行員、小学校の教員）、中小商工業主（東京市に依頼して選定した一地区の中小商工業主）、交通現業員（東京市に依頼して選定した一車庫の市電従業員）、カード階級について調査した。その他の都市においては、それぞれの市役所に依頼して、一定地区を選び、中小商工業主、賃銀労働者について調査した。村落においては、農村在住者を調査対象としたのであるから、農耕者のほかに、各種の職業に従事する者を調査した。

本調査の客体は、選定せられた調査地域に現在し、選定せられた職業に夫が在職する有配偶者であつて、調査票の配付と蒐集は、関係官公署、地方公共団体、会社などに委嘱した。調査票は全部で、一三六、六二七票を配付したが、蒐集した記入済調査票は八〇、六三八票である。しかし、これに基づいて、その回収率を算定してはな

らない。というのは、調査員に交付した調査票は見込数であつて、被調査者へ配付した調査票数は、見込数と必ずしも一致していないからである。

記入済調査票八〇、六三八票のうち、記入に誤りがあつて、集計に使用しえない調査票は九、〇三二票あつたから、結局、有効調査票は七一、六〇六票である。したがつて、記入済調査票にたいする有効調査票の割合は八九％である。また有効調査票のうち、妻の年齢が妊娠期間を経過している夫婦の調査票は一八、三二〇である。さらにこれを夫の職業別に分けると、都市における俸給生活は九五九、都市における賃銀労働者は一、六〇三、都市における中小商工業主は一、一八三である。また農村における俸給生活者は五五九、農村における賃銀労働者は八一〇、農村における中小商工業主は一、三〇五、農業者は二〇、五四〇、漁業者は五一五である。なお、カード階級は三五三、富裕階級（これは高所得階級であつて、各種の職業人が混在している）は四九三である。

本調査の調査事項は、つぎのとおりである。

(一) 夫妻の調査事項

- (イ) 住所 (ロ) 夫の氏名 (ハ) 妻の氏名 (ニ) 夫の出生年月日
- (ホ) 妻の出生年月日 (ヘ) 夫の初婚再婚の別 (ト) 妻の初婚再婚の別 (チ) 事実上の結婚年月日 (リ) 出生産児の数 (出生産児の数と死産児の数) (ヌ) 夫の職業 (ル) 妻の職業 (ヲ) 夫の教育程度 (ワ) 妻の教育程度 (カ) 俸給生活者および賃銀労働者の平均月収額 (ヨ) 農業者の地主、自作、自小作および小作の別 (タ) 耕作反別 (レ) 中小商工業主の国税営業収益税額

(二) 出生産児の調査事項

- (イ) 出生産の順位 (ロ) 出生産児の男女別 (ハ) 出生年月日 (ニ) 死亡または死産の場合にはその年月

調査事項は、このように甚だ複雑であり、しかも過去の事実にはさ

かのほつて申告しなければならぬのであるから、調査事項の記入が完全でないものが少くなかつた。記入済調査票を審査して、特に気付いた点をあげると、第一に、法律上の結婚年月日と事実上の結婚年月日と相異なる場合には、法律上の結婚年月日ではなく、事実上の結婚年月日を記入するように指示してあつたにかかわらず、法律上の結婚年月日を記入した者が相当にあつた。というのは、事実上の結婚年月日が正確に記入してあるとすれば、第一子出生までの間隔は、少くとも七箇月（早産の機会を見込み）でなければならぬにかかわらず、それよりも短かい間隔で第一子の出生した計算になる事例を相当に多く発見したからである。第二に、結婚年月日の記入してない場合も稀ではなかつた。第三に、出生児或いは死産児の出生年月日或いは死産年月の記入が欠けている場合もあつた。第四に、中間順位の出生児、たとえば第二子と第四子との中間にあるべきはずの第三子の出生年月日を記入してない場合もあつた。第五に、死亡児の死亡年月日を記入してないと疑われる場合も少くない。というのは、出生児数にたいする死亡児数の割合は、生命表に見られる年齢別死亡率よりも遙かに低い結果を示しているからである。第六に、死亡児の死亡年月日の記入が過少であつたところから推測して、死産児の記入も過少ではあるまいかを疑われないわけにはいかないようである。

したがつて、記入済調査票は、つぎの標準にしたがつて、処理した。

- (一) 妻の生年または生年月不詳の調査票は無効票とする。
- (二) 結婚年または結婚年月不詳の調査票は、無効票とする。
- (三) 第一子の出生年または出生年月不詳の調査票は無効票とする。
- (四) 結婚年月と第一子出生年月との間隔が七箇月未満の調査票は無効票とする。

(五) 再婚者が先妻または先夫とのあいだに生れた子女を記載している疑いある調査票では、この子女を除外した。

(六) 複生児の記載ある調査票では、子女数を計算する場合、これを複数のまま数え、出生速度を計算する場合には、これを単数として数えた。

このような標準で記入済調査票八〇、六三八を審査した結果、九、〇三二票を無効票として、除外した。残りの記入済調査票七一、六〇六は、完全調査票であるかという点、必ずしもそうではない。たとえば夫婦の結婚年齢組合せを見ようとする場合には、妻の出生年月だけではなく、夫の出生年月も明らかかな調査票を必要とするであろう。また出生児の出生順位別出生間隔を見ようとする場合には、すべての出生児について出生年月の明らかかな調査票を必要とするであろう。さらにまた夫婦の初婚再婚別に出生児数を見ようとする場合には、夫婦の初婚再婚別の明らかかな調査票を必要とするであろう。現に、出生順位別出生速度を観察する場合には、出生児の出生年月不明の調査票は、これを除外したのである。したがつて、七一、六〇六の記入済調査票は、あらゆる場合に有効であるというのではなく、分析の目的に応じて、適宜、調査票を利用することになる。

ともあれ、「出産力調査」の結果は、一九四〇年一〇月に、機関誌「人口問題研究」の特輯号において、これを発表した。これは、この種の統計資料の乏しいわが国において、価値ある一文を加えたものであると、ひそかに考えている次第であるが、しかし、「出産力調査」の結果を概説したものであつて、細部にわたる精細な分析は、別の機会にゆする旨を附記しておいたのであつた。ところが、日華事変の激化につぐ、太平洋戦争の勃発のため、当面の仕事に忙殺され、また太平洋戦争の末期以来、調査研究をつづけることさえ困難になつた。そのために、「出産力調査」票の再集計も頓坐した。

のであるが、いま、ようやく農耕者の出産力調査票を再集計して、その結果を分析する機会をえたから、ここで、それを発表しようとおもう。

## 二、農耕者の出産力調査票の再集計

夫の職業が農業であり、そして妻の年齢が妊娠期間を経過している夫婦（調査当時、妻の年齢が四十四歳以上の者）は、「出産力調査結果の概説」（人口問題研究第一巻等七号）によれば一〇、五四〇である。しかし、再集計のさいには、このなかから、若干のものを除外した。まず第一に、地主は、農村に在住していても、農耕者を見ることはできないという理由で、これを除外した。第二に、兼業農家も、純粹の農耕者でないという理由で、これを除外した。第三に、初婚再婚の区別が不明のものも除外した。再集計の結果を分析するにあつて、初婚者と再婚者との区別に重点をおいたからである。このようにして除外した調査票は一、三九八であつて、結局、本研究に使用した調査票は九、一四二である。

九、一四二の調査票のうち、夫婦の双方が初婚の者は六、八三〇、夫婦の一方または双方が再婚の者は二、三一二である。双方初婚の夫婦六、八三〇のうち、有子の夫婦は六、三一四であり、無子の夫婦は五一六である。一方または双方が再婚の夫婦二、三一二のうち、有子の夫婦は一、七〇二であり、無子の夫婦は六一一である。さらに有子の夫婦一、七〇二のうち、夫初婚・妻再婚の夫婦は四三七、夫再婚・妻初婚の夫婦は五九五、双方再婚の夫婦は六六九である。また無子の夫婦六一一のうち、夫初婚・妻再婚の夫婦は八六、夫再婚・妻初婚の夫婦は一一三、双方再婚の夫婦は四一二である。

これらの調査票は、夫婦の初婚・再婚の別のほかに、夫婦の出生

年月日、夫婦の結婚年月日、子女の有無、出生児と死産児の別、出生児数（出生児数と死産児数）を記載してあつて、一応、研究に役立つものである。しかし、出生順位別出生間隔を研究するには、それぞれの出生児について、出生年月日が正確に記載されていることを必要とする。ところが、これらの調査票のなかには、出生児の出生年月を記載していなかつたり、單に何歳と記載してあるものも少くなかつた。双方初婚の夫婦については、出生順位別出生間隔を計算したいとおもつたから、双方初婚の有子の夫婦六、三一四を、出生児の出生年月日の記載が明確であるものと、そうでないものとに分けると、前者は、五、一八三、後者は一、一三一である。しかし、出生順位別出生間隔を観察するにあつて、この五、一八三の調査票は、全部、役立つかといへば、決してそうではない。出生順位別出生間隔を計算するには、死産の経験ある者を除外することが一そう合理的であろう。というのは、死産によつて、死産児につぐ、出生児の出生時期はこゝろ乱されるにちがいないからである。そこで、五、一八三の調査票を死産の経験あるものと、そうでないものとに分けると、前者は四八三、後者は四、七〇〇である。したがつて、双方初婚の夫婦について、出生順位別出生間隔を計算するには、この四、七〇〇の調査票のみが役立つものなのである。

## 三、調査の結果

### イ、有子の妻と無子の妻との割合

妊娠可能期間にもつ子女数は、夫婦によつて、まちまちであり、出生児数別に見た夫婦の分布や平均出生児数については、後段において観察することとして、ここでは、有子の妻と無子の妻との割合を問題にしよう。

無子の妻は、不妊の妻とは同一の概念ではない。夫婦生活の全経過中において、病理上の理由によつて、全く妊娠しない妻は、医学上、不妊の妻と呼べるべきであるが、出生児をもたなくとも、死産の経験ある妻は、不妊の妻ではない。また出生児をもたないばかりではなく、死産の経験もない妻でも、これを医学上の意味における不妊の妻と見るべきかどうか疑問の場合もあるであろう。というのは、生理的に受胎能力があつても、受胎防止の手段を取りつづけるような場合、または妊娠経過後に結婚したような場合には、出生児をもたないにきまつているからである。ここでは、医学上における不妊の概念とは無関係に、出生児数の多少にかかわらず、出生児をもつ妻を有子の妻、一兒ももたない妻を無子の妻に分けて観察する。

すでに述べたように、調査票総数は九、一四二であつて、このうち、有子の妻は八、〇一五、無子の妻は一、一二七である。したがつて、有子の妻は、八七・六七％、無子の妻は一二・三三％である。すなわち妊娠可能期間中、一兒ももたない妻は、全ての妻のうちで、約一割二分を占めていることになる。

プリンチング (Prinzling) の報告によれば、結婚持続期間二十五年以上の妻におつて、無子の妻の割合は、ベルリン (一八八五年調) では一一・二％、コペンハーゲン (一八八〇年調) では一一・五％、ノールウェー (一八九四年調) では六・八％である。(Prinzling, Handbuch der Medizinischen Statistik, 1906, 9.32) またブルグデルンブー (Burgdörfer) の報告によれば、一九〇六年におけるフランスの家族調査では、無子の妻は二二・四五％である。(Burgdörfer, Das Bevölkerungsproblem, 1917, S.199.)

無子の妻の割合が一割を越えていることは、常識的に見て、少し高率にすぎやしないかという感じがするが、統計的に実証しうる事実である。しかし、これは、初婚の夫婦と再婚の夫婦とを一括して

取扱いから、このような結果になるのであつて、もし双方初婚の夫婦と一方または双方が再婚の夫婦とを区別して観察するならば、全く異なる結果がえられるであろう。そこで、私は、双方初婚の夫婦と、一方または双方再婚の夫婦とを区別して、無子の妻の割合を計算して見た。その結果は、上の第一表

第1表 夫婦の身分別にみた有子の妻と無子の妻の分布

	実 数			比 率		
	総 数	有子の妻	無子の妻	総 数	有子の妻	無子の妻
総 数	9,142	8,015	1,127	100.00	87.67	12.33
双方初婚の夫婦	6,830	6,314	516	100.00	92.45	7.55
一方再婚の夫婦	2,312	1,701	611	100.00	73.57	26.43

のようである。

上の第一表で見ると、無子の妻の割合は、双方初婚の妻においては僅か七・五五％であつて、きわめて低率である。これに反して、双方または一方が再婚の夫婦においては二六・四三％にも達していて、双方初婚の夫婦の場合にくらべると、四倍近くも高率になつている。

無子の妻の割合は、このように夫婦の身分を異にすることによつて、大きな差等が見られるのであつて、双方または一方再婚の夫婦を、さらに、双方再婚の夫婦、夫初婚・妻再婚の夫婦および夫再婚・妻初婚の夫婦に再別すれば、無子の妻の割合は、それぞれ異なるべきことを、容易に推想しうるのである。いま、その結果を示すと、つぎの第二表のごとくである。

この第二表で見ると、無子の妻の割合は双方再婚の夫婦において最も高く、実に三八・一一％に達している。すなわち双方再婚の夫婦は、その約四割までが無子である。夫または妻の一方が再婚の夫婦にお

第2表 双方又は一方再婚の夫婦の内訳による有子の妻と無子の妻の分布

	実 数			比 率		
	総 数	有子の妻	無子の妻	総 数	有子の妻	無子の妻
双方初婚の夫婦	2,312	1,701	611	100.00	73.57	26.43
一方再婚の夫婦	1,081	669	412	100.00	61.89	38.11
双方初婚・一方再婚の夫婦	523	437	86	100.00	83.56	16.44
双方再婚・一方初婚の夫婦	708	595	113	100.00	84.05	15.96

ける無子の妻の割合は、これにくらべると、遙かに低く、それぞれ一六・四四%、一五・九六%であるが、双方初婚の夫婦の場合にくらべると、一倍以上の高率である。

無子の妻の割合は、双方初婚の夫婦にくらべると、双方または一方再婚の夫婦において著しく高くなつてゐるが、これをもつて、再婚の妻は、初婚の妻にくらべて、妊孕力そのものが弱いと速断することはできないであろう。まず第一に考えられることは、再婚の夫婦、特に双方再婚の夫婦にあつては、出生意欲は乏しいのではあるまいか。また再婚の夫婦は、平均的に見て、結婚年齢が高く、結婚持続期間が比較的短かい関係上、無子の妻の割合が大きいのではあるまいか。それゆゑに、双方初婚の夫婦においても、また双方

または一方再婚の夫婦においても、結婚年齢の大小は、無子の妻の割合に大きな影響力をもつてゐるのではあるまいかと考えられる。

そこで、妻の結婚年齢階級別に有子の妻と無子の妻の分布を観察しよう。まず第一に、初婚再婚の区別なく、全夫婦について、妻の結婚年齢階級別に見た有子の妻と無子の妻の分布を示すと、つぎの第三表のようである。

第3表 妻の結婚年齢階級別に見た有子の妻と無子の妻の分布（総数）

妻の結婚年齢	実 数			比 率		
	総 数	有子の妻	無子の妻	総 数	有子の妻	無子の妻
15歳未満	168	162	6	100.00	96.43	3.57
15—19歳	3,040	2,894	146	100.00	95.20	4.80
20—24歳	3,744	3,443	301	100.00	91.96	8.04
25—29歳	1,308	1,083	225	100.00	82.80	17.20
30—34歳	428	290	138	100.00	67.76	32.24
35—39歳	220	116	104	100.00	52.73	47.27
40歳以上	234	27	207	100.00	11.54	88.46
合 計	9,142	8,015	1,127	100.00	87.67	12.33

上の第三表で見ると、無子の妻の割合は、妻の結婚年齢が低いほど小さく、妻の結婚年齢が高くなるにつれて大きくなつてゐる。すなわち無子の妻の割合は、妻の結婚年齢十五歳未満では三・五七%であるが、妻の結婚年齢の高くなるにつれて次第に大きくなり、妻の結婚年齢二五—二九歳では一七・二〇%、三〇—三四歳では三二・二四%、四〇歳以上では実に八八・四六%に達してゐる。したがつて、無子の妻の割合と、妻の結婚年齢とのあいだには密接な関係あることがわかる。

無子の妻の割合と、妻の結婚年齢との関係は、身分別に見た夫婦についても同様の傾向を示してゐるが、しかし、その程度は著しく異なつてゐるのであつて、いま双方初婚の夫婦と双方または一方再婚の夫婦に分けて、妻の結婚年齢階級別に見た有子の妻と無子の妻の分布を示すと、次頁の第四表のようである。

この第四表で見ると、無子の妻の割合は、双方初婚の夫婦の場合

第4表 妻の結婚年齢階級別に見た有子の妻と無子の妻の分布

A (双方初婚の夫婦)

妻の結婚年齢	実 数			比 率		
	総 数	有子の妻	無子の妻	総 数	有子の妻	無子の妻
15歳未満	149	144	5	100.00	96.64	3.36
15—19歳	2,665	2,556	109	100.00	95.91	4.09
20—24歳	2,978	2,775	203	100.00	93.18	6.82
25—29歳	800	672	128	100.00	84.00	16.00
30—34歳	172	120	52	100.00	69.77	30.23
35—39歳	49	35	14	100.00	71.43	28.57
40歳以上	17	12	5	100.00	70.59	29.41
合 計	6,830	6,314	516	100.00	92.45	7.55

B (双方又は一方再婚の夫婦)

妻の結婚年齢	実 数			比 率		
	総 数	有子の妻	無子の妻	総 数	有子の妻	無子の妻
15歳未満	19	18	1	100.00	94.74	5.26
15—19歳	379	342	37	100.00	90.24	9.76
20—24歳	762	664	98	100.00	91.29	8.71
25—29歳	508	411	97	100.00	80.91	19.09
30—34歳	256	170	86	100.00	66.41	33.59
35—39歳	179	81	90	100.00	47.36	52.64
40歳以上	217	15	202	100.00	6.92	93.08
合 計	2,312	1,701	611	100.00	73.57	26.43

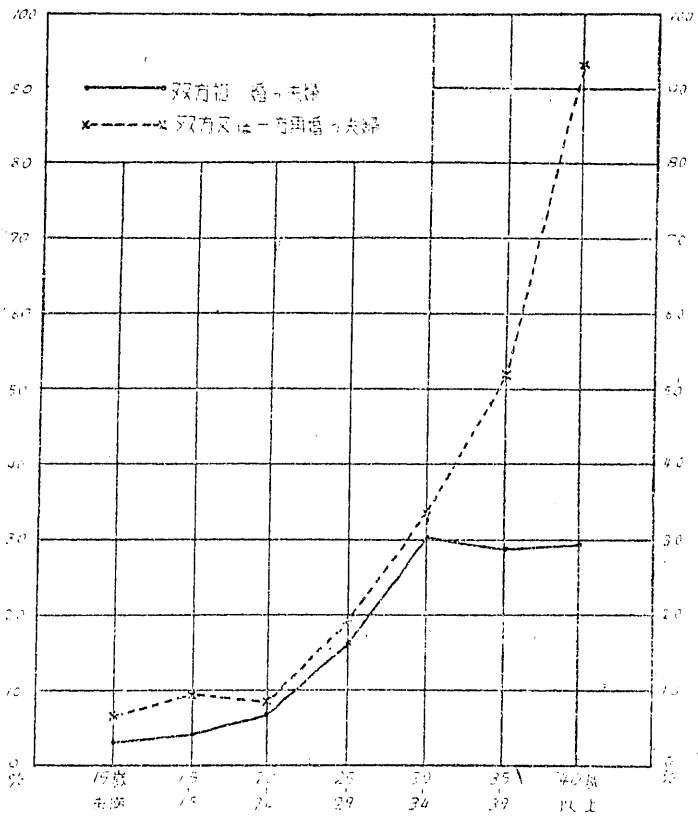
も、双方または一方再婚の夫婦の場合も、妻の結婚年齢の高まるにつれて、次第に大きくなっているが、しかし、妻の結婚年齢が同一である場合について、双方初婚の夫婦における無子の妻の割合と、双方または一方再婚の夫婦における無子の妻の割合とをくらべて見ると、一つの例外もなく、前者は後者よりも低く、殊に高い結婚年齢の夫婦において、その差は著しく大きくなっている。たとえば、妻の結婚年齢十五歳未満では、双方初婚の夫婦における無子の妻の

割合は三・三六%であり、双方または一方再婚の夫婦における無子の妻の割合は五・二六%である。また妻の結婚年齢一五—一九歳では、双方初婚の夫婦における無子の妻の割合は四・〇九%であり、双方または一方再婚の夫婦における無子の妻の割合は九・七一%である。その他の妻の結婚年齢においても、双方初婚の夫婦における無子の妻の割合は、双方または一方再婚の夫婦における無子の妻の割合にくらべて、常に小さい。特に妻の結婚年齢四〇歳以上にあつては、双方または一方再婚の夫婦における無子の妻の割合は実に九三・〇八%にも達しているが、双方初婚の夫婦における無子の割合は二九・四一%に止まつている。これで見ると、無子の妻の割合は、妻の結婚年齢によつて影響を受けるばかりではなく、出産意欲によつても影響されるものであろうと考えられる。

いま、双方初婚の夫婦と、双方または一方再婚の夫婦における無子の妻の割合を、妻の結婚年齢別に対比した結果を簡明に看取しうるように、図示すれば、次頁の第一図表のようである。



妻の結婚年齢階級別に見た無子の妻の割合



ロ、一夫婦当り出生児数

夫婦の総数は、すでに述べたように、九、一四二であつて、その出生児総数は四六、五四一であるから、一夫婦当り出生児数は五・〇九である。それゆゑに、農耕者は、平均的に見て五人強の子をもつてゐることになる。しかし、一、二、七は無子の夫婦であるから、有子の夫婦について、一夫婦当り出生児数を計算すると、五・九八すなわち約六人の子をもつてゐることになる。

つぎに、一夫婦当り出生児数を夫婦の身分別に示すと、つぎの第五表のようである。

この第五表で見ると、一夫婦当り出生児数は、双方初婚の夫婦に

第5表 夫婦の身分別に見た一夫婦当り出生児数

	妻の数	出生児数	一夫婦当り出生児数
総数	9,142	46,541	5.09
双方初婚の夫婦	6,830	37,728	5.52
双方又は一方再婚の夫婦	2,312	8,813	3.81
双方再婚の夫婦	1,081	3,125	2.89
夫初婚・妻再婚の夫婦	523	2,241	4.27
夫再婚・妻初婚の夫婦	708	3,447	4.87

当り出生児数は、双方初婚の夫婦において最も多く、再婚夫婦の場合には、夫再婚・妻初婚の夫婦において相当に多いことがわかる。

つぎに、一夫婦当り出生児数を妻の結婚年齢階級別に示すと、次の第六表のようである。

この第六表で見ると、一夫婦当り出生児数は、妻の結婚年齢一五—一九歳の六・〇三が最も多く、妻の結婚年齢が高まるにつれて、次第に少くなつてゐる。しかし、妻の結婚年齢二三歳までは、平均的に五子以上の出生児をもつてゐる。妻の結婚年齢二四—二六歳では、四子以上を、また妻の結婚年齢二七—二九歳では三子以上をもつてゐるが、妻の結婚年齢が三〇歳を越えると、夫婦当り出生児数は著しく少くなつてゐる。これによつて見ると、一夫婦当り出生

において五・五二であるにたいして、双方または一方再婚の夫婦においては三・八一にすぎない。さらに双方または一方再婚の夫婦を、双方再婚の夫婦、夫初婚・妻再婚の夫婦、夫再婚・妻初婚の夫婦に分けて、一夫婦当り出生児を見ると、双方再婚の夫婦における二・八九が最も少く、夫初婚・妻再婚の夫婦における四・二七がこれにつき、夫再婚・妻初婚の夫婦における四・八七が最も高い。これによつて見ると、一夫婦

第6表 妻の結婚年齢階級別に見た一夫婦当り出生児数

妻の結婚年齢	総 数		
	妻の数	出生児数	平均出生児数
15歳未満	168	988	5.88
15--19歳	3,014	18,349	6.03
20	958	5,735	5.99
21	880	4,954	5.63
22	726	3,868	5.33
23	654	3,338	5.10
24	522	2,532	4.85
25	418	1,766	4.22
26	323	1,366	4.23
27	243	959	3.95
28	169	663	3.92
29	155	523	3.37
30--34歳	428	1,101	2.57
35--39歳	220	329	1.50
40歳以上	234	70	0.30
合 計	9,142	46,541	5.09

児数は、妻の結婚年齢ときわめて密接な関係あることがわかる。しかし、妻の結婚年齢が一五歳未満の場合には、妻の結婚年齢一五歳の場合にくらべて、一夫婦当り出生児数は、却つて少くなつている。早婚にすぎると、妊孕可能期間は長くとも、実際の出産力は、それに相應するほど大きくはならないのであろう。

つぎに、結婚年齢階級別に見た一夫婦当り出生児数を夫婦の身分別に示すと、つぎの第七表のようである。

この第七表で見ると、一夫婦当り出生児数は、双方初婚の夫婦においても、双方または一方再婚の夫婦においても、妻の結婚年齢が低いほど多くなつてゐる。双方初婚の夫婦においては、一夫婦当り出生児数は、妻の結婚年齢一五歳未満の場合には、妻の結婚年齢一五―一九歳の場合より少くなつてゐるが、双方または一方再婚の夫婦においては、一夫婦当り出生児数は、妻の結婚年齢一五歳未満の場合に最も多く、妻の結婚年齢が高まるにつれて、次第に少くなつてゐる。

つぎに、双方初婚の夫婦における一夫婦当り出生児数と双方また

第7表 夫婦の身分別に見た妻の結婚年齢階級別一夫婦当り出生児数

妻の結婚年齢	双方初婚の夫婦			双方又は一方再婚の夫婦		
	妻の数	出生児数	平均出生児数	妻の数	出生児数	平均出生児数
15歳未満	149	876	5.88	19	112	5.89
15--19歳	2,665	16,216	6.08	379	2,133	5.63
20	804	4,870	6.06	154	865	5.62
21	718	4,057	5.65	162	897	5.54
22	578	3,145	5.44	148	723	4.89
23	486	2,557	5.26	168	781	4.65
24	392	1,987	5.07	130	545	4.19
25	288	1,225	4.25	130	541	4.16
26	215	904	4.20	108	462	4.28
27	143	578	4.04	100	381	3.81
28	90	398	4.42	79	265	3.35
29	64	254	3.97	91	269	2.96
30--34歳	172	495	2.88	256	606	2.37
35--39歳	49	127	2.59	171	202	1.18
40歳以上	17	39	2.29	217	31	0.14
合 計	6,830	37,728	5.52	2,312	8,813	3.81

は一方再婚の夫婦における一夫婦当り出生児数を、妻の結婚年齢が同一である場合を比較すれば、若干の例外はあるが、全般的に見て、双方初婚の夫婦における一夫婦当り出生児数は、双方または一方再婚の夫婦における一夫婦当り出生児数よりも多い。たとえば、一夫婦当り出生児数は、妻の結婚年齢一五―一九歳の場合には、双方初婚の夫婦において六・〇八であるが、双方または一方再婚の夫婦においては五・六三である。また妻の結婚年齢二〇歳の場合に

は、双方初婚の夫婦において六・〇六であるが、双方または一方再婚の夫婦においては五・六二である。

妻の結婚年齢が相当に高くなると、双方または再婚の夫婦における一夫婦当り出生児数は双方初婚の夫婦におけるそれにくらべて、著しく少くなつてゐる。たとえば、妻の結婚年齢三五―三九歳の場合、双方初婚の夫婦における一夫婦当り出生児数は二・五九であるが、双方または一方再婚の夫婦におけるそれは、僅か一・一八にすぎない。また妻の結婚年齢四〇歳の場合にも、前者は二・二九であるが、後者は〇・一四にすぎない。したがつて、妻の結婚年齢が高くなると、一夫婦当り出生児数は著しく減少するが、双方または一方再婚の夫婦において、その傾向は一そう顯著である。

#### ハ、双方初婚の夫婦における出生児数別妻の分布

双方初婚の夫婦は、身分別夫婦としては、きわめて常態的のものであり、また全夫婦数にたいする割合も大きい。すなわち全夫婦数九、一四二のうちで、双方初婚の夫婦は六、八三〇であつて、七

第8表 双方初婚の夫婦における出生児数別妻の分布

子供数	妻の数	百分比
0	516	7.55
1	318	4.67
2	182	2.66
3	588	8.61
4	740	10.83
5	828	12.12
6	938	13.73
7	978	14.32
8	714	10.45
9	609	8.92
10	182	2.66
11	145	2.12
12	69	1.01
13	15	0.22
14	8	0.12
合計	6,830	100.00

四・七%に達している。そこで、以下、双方初婚の夫婦の出産力について、若干の観察をしよう。

まず、双方初婚の夫婦における出生児数別妻の分布を示すと、上の第八表のようである。

この第八表で見ると、双方初婚の夫婦は、全く子女をもたない者から、最高十四子をもつ者のあいだに分布している。無子の妻の割合が七・五五%であることは、すでに述べたが、一子または二子をもつ妻の割合は、これよりも一そう少く、それぞれ四・六七%、二・六六%にすぎない。農耕者では、四子ないし八子をもつ妻の割合は相当に大きく、全夫婦の六〇%以上に達している。そしてモードは七子をもつ妻の割合一四・三二%のところにある。

農耕者の妻は比較的に多産であるといわれているが、しかし、十子以上をもつ妻の割合は、さすがに少く、十子をもつ妻の割合は二・六六%であつて、二子をもつ妻の割合と同一である。十二子をもつ妻の割合は、さらに半減して一・〇一%にすぎない。十三子または十四子をもつ妻に至つてはきわめて稀であるといつてよい。

つぎに、双方初婚の夫婦における出生児数別妻の分布を妻の結婚年齢別に示すと、次頁の第九表のようである。

この第九表で見ると、出生児数別妻の分布状況は、妻の結婚年齢によつて著しく異なつてゐる。妻の結婚年齢一五―一九歳の場合には、五子をもつ妻の一・二・七五%が最も高く、四子をもつ妻の一・二・〇八%がこれについて高い。妻の結婚年齢一五―一九歳の場合には、七子をもつ妻の一・三・五五%が最も高く、六子をもつ妻の一・三・二一%がこれについて高い。妻の結婚年齢二〇―二四歳の場合には、七子をもつ妻の一・六・九九%が最も高く、六子をもつ妻の一・四・四一%がこれについて高い。妻の結婚年齢二五―二九歳の場合には、六子をもつ妻の一・六・三八%が最も高く、これについて五子をもつ妻の一・四・六三%が高い。しかるに、妻の結婚年齢三〇―三

第 9 表 妻の結婚年齢別に見た双方初婚の夫婦における出生児数別妻の分布

(a) 実 数

妻の結婚年齢	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	合計
15歳未満	5	8	5	17	18	19	16	14	12	16	8	7	3	1	0	149
15—19歳	109	96	55	230	288	300	352	361	320	309	87	91	47	13	7	2,665
20—24歳	203	125	83	227	306	368	429	506	324	268	79	41	17	1	1	2,978
25—29歳	128	57	23	79	107	117	131	84	50	14	5	4	1	0	0	800
30—34歳	52	19	9	27	18	18	7	9	6	2	3	1	1	0	0	172
35—39歳	14	9	6	7	2	2	2	4	2	0	0	1	0	0	0	49
40歳以上	5	4	1	1	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	17
合計	516	318	182	588	740	828	938	978	714	609	182	145	69	15	8	6,830

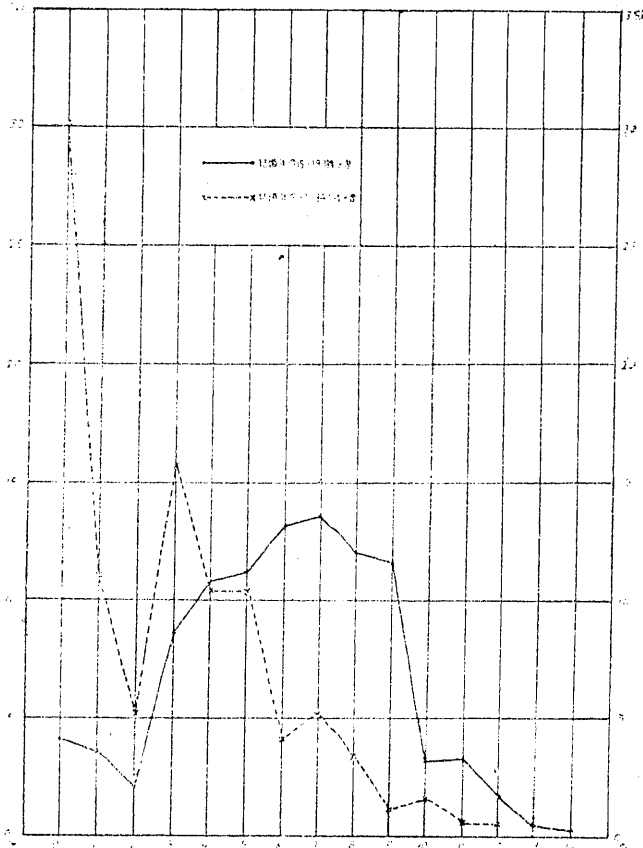
(b) 比 率

妻の結婚年齢	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人	12人	13人	14人	合計
15歳未満	3.36	5.37	3.36	11.41	12.08	12.75	10.74	9.40	8.05	10.74	5.37	4.70	2.00	0.67	0.00	100.00
15—19歳	4.09	3.60	2.06	8.63	10.81	11.26	13.21	13.55	12.01	11.59	3.26	3.41	1.76	0.50	0.26	100.00
20—24歳	6.82	4.20	2.79	7.62	10.28	12.36	14.41	16.99	10.88	9.00	2.65	1.38	0.56	0.03	0.03	100.00
25—29歳	16.00	7.13	2.88	9.88	13.37	14.63	16.38	10.50	6.24	1.75	0.62	0.50	0.12	0.00	0.00	100.00
30—34歳	30.23	11.05	5.23	15.70	10.47	10.47	4.07	5.23	3.49	1.16	1.74	0.58	0.58	0.00	0.00	100.00
35—39歳	28.57	18.37	12.24	14.29	4.08	4.08	4.08	8.16	4.08	0.00	0.00	2.04	0.00	0.00	0.00	100.00
40歳以上	29.41	23.53	5.88	5.88	5.88	23.53	5.88	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	100.00
合計	7.55	4.67	2.66	8.61	10.83	12.12	13.73	14.32	10.45	8.92	2.66	2.12	1.01	0.22	0.12	100.00

四歳、三五―三九歳および四〇歳以上では、無子の妻の割合が最も高く、それぞれ三〇・二三%、二八・五七%、二九・四一%に達している。そして比較的に出生児数の少いところにすなわち一子または二子をもつ妻が、これについて多くなっている。

妻の結婚年齢一五歳未満の場合には、出生児数の少い妻の割合は比較的少なく、三子ないし六子をもつ妻の割合は、いずれも一〇%以上に達している。そしてそれ以上の出生児をもつ妻の割合も、出生児数の増加するにつれて、急激に減少している。妻の結婚年齢一五―一九歳および二〇―二四歳の場合にも、出生児の少い妻の割合は比較的少なく、四子ないし九子をもつ妻の割合は、いずれ一〇%以上に達している。したがって、これらの年齢で結婚した妻は、相

出生児数別妻の分布



当に多くの出生児をもつてゐることになる。これに反して、二五歳以上で結婚した妻、特に三〇歳を越えて結婚した妻の場合には、無子の妻の割合や出生児数の少ない妻の割合が多くなり、三五歳以上で結婚した妻は、四子以上の出生児をもつことはきわめて稀である。

いま、一五―一九歳で結婚した妻と、三〇―三五歳で結婚した妻とでは、出生児数別妻の分布状態が、どのように異なつてゐるかを簡明に看取しうるために、図示すると、上の第二図のようである。

## ニ、双方初婚の有子夫婦における夫婦の結婚年齢組合せによる一夫婦当り出生児数

双方初婚の夫婦の総数は、すでに述べたように、六、八三〇である。このうちから、無子の夫婦五一六を除くと、有子の夫婦は六、三一四である。このうちから、夫の年齢や出生児の出生年月を正確に記入しない調査票(いわゆる不完票)一、一三一を除くと、完全票は五、一八三である。この完全票について、夫婦の結婚年齢組合せによる一夫婦当り出生児数を示すと、次頁の第十表のようである。(第五表、第六表および第七表では、無子の夫婦も含めて、一夫婦当り出生児数を計算したが、ここでは、無子の夫婦を除き、有子の夫婦について、一夫婦当り出生児数を計算した。)

この第十表について、まず夫の結婚年齢別による一夫婦当り出生児数を見ると、夫の結婚年齢が若くほど、一夫婦当り出生児数は多くなつてゐる。すなわち一夫婦当り出生児数は、夫の結婚二〇歳未満では六・二一、夫の結婚年齢二〇―二四歳では六・一四、夫の結婚年齢二五―二九歳では五・七六である。そして夫の結婚年齢が四〇歳以上に達すると、それは三・三一に減少している。したがって、

第 10 表 双方初婚の育子夫婦における夫婦の結婚年齢階級組合せによる夫婦数および出生児数 (完全票のみ)

妻の結婚年齢	夫の結婚年齢	20歳未満		20~24歳		25~29歳		30~34歳		35~39歳		40歳以上		合計	合計
		夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数		
15	未 滿	52	310	54	327	7	39	2	8	0	0	0	0	115	684
15	— 19 歳	521	3,263	1,243	7,832	425	2,643	34	219	5	26	0	0	2,223	13,983
20	— 24 歳	115	706	1,030	6,264	875	5,151	182	969	19	96	3	14	2,224	13,200
25	— 29 歳	5	26	93	440	255	1,229	119	553	28	128	9	39	509	2,415
30	— 34 歳	0	0	4	16	28	103	29	112	12	41	6	16	79	288
35	— 39 歳	0	0	3	13	2	4	4	15	6	19	5	13	20	64
40	以 上	0	0	2	11	1	4	0	0	2	6	3	4	8	25
合 計		693	4,305	2,429	14,903	1,593	9,173	370	1,876	72	316	26	86	5,183	30,659

双方初婚の育子夫婦における夫婦の結婚年齢階級組合せによる一夫婦当り出生児数

妻の結婚年齢	夫の結婚年齢	20歳未満		20~24歳		25~29歳		30~34歳		35~39歳		40歳以上		合計
		夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数	夫婦の数	出生児数			
15	未 滿	5.96	6.06	5.57	4.00	—	—	—	5.95	—	—	—	5.95	
15	— 19 歳	6.26	6.30	6.22	6.44	5.20	—	—	6.28	—	—	—	6.28	
20	— 24 歳	6.14	6.08	5.89	5.32	5.05	4.67	—	5.94	—	—	—	5.94	
25	— 29 歳	5.20	4.73	4.82	4.65	4.57	4.33	—	4.74	—	—	—	4.74	
30	— 34 歳	—	4.00	3.68	3.86	3.42	2.67	—	3.65	—	—	—	3.65	
35	— 39 歳	—	4.33	2.00	3.75	3.17	2.60	—	3.20	—	—	—	3.20	
40	以 上	—	5.50	4.00	—	3.00	1.33	—	3.13	—	—	—	3.13	
合 計		6.21	6.14	5.76	5.07	4.39	3.31	—	5.92	—	—	—	5.92	

結婚年齢の高まるにつれて、一夫婦当り出生児数の減少することは、妻の場合とはほぼ同様であるが、ただ一異なる点は、妻の場合には、一夫婦当り出生児数は、妻の結婚年齢一五歳未満では、妻の結婚年齢一五—一九歳にくらべて、少なくなつてゐるに反して、夫の場合には、一夫婦当り出生児数は、夫の結婚年齢が若いほど、多くなつてゐることである。

つきに、夫婦の結婚年齢階級組合せによる一夫婦当り出生児数を見ると、一夫婦当り出生児数は、妻の結婚年齢一五歳—一九歳、夫の結婚年齢三〇—三四歳の組合せにおける六・四四が最高であり、妻の結婚年齢一五—一九歳、夫の結婚年齢二〇—二四歳の組合せにおける六・三〇が

第二位を占め、妻の結婚年齢一五—一九歳、夫の結婚年齢二〇歳未満の組合せにおける六・二六が第三位を占め、妻の結婚年齢一五—一九歳、夫の結婚年齢二五—二九歳の組合せにおける六・二二が第四位を占めている。これによつて見ると、一夫婦当り出生児数は、夫婦の結婚年齢が最も若い組合せにおいて必ずしも最高ではなく、夫の結婚年齢の大小にかかわりなく、結婚年齢一五—一九歳の妻と結婚している場合、常に高いのである。

しかし、一夫婦当り出生児数は、夫婦の結婚年齢が共に若い場合には、夫婦の結婚年齢が共に高い場合にくらべて、多くなつてゐる。たとえば、一夫婦当り出生児数は、夫の結婚年齢二〇歳未満、妻の結婚年齢一五—一九歳の組合せでは六・二六であるが、夫の結婚年齢二〇—二四歳、妻の結婚年齢二〇—二四歳の組合せでは六・〇八であり、夫の結婚年齢二五—二九歳、妻の結婚年齢二五—二九歳の組合せでは四・八二であり、夫の結婚年齢三〇—三四歳、妻の結婚年齢三〇—三四歳の組合せでは三・八六である。また夫の結婚年齢四〇歳以上、妻の結婚年齢四〇歳以上の組合せでは、僅か一・三三にすぎない。

#### ホ、出生児数別に見た出生順位別平均出生間隔

私は、本誌第一巻第七号に掲載されている「出産力調査結果の概説」のなかで、出生順位別平均出生間隔についても解説したが、この場合、出生児数に考慮を払ふことなく、観察したのである。そして出生児の順位が高まるにつれて、平均出生間隔は次第に短くなる傾向があるというような説明を加えておいた。ところが、水島教授は、「人口問題」第五巻第一号に掲載されている論文「出産の順位とその間隔との関係」において、この調査結果に疑義をさしはさみ、このような結果が見られるのは、少産の母と多産の母とを併せ

観察したからであつて、もし出生児数別に、出生順位別平均出生間隔を観察すれば、これとは異なる結果が見られるにちがいないと述べている。水島教授の質疑は、十分に理由のあることであつて、ここでは、水島教授の指摘されたような観点から、調査票を再集計して、同教授の質疑に答えると共に、若干の新しい考察をこころみようとおもう。

双方初婚の有子の夫婦の完全票は、すでに述べたように六・三一四であるが、出生間隔を計算するには、死産の経験ある者四八三を除くことは一そう適切であろうと信ずる。なぜかといへば、死産は、正常な出生間隔をこう乱するものと考えられるからである。したがつて、ここでは、双方初婚の有子の夫婦の完全票のうち、死産の経験なき者四、七〇〇について観察することにする。

出生児数別に見た出生順位別平均出生間隔を算術平均によつて計算すると、次頁の第十一表のようである。

出生児数別に見た出生順位別平均出生間隔は、二つの観点から、これを観察することができる。その一つは、出生児数を異にするそれぞれの母について、同一順位にある出生児の平均出生間隔を、横に比較観察することである。すなわち、結婚から第一子出生に至る平均出生間隔を、一子をもつ母、二子をもつ母、三子をもつ母というように、十四子をもつ母に至るまで、横に比較するのである。また第一子出生より第二子出生に至る平均出生間隔を、二子をもつ母、三子をもつ母、四子をもつ母というように、十四子をもつ母に至るまで、横に比較するのである。

いま一つは、出生児数別に見たそれぞれの母について、出生順位別に、平均出生間隔を縦に比較するのである。すなわち、四人の子供をもつ母は、出生児の順位にしたがつて、どれだけの平均出生間隔をもつて出産しているかを、縦に比較するのである。また五人の子供をもつ母は、出生児の順位にしたがつて、どれだけの平均出生

第 11 表 双方初産の看子の妻における出生児数別に見た出生順位別平均出生間隔 (死産の経験なきもの) (月)

結婚より第1子平均期間	1子を持つ母	2子	3子	4子	5子	6子	7子	8子	9子	10子	11子	12子	13子	14子
結婚より第1子平均期間	55.58	51.07	35.45	30.26	28.64	25.12	23.50	21.34	20.56	20.41	20.19	19.00	23.09	14.23
第1子より第2子	65.24	50.11	45.53	40.03	35.12	32.86	30.73	28.66	26.29	26.16	26.84	28.36	21.42	
第2子より第3子	58.08	47.06	40.41	37.15	37.15	33.19	31.16	29.64	29.44	25.49	25.48	20.27	24.21	
第3子より第4子	54.33	43.44	37.76	34.18	32.09	30.75	28.09	25.75	26.40	26.36	25.20			
第4子より第5子	50.77	39.22	34.65	32.44	29.42	27.07	25.83	25.72	26.91	22.44				
第5子より第6子	46.89	36.92	32.67	30.76	28.54	25.86	25.68	28.36	21.26					
第6子より第7子	34.84	35.09	30.62	28.24	26.36	24.12	24.36	22.81						
第7子より第8子	41.20	33.23	28.47	26.52	24.76	22.55	21.60							
第8子より第9子	40.46	34.63	25.58	23.66	24.45	19.43								
第9子より第10子	34.31	29.01	24.78	19.18	20.85									
第10子より第11子	34.60	28.68	20.00	25.83										
第11子より第12子	31.20	26.18	23.07											
第12子より第13子	31.90	25.20												
第13子より第14子	33.41													

間隔をもつて出産しているかを、縦に比較するのである。

まず第一に、出生児数を異にするそれぞれの母について、同一順位にある出生児の平均出生間隔を、横に比較観察しよう。常識的に考えて、多産の母は、少産の母にくらべて、いずれの出生順位においても、相対的に短かい平均出生間隔をもつて出産していることを推想しうる。というのは、妊娠可能期間がほぼ一定しているかぎり、多産の母ほど短かい時間的間隔で出産をつづけなければならぬいからである。当然に推想しうることから、ここで問題にするのは、統計的にこれを検証しようとするほかに、数量的にその度合を測定しようとするからである。

まず、第一一表について、結婚から第一子出生に至る平均出生間

隔を、出生児数を異にする母について、それぞれ比較すれば、その平均出生間隔は、一子のみをもつ母では、実に五五・五八カ月である。すなわち一子のみをもつ母は、第一子を産むのに、結婚後、実に四年以上の年月を経過しているのである。もちろん、これは平均値であつて、個々の母について見れば、きわめて短かい経過期間で、第一子を産むものもあるが、しかし、反対に、十数年を経過して、第一子を産むものもあるから、算術平均で計算すれば、平均出生間隔は五五・五八カ月という値を示すことになる。

つぎに、二子をもつ母について、結婚より第一子出生に至る平均出生間隔を見ると、五一・〇七カ月であつて、一子のみをもつ母の場合にくらべて、四・五一カ月だけ短かくなつてゐる。



さらに、三子をもつ母について、結婚より第一子出生に至る平均出生間隔を見ると、三五・四五カ月であつて、一子のみをもつ母の場合にくらべて二〇・一三カ月、一子をもつ母にくらべて、一五・六二カ月短くなつてゐる。

結婚より第一子出生に至る平均出生間隔は、出生児数の多い母ほど短かく、八子をもつ母では、この平均出生間隔は、二一・三四カ月、九子をもつ母では、この平均出生間隔は二〇・五六カ月であり、十三子をもつ母では、この平均出生間隔は、やや長く、二三・〇九カ月になつてゐるが、十四子をもつ母では、この平均出生間隔は、一四・二〇カ月にすぎない。一子をもつ母の平均出生間隔にくらべて、四分の一の期間である。

これによつて見れば、少産の母は、結婚より第一子を出産するまでに、相當に長い時間的間隔を必要とするが、多産の母ほど、結婚から第一子を出産までの時間の間隔は次第に短縮されている。

つぎに、第一子出生より第二子出生に至る平均出生間隔を、出生児数を異にする母について、それぞれ比較すれば、その平均出生間隔は、二子をもつ母では、六五・二四カ月、三子をもつ母では三〇・一一カ月、四子をもつ母では、四五・五三カ月、という風に次第に短かくなり、十子をもつ母では二六・二九カ月、十一子をもつ母では二六・一六カ月、十二子をもつ母では二六・八四カ月、十三子をもつ母では二八・三六カ月、十四子をもつ母では二一・四〇カ月である。したがつて、この平均出生間隔は、二子をもつ母の六五・二四カ月にくらべて、三子をもつ母では、一五・一三カ月、四子をもつ母では一九・七一カ月、五子をもつ母では二五・二二カ月、十子をもつ母では四四・九五カ月、十三子をもつ母では三三・八四カ月に短くなつてゐる。

また第二子出生より第三子出生に至る平均出生間隔、第三子出生より第四子出生に至る平均出生間隔……という風に、それぞれの

出生順位における平均出生間隔を、出生児数を異にする母について比較観察しても、すでに述べたところと、全く同様の傾向が見られる。

出生順位が同一の場合にも、母のものの子供数の多寡によつて、その平均出生間隔は、それぞれ異なつてゐるのである。出生児数の多寡を問わないで、同一の出生順位にあるすべての出生児について、その平均出生間隔を計算することは、それぞれ異なる平均出生間隔の平均値を求めることとなる。本誌の第一巻第七号に掲載された「出産力調査結果の概説」では、このような仕方では、出生順位別平均出生間隔を取扱つたものである。

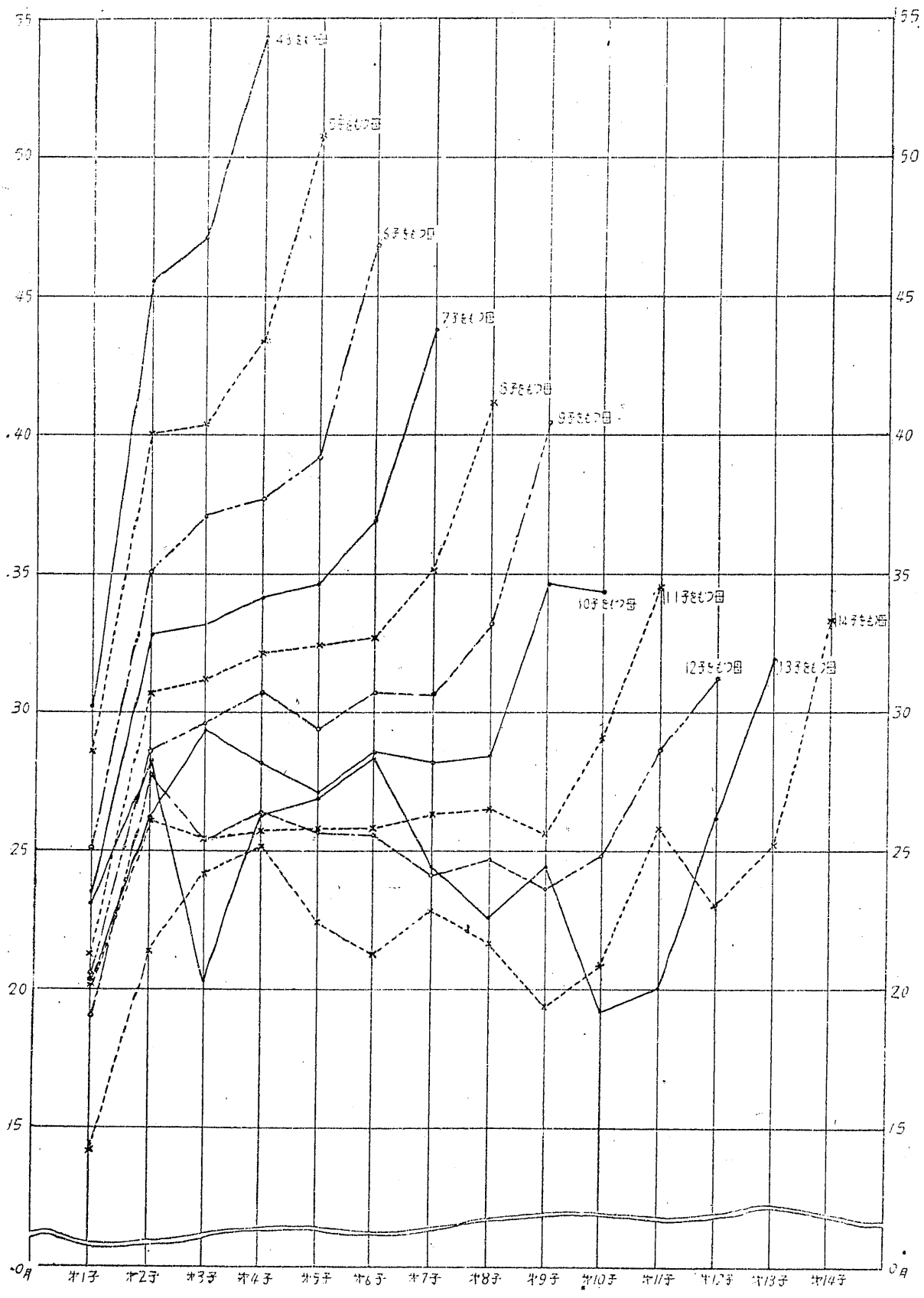
第二の観察方法は、出生児数別に出生順位別平均出生間隔を縦に観察することであつて、これによつて、真実の意味における出生順位別平均出生速度を確定できるであらう。

まず二子をもつ母について、出生順位別に、平均出生間隔を観察すると、結婚より第一子出生に至る平均出生間隔は五一・〇七カ月であり、第一子出生より第二子出生に至る平均出生間隔は六五・二四カ月であつて、平均出生間隔は、一四・一七カ月だけ延びてゐる。

三子をもつ母について、出生順位別に、平均出生間隔を観察すると、三五・四五カ月、五〇・一一カ月、五八・〇八カ月という風に、出生順位の高まるにつれて、平均出生間隔は長くなつてゐる。

四子以上をもつ母について、それぞれの出生順位別平均出生間隔を、図表すれば、第三図表のようである。

この図表で見ると、四子をもつ母の平均出生間隔は、子女の出生順位が高まるにしたがつて、ほとんど直線的に長くなつてゐる。すなわち一子の平均出生間隔は三〇・二六カ月、第二子の平均出生間隔は四五・三三カ月、第三子の平均出生間隔は四七・〇六カ月、第四子の平均出生間隔は五四・三三カ月である。それ以上の子女をも



つ母においても平均出生間隔は、出生順位の高まるにつれて次第に長くなる傾向を示しているが、しかし、多産の母にあつては、その中間の出生児における平均出生間隔はほぼ等しいという事実を、まず第一に注目すべきである。

たとえば、十子をもつ母について見ると、第四子から第八子までの出生間隔はほぼ二八カ月である。十一子をもつ母について見ると、第三子から第九子までの出生間隔は二五・五—二六・五カ月である。十二子以上をもつ母についても、ほぼ同様の傾向が見られる。

第二に注目すべき点は、いかに多産の母でも、末子の出生間隔は相当に長くなつてゐることである。たとえば、九子をもつ母では、第八子の出生間隔は三三・二三カ月であるが、第九子の出生間隔は四〇・四六カ月である。十子をもつ母では第八子の出生間隔は二八・四七カ月であるが、第九子および第十子の出生間隔は、それぞれ三四・六三カ月、三四・三一カ月である。また十一子をもつ母では、第九子の出生間隔は二五・五八カ月であるが、第十子および第十一子の出生間隔は、それぞれ二九・〇一カ月、三四・六〇カ月である。十二子以上をもつ母においても、これと同様の傾向を見ることがができる。

出生児数別に、同一出生順位における平均出生間隔を観察すれば、多産の母ほど、平均出生間隔は短くなつてゐるが、多産の母について、出生順位別に、平均出生間隔を観察すると、第一子の出生間隔は最も短かく、第二子以上の出生間隔は長くなつてゐる。しかし、出生順位の高まるに依じて、平均出生間隔は常に長くなつてゐるのではなく、中間の平均出生間隔はほぼ等しく、そして末児の平均出生間隔は相当に長い。それゆえに、多産の母における出生順位別出生間隔はS字形の曲線であるといつてよい。

# 地方における受胎調節の実行効果について

— 山形県十五市町村のモデル調査 —

青 木 尙 雄

## 目 次

- 一、序 言
- 二、調査地域及び調査数
- 三、統計方法
- 四、調査結果
  - (1) 地域別成績
  - (2) 婚姻期間別成績
  - (3) 実行程度別成績
  - (4) 実行方法別成績
  - (5) 夫の職業別成績
  - (6) 夫の教育程度別成績
- 五、要 約

## 一、序 言

受胎調節の統計的研究において特に重要な課題の一つでありながらその測定法がまちなために従来一義的な成果のあがらなかつた問題は、受胎調節の実行が妊娠率に影響する「実際の」効果がどの程度であるかという問題であらう。

この問題に関しては従来の方法として

- (1) 実行者の実行期間における偶発妊娠のパーセンテージによる

効果の測定。

- (2) 実行者不実行者の夫々の同一期間における平均妊娠数の比較による効果の測定

- (3) 実行者の報告に基く実行期間の避妊成功者の割合による効果の測定

等の効果測定法が行われて来た。

然し乍ら、(1)の方法については、実行期間に妊娠しないことは必ずしも実行に起因するとは限らず、その実行者集団の本質的な妊娠率を考慮に入れねばならない。(2)の方法については実行者(この中には結婚後まだ子供のない時から計画出産を考えている様な妊娠率の低い人及び、普通の人より多くの妊娠出産をした結果実行を始めた様な妊娠率の高い人の双方を含む)という特殊のセレクトされた集団と、不実行者というセレクトされざる集団とは妊娠率についても社会生活環境についても相異なる集団である以上、その相異つた集団の妊娠数を基礎とする妊娠率の比較は適當でない。又(3)の方法については、例えば同じ期間の妊娠延長も、或者は今までの出産間隔より延長することが実行の目的ならばこれを成功と信じ、或者はたとえ出産間隔を延長しても其の後の妊娠が不本意ならばこれを失敗と記載し、正反対の結果の報告となり、又それらの成功、失敗の程度にも種々の段階があり、これらの主観的な報告に基いては誤謬を生

する虞れがある。即ち各方法とも種々の欠陥があつて、これらの測定法を用いては実際の効果算定を期し得ない憾みがあつた。

従つて受胎調節の眞の効果を見るためには同一人の実行期間と不実行期間とに分けた妊娠経歴を比較すること(これにより(2)の欠陥は除かれる)、即ちこの別々の期間における単位期間当りの妊娠数の計算及びその人の本来の出産力に対する実行期間の妊娠減少の相對的度合の計算(これにより(1)及び(3)の欠陥を防止し得る)が求め得べき最善の方法と思われる。

この必要に応じ筆者は、先に昭和二十二年度、東京都内、東京郊外及び川崎市の居住者を対象とする四〇〇名の受胎調節実行者の資料に基き妊娠率及び効果を測定し興味ある結果を得たが、この調査が大都会若くはその近辺の知識的生活集団についてのみの測定であるため全人口に拡大しての比較が困難なる憾みがあつたが、今回山形県をモデルとして、地方の小都市、農村における受胎調節の効果はどの程度であるかを認識するために実態調査を行つたので茲にその調査結果の一部を発表する次第である。

## 二、調査地域及び調査数

敘上の如く、この調査結果は山形一県のみのものであり且つ所謂厳密なるサムプリング調査ではないが、世帯数に応じて市町村の調査票配布数を三段に分け、県内に関する限り地域分布は一〇保健所管轄の全部を網羅し、更に被調査一五市町村の選定も典型的な地方中都市、小都市、近郊農村、純農村、山村、漁村の各々を含み、附表に示す通り山形県全体及び全国の人口動態とそれ程著しい相違は見られないから、この調査結果が山形県のみならず地方の一般的実状として受取つても敢て差支えないと思われる。

調査数は同じく附表に掲げた如く、五二〇一枚の調査票の中、受

調査市町村の分類及び分布状態

(a)

分類	性 格	市 町 村 名
市 部 A	都 市	米 沢 市
町 部 { B C	中 都 市	寒 河 江 町、
	小 都 市	宮 内 山 町
村 部 { D E F G H	農 村	山 田 村、
	近 郊	湯 東 村、
	純 農 山	山 添 村、
	半 山 漁	湯 添 村、

(b)

地 区 名	所 管 保 健 所 名	分 布 状 態
村 山 地 区 {	山 寒 河 形 江 岡	B D F
最 上 地 区 {	新 庄	C E F H
庄 内 地 区 {	酒 藤 鶴	C E H
	赤 長 米	B D G
置 賜 地 区 {	湯 井 沢	A D

胎調節実行者は七四九名、実行率は市部町部村部の分類に応じて夫々異り、文化水準による普及度の相違を示す。妊娠率及び効果の測定計算に當つてはこの七四九名の実行者中、更に実行期間の明記していないものを省いたため総数は五四一名となつている。調査時日は昭和二十五年十二月十五日現在の事実に依る。

尚、本調査実施に際し、多大の援助と協力を與えられた山形県衛生部長跡部洋氏、同公衆衛生課長高橋恒夫氏、同課長代理佐々木良治氏、同課主事富塚浩至氏等に対し厚い感謝の意を表する。

調査地域の人口動態

地域分類	人口密度 (昭25セソサス)	出生率 (昭22人口動態)	死産率
市 部	2,977	31.4	79.0
町 部	225	34.4	45.6
村 部	101	33.9	30.1
合 計	213	33.1	52.7
山 形 県	145	32.9	41.7
全 国	226	34.3	44.2

調査数及び受胎調節実行率

地域分類	全調査数	受胎調節 実行者数	受胎調節 実行率	此の統計に 用いた実数
市 部	814	220	24.6	152
町 部	2,059	284	13.8	214
村 部	2,328	265	11.4	175
合 計	5,201	749	14.4	541

### 三、統計方法

統計方法は、序言においても少しく触れた如く、各人の結婚以来経過した年月の中、妊娠分娩に要した期間及び夫婦の別居期間は妊娠の危険なしと見做して一定の基準を設けて控除し、この差引きの残りの期間を妊娠危険期間と呼び、新なる妊娠の可能性の下に曝されていると仮定し、この危険期間一〇〇年につきの実行期間不実行期間別の同一人の妊娠率を比較し、且つ受胎調節をもし実行しなかつたとした場合生じ得たと推測される妊娠数と実際に実行したために少く現れている妊娠数の割合により受胎調節の実行効果を相対的に求めた。

### 計 算 公 式

妊娠危険期間 = 妊娠期間 - 妊娠分娩所要期間及び別居期間

妊 娠 率 =  $\frac{\text{妊娠数}}{\text{妊娠危険期間(年)}} \times 100$

効 果 率 =  $100 - \frac{\text{実行期間妊娠数}}{\text{不実行期間妊娠率} \times \text{実行中の妊娠危険期間}}$

控除期間の基準：

妊娠期間 産褥期間 合計

普通の出産 9 + 1 = 10ヶ月

死産 7 + 1 = 8ヶ月

流産 3 + 1 = 4ヶ月

人工妊娠中絶 4 + 1 = 5ヶ月

別居及び調査当時の妊娠についてはその実際月数

この控除期間の中に、哺乳期間若くは産後の無月経期間を考慮に入れないことは種々の異論がある。例えば筆者の東京埼玉における性生活調査では、無月経期間は平均六ヶ月、産後の禁欲期間は約三ヶ月となつてゐる。而し、本調査においては、パール、スティックス等の調査と比較対照の便を重んじて同一基準をとつた。

### 四、調査結果

#### (1) 地域別成績

一般に鄙部の出生率は都部のそれに比して著るしく高い。此の現象はいう迄もなく都部の近代化の程度が反映されたものと思われ、その近代差別出生率の主因が果して出産に対する意識的抑制行為によるかどうかは問題となる。この点を解明するため地域別の実行期間別妊娠率を第一表に掲げた。即ち年齢構成による偏差の標準化を欠く憾みがあるが、不実行期間の妊娠率が概ね一

致している事実は、本来の制限されざる生物学的妊娠力が各地域共同一であるという当然の結果を示す。唯茲にかすか乍らも市町村の順に高まつている状態は受胎調節を離れても都鄙別出生力は稍々相違するという興味ある問題を提示している。

(第1表) 地域別妊娠率

地域	実数	実行期間			不実行期間		
		妊娠数	危険期間	妊娠率	妊娠数	危険期間	妊娠率
市部	152	56	361.1年	15.5	384	605.7年	63.4
町部	214	93	532.2	17.5	691	1004.7	68.8
村部	175	79	445.4	17.7	613	877.3	69.9
合計	541	228	1338.7	17.0	1688	2487.7	67.9

(第2表) 地域細別実行期間妊娠率

地域分類	実数	実行期間		
		妊娠数	危険期間	妊娠率
A 地方中都市	152	56	361.1年	15.5
B 地方小都市上	148	63	369.7	17.0
C 地方小都市下	66	29	162.5	17.8
D 近郊農村	69	31	179.0	17.3
E 純農村	38	18	98.0	18.4
F 半山	31	17	97.5	17.4
G 山村	19	8	37.3	21.4
H 漁村	18	6	33.6	17.9
合計	541	228	1338.7	17.0

実行期間の妊娠率については、不実行期間のそれに比し各地域共1/4以下に減少して受胎調節の能動を示し、地域別には市部の妊娠率一五・五が最低で町部の一七・五、村部の一七・七がこれに次ぐ。但し地域間の実行期間妊娠率の相違は想像される程の開きではなく、受胎調節の知識技術が今日、地方においては都市農村に殆んど

同一の発展を示している事実を物語っている。都鄙による差別出生率の一因は実行者の妊娠率の相違によるものではなく、実行者の数、即ち実行率の相違によるものである事が茲に判然と現われて来る。然し乍ら各地域共一%から二五%の実行率が示す通り、この少い実行率が差別出生率の「主因」であるか否かは更に検討の余地がある。

以上は地方における更に細分された地域別の成績であるが、この全体を大都市（昭和二十二年東京都）の調査と比較する時、その実行期間妊娠率二二・九実行率推定三〇乃至四〇%とは可成りの開きが見られ大都市対地方の出生率には相当の影響を及ぼす事が予想される。

又この地方間の地域分類を更にその性格により細分すれば、第二表の如き結果を得る。即ち実数が少いために、はつきりした事は断言出来ないが、概ね著しい相違を示さぬ乍らも、夫々の地域的特色を見せ、近郊農村の都会的色彩を帯びる事、山村の妊娠率の最高なる事、漁村の農村に比し妊娠率の少い事等の趣きを示す。

第三表にこれらの受胎調節実行による妊娠減少度の効果を示そう。計算法については前章において述べた如く、受胎調節の実行期間の実際妊娠数と、実行しなかつたとしたら同じ長さの期間に起り得たであろうと推定される想定妊娠数との比較による相対的効果であつて、之は受胎調節を実行した婦人が、もし実行しなかつたとしたら、実際その婦人の実行しなかつた期間と同じ割合で妊娠したであろうという仮定の下に成立し、受胎調節の実行期間と不実行期間の夫々が婚姻期間の前半後半の何れを占めるかによつて、その婦人の婚姻の経過と共に低下する出産力に及ぼす圧力が相違するから、結婚生活の條件の等しい単位期間における妊娠数の比較ではない。

(第四表以下は計算法を省略し、妊娠率と併記する。)

之に依れば地域合計の効果七四・九%はニューヨーク、ブロンク

妊娠は年齢或は婚姻期間の経過に応じてその度数が低下する事は

(2) 婚姻期間別成績

胎調節実行の技術指導の必要性を痛感せしむるに充分である。

(第3表) 地域別受胎調節の効果

地域分類	不実行期間 妊娠率(1)	実行中の危 険期間(2)	想定妊娠数(3) (1)×(2)÷100	実際妊 娠数(4)	妊娠減少度(5) (4)÷(3)×100	効果 100-(5)
市 部	63.4	361.1年	228.9	56	24.5	75.5
町 部	68.8	532.2	366.2	93	25.4	74.6
村 部	69.9	445.4	311.3	79	25.4	74.6
合 計	67.9	1338.7	909.9	228	25.1	74.9%

ス地区(下層労働者階級)における  
スティックス、ノートシュエタインに  
よる一九三一年の調査結果七四%と  
ほぼ一致しているが、東京都におけ  
る公務員等の効果七九・六%には及  
ばず、且つ東京都の調査は受胎調節  
萌芽期の昭和二十二年であり、本調  
査が昭和二十五年であり、この間の  
受胎調節知識の急激なる発達を考慮  
に入れば、地方における効果の  
大都市及ばざる事を知るわけであ  
る。

この約七五%の効果の差引き二五  
%の失敗により生じた、望まれざる  
妊娠は計二八四であるが、この中実  
に四六・五%の一〇六回が人工妊娠  
中絶を行つている。勿論その中には  
医学的適応で止むを得なかつたも  
のも含まれているが、それにしても  
この四六・五%は、不実行期間の率  
三・七%に比較すれば十二倍以上と  
云う可成りの高率であり、受胎調節  
の失敗が人工妊娠中絶と密接にむす  
びついている状態を如実に示し、受

(第4表) 婚姻期間別妊娠率及び効果

婚姻期間	実数	実行期間			不実行期間			効果
		妊娠数	危険期間	妊娠率	妊娠数	危険期間	妊娠率	
0—4年	140	53	116.7年	45.3	177	149.2年	118.6	61.8
5—9	136	46	200.8	22.9	354	418.6	84.6	72.9
10—14	130	55	304.3	18.1	501	728.5	68.8	73.7
15—19	87	47	363.1	12.9	405	684.2	59.2	78.1
20—24	36	19	254.4	7.5	173	365.2	47.3	84.2
25年以上	12	8	99.1	8.1	78	141.8	55.0	85.3
合 計	541	228	1338.7	17.0	1688	2487.9	67.9	74.9%

一般の通念である。これについては、スティックス、ノートシュエ  
インがその第二回報告において、正常な婦人の妊娠力は月経期間中  
は年齢とともに衰えない事、又その原因は、(イ)妻が年をとるにつれ  
避妊方法がより多く使用され且つ避妊の仕方が改良される事、(ロ)晩  
年の妊娠ほど墮胎が多く行われる事、(ハ)年と共に骨盤内分泌腺その  
他の病理学的故障が増加する事、等を挙げているが、何れの地域、

何れの統計においても  
潜在的な妊孕力は兎も  
角として現象として現  
れる出生率は年齢と共  
に急速に下降してい  
る。故にもし、実行期  
間を除いたなら女子の  
特殊妊娠率は婚姻期間  
に応じどの様な変化を  
示すか、又実行期間の  
妊娠率により受胎調節  
の習熟度に差異が見ら  
れるか、この間の事情  
を察知するため、第四  
表の如く五年間隔婚姻  
期間別妊娠率及び効果  
を掲げた。

これに依れば、実行  
期間不実行期間共に婚  
姻期間が経過するにつ  
れ、妊娠率が低下し、  
実行期間の低下速度が



より大なるため、効果は婚姻期間と共に高まる。不実行期間も妊娠率が著明な降下を示している事は、ステイックス等の論述の如く妊娠力は恒常なるも種々の病理学的故障の増加によるものか、若くは本質的に年齢と共に妊娠力が低下するためか軽々に判断を下し難いが、東京都埼玉県における性生活調査（昭和二十四年、未発表）における結果の中、夫婦の性交回数が婚姻期間と共に低下する傾向とこの妊娠率の低下状態が軌を一にし、又、我國の妊娠率の低下傾向の急激さが、性交回数（キンゼー報告と比較して）の急速なる減少と一致する裏付けを含めて、ステイックス等の挙げた理由の他に性交回数による妊娠に至る確率の減少もこの降下の素因に加えるべきではないかとの疑を持つ。但し効果が婚姻期間と共に増す事実はステイックス等の述べた避妊習熟度の上昇に因るとの論説は妥当であらう。

これら低下度の特著明な段階は〇—四年と五—九年の間にあり実行期間不実行期間共に著明な相違を見せている。この事実は〇—四年の妊娠力或は妊娠に至る機会の旺盛さを物語る他に、若年層の避妊技術の未熟さ及び乳汁分泌期間のない最初の妊娠が、多くこの項に含まれるため、そのハンディキャップがこの開きを形成している状態を現わしているものと見るべきである。効果もその意味において最大の相違を示している。

### (3) 実行程度別成績

これらの実行は総ての実行程度を含んでいる。即ち、夫婦生活の交渉毎に規則正しく且つ常時に受胎調節を実行する者と、交渉の度毎には実行するとは限らず單に出産間隔延長の目的を以て時々実行する者と、その実行程度を明記していない実行者と、更に子供を欲するため意識的に実行の中断をした事のある家族計画実行者を総て一括している。これらの実行の程度により実行による妊娠率及び実

行効果が夫々相異なる事は論を俟たない。依つて、第五表に実行程度別の妊娠率及び効果を示す。

規則的実行者は実行期間の妊娠率減少最も著るしく、不実行期間妊娠率に比し約1/6となり、効果は八二・七%と著明な成功を収めている。時々の実行者は不実行期間妊娠率がこれと同一なるに拘ら

(第5表) 実行程度別妊娠率及び効果

実行程度	実数	実行期間			不実行期間			効果
		妊娠数	危険期間	妊娠率	妊娠数	危険期間	妊娠率	
規則的実行	325	106	879.4年	12.1	1025	1512.7年	69.5	82.7
時々の実行	100	61	169.9	35.9	290	416.6	69.6	48.3
実行程度不明	77	48	190.8	25.2	231	391.2	59.0	57.3
計画的中断	39	13	98.6	13.2	115	167.3	68.7	80.8
計	541	228	1338.7	17.0	1688	2487.7	67.9	74.9%

(第6表) 特に規則的実行及び計画的中断の婚姻期間別妊娠率

婚姻期間	実数	実行期間			不実行期間			
		妊娠数	危険期間	妊娠率	妊娠数	危険期間	妊娠率	
規則的 実行	0—4年	74	22	69.4年	31.7	89	66.8年	133.2
	5—9	86	24	142.3	16.9	227	267.2	85.0
	10—14	80	24	190.9	12.6	331	453.4	73.0
	15年以上	85	36	476.8	7.6	405	725.3	55.8
	計	325	106	879.4	12.1	1052	1512.7	69.5
計画的 中断	0—4年	13	3	11.6年	25.9	23	13.2年	174.2
	5—9	9	3	9.8	30.6	24	31.8	75.5
	10—14	11	5	48.5	10.4	35	53.3	65.7
	15年以上	6	2	29.0	6.9	33	69.0	44.9
	計	39	13	98.6	13.2	115	167.3	63.7

(註) 婚姻期間15年以上は実数少いため一括した。

す、流石にこれに比し効果少く四八・三%と低く現われているが、それでも約半数の減少に役立ち、出産間隔の延長については結構効果がある。実行程度不明のものは、規則的実行と時々の実行の双方を含むと思われるから、当然その中間に位した効果を示す。計画的中断者は規則的実行に準じているが、不実行期間妊娠率も、それ程変わらず、むしろ低い位である。この事については年齢構成による偏差を考慮して更に第六表の如く婚姻期間別に規則的実行と計画的中断の両者について比較検討すれば、不実行期間の妊娠率の低下傾向は計画的中断の方がより急速で、これをパールのシカゴ市其他における調査、ステイツクス、ノートシュタインのニューヨーク市における調査等に見られる所の計画中断者の不実行期間妊娠率が規則的実行者のそれに比し三倍以上に達し（授乳期間や妊娠出産後の養生期間を含んでいないから）、而も婚姻期間の経過に感じて低下しない事実と比較する時、我國の計画中断者が、「計画的妊娠」という目的が〇―四年の頃（恐らく第一子）を除く他はその目的の効果は上つていない状態を示す。実行期間についても妊娠率が規則的実行より計画的中断の方が高い事実も又、我國の計画妊娠と云う合理的觀念の発達未だしの感をいだかせる。

#### (4) 実行方法別成績

受胎調節の効果が、同一方法でもクリニックの指導を受けない以前と、指導を受けた以後と可成りの開きを見せるステイツクスのシンシナチ市における調査より徴しても明らかなる如く、その實際使用上の技術若くは、使用器具薬品の品質は受胎調節の効果に著しい影響を及ぼすが、之に劣らず明白な相違を示すものに、受胎調節の実行方法がある。我國では戦後の人口政策の一環として昭和二十四年春以来、四十余种に及ぶ避妊薬剤を厚生省公認として製造販売を許可して来たが、東京都の調査においては、薬品使用の実行者が

(第7表) 実行方法別妊娠率及び効果

方 法	実数	実行期間			不実行期間			効果
		妊娠数	危険期間	妊娠率	妊娠数	危険期間	妊娠率	
薬品	102	51	143.9年	35.4	315	413.5年	76.2	53.5
コンドーム	100	39	244.6	15.9	303	446.3	67.9	76.5
定期禁欲	74	25	181.8	13.8	223	312.0	71.5	80.8
中絶	30	15	102.3	14.7	110	171.2	64.3	77.2
ベッサリー	15	4	29.4	13.6	60	80.6	74.4	81.7
器具	15	7	26.8	26.1	55	85.3	64.5	59.5
絶對禁欲	6	0	17.2	0	14	21.9	63.9	100.0
洗滌併用	3	1	2.7	37.0	8	7.8	102.6	64.3
以上二法併用	78	45	235.1	19.1	217	295.3	73.5	74.0
不妊手術	18	0	83.1	0	74	104.0	71.2	100.0
その他	8	5	38.1	13.1	20	33.2	60.2	78.2
不	92	36	234.3	15.4	289	516.6	55.9	72.5
合 計	541	228	1338.7	17.0	1688	2487.7	69.5	74.9%

(第8表) 特に規則的実行者の実行方法別妊娠率及び効果

方 法	実数	実行期間			不実行期間			効果
		妊娠数	危険期間	妊娠率	妊娠数	危険期間	妊娠率	
薬品	55	24	92.6年	25.9	187	234.5年	79.7	67.5
コンドーム	55	15	133.7	11.2	160	260.4	61.4	81.7
定期禁欲	47	12	136.5	8.8	158	232.6	67.9	87.1
中絶	19	11	75.6	14.6	71	112.3	63.2	78.0
ベッサリー	11	2	19.7	10.2	37	51.7	71.6	85.8
計	325	106	879.4	12.1	1052	1512.7	69.5	82.7%

(全方法を含む)

僅少のため、その効果を測定する事が出来なかつた欠陥を本調査により補つて、他の方法との比較を試み、併せて、方法による効果の他、その品質にも瞥見を加えて見よう。  
第七表に実行方法別の妊娠率及び効果を示してあるが、これに依れば不妊手術（輸精管結紮及び卵管結紮を含みレントゲン照射を含まず、むしろ低い位である。この事については年齢構成による偏差を考慮して更に第六表の如く婚姻期間別に規則的実行と計画的中断の両者について比較検討すれば、不実行期間の妊娠率の低下傾向は計画的中断の方がより急速で、これをパールのシカゴ市其他における調査、ステイツクス、ノートシュタインのニューヨーク市における調査等に見られる所の計画中断者の不実行期間妊娠率が規則的実行者のそれに比し三倍以上に達し（授乳期間や妊娠出産後の養生期間を含んでいないから）、而も婚姻期間の経過に感じて低下しない事実と比較する時、我國の計画中断者が、「計画的妊娠」という目的が〇―四年の頃（恐らく第一子）を除く他はその目的の効果は上つていない状態を示す。実行期間についても妊娠率が規則的実行より計画的中断の方が高い事実も又、我國の計画妊娠と云う合理的觀念の発達未だしの感をいだかせる。

ます)が、当然の結果乍ら効果一〇〇%を示し、絶対禁欲(交渉を絶対に避ける方法)も同じく一〇〇%で、これらを別にしてもペッサリーは八一・七%の高い効果を示し、又定期禁欲法(荻野氏式)も予想以上の効果八〇・八%で、コンドームの七六・五%に優る。この事實は先の東京都の調査における効果の順序と全く同一であつて、定期禁欲法の技術知識の普及と高い効果の再認識が痛感される。薬品による方法は近年利用者多く、此の調査でも人員では第一位を占めるに拘らず、効果は甚だ劣しからず、折角の厚生省公認薬も五三・五%と約半数の妊娠を減少する効果を上げるに止り、中絶法(膈外射精を含む)の七七・二%にも及ばない。洗滌の六四・三%の低い効果は各種の文献とも一致しているが実数が少ないため確実な事は云えない。

これらの方法中、比較的利用人員の多い数種の方法を選んで更に嚴密にその功罪を確かめるため、規則的実行者のみについて調べたものが第八表である。然し、茲においても第七表における効果の順位が交らず、ペッサリー定期禁欲法コンドームの順で、薬品は當時の実行にあつても六七・五%の効果しか收め得ず中絶法にも及ばない。コンドームの失敗の理由を明記してある票については、殆んど大部分がゴムの品質が悪いためとあつて、使用中の破損を訴えている。この方法も品質さえよければステイクス等の調査と同じく、方法別効果の第一に上る事も出来よう。ペッサリーは実数が少ないため確言出来ないが、一番高い効果を示している。但し、この全部が専門医若くは診療所の指導を受けていた。薬品の内わけについては錠剤とゼリー剤との効果には殆んど相違がない。又同じ町村内では同じ商標の薬品を用うる者が多く薬品の伝播普及性に興味ある題材を提供している。

(5) 夫の職業別成績

(第9表) 夫の職業別妊娠率及効果

夫の職業	実数	実行期間			不実行期間			効果
		妊娠数	危険期間	妊娠率	妊娠数	危険期間	妊娠率	
俸給生活者	215	85	576.1年	14.8	653	980.8年	66.6	77.8
農業者	135	63	353.7	17.8	456	665.9	68.5	74.0
商業者	73	31	132.8	23.3	233	363.6	64.1	63.6
工員、労働者	68	26	152.0	17.2	217	338.2	64.2	73.4
その他及び不明	50	23	124.1	18.5	129	184.2	70.1	73.6
合計	541	228	1338.7	17.0	1688	2487.7	67.9	74.9%

元來職業はその人の後天的生活環境を規定する一つの指標としてとり得る重要なものであり、その相異つた生活環境が、受胎調節においても相異なる実行を齎らすであろう事は想像に難くない。パールは一九三九年、職業別の性交回数調査して勤人商人農夫の順にその平均回数が低下している事實を指摘したが、受胎調節の効果について職業別に触れている

文獻は過去に存在しないので、筆者は茲にその相違を第九表に掲げる。

生理学的観点から、その身体労働を考慮に入れて國勢調査の職業分類と異なる五つの分類によつた。この表に依れば、実行期間妊娠率は俸給生活者が最低で効果も第一位を占め、知識階級の生活水準からんだ受胎調節意欲を如実に示す。商業者は意外にも効果六三・六%と最低の値で農業者及び工員労働者にも劣る。商業者は元來不実行期間妊娠率が稍々低いのであるが、それでも実行期間の妊娠率が可成り高いため、その相対的效果は平均より二〇%以上引き離される。商業者の多くは小都市に住

み、中小企業を営み、コンドーム等の手近な方法を用いて且つその実行が間歇的であると云う受胎調節に対する意欲そのものの低さが直接に効果に響く事情が明瞭に察知される。東京近郊町村における調査では商業者が第一位の効果（八三%）を収めているのとは全く反対の結果であつた。農業者は予想以上に好成绩を見せ、不実行期間妊娠率が稍々高いに拘らず、実行期間の率は平均に近い値を出しその結果、効果は第二位となつてゐる。農村の実行率は未だ一割を超えた程度のものであるけれども、少くとも実行者に関する限り受胎調節に対する意欲も高く技術もすぐれてゐるとの最近の事情を物語る。漁業者、林業者は夫々実数が僅少なのでまとめてその他及び不明の項に入れたが、これらも八〇%近い効果を示してゐる。医師、技術者等も若干この項に含まれてゐるが、これらの効果は農業者に及ばず、受胎調節の効果が單なる技術以外の要素を含むと云う証左を投げかけてゐる。

#### (6) 夫の教育程度別成績

最後に夫の教育程度別の結果を第十表に示した。先にも述べた如く、受胎調節の効果はその直接的要因である方法の可否、技術品質の程度等の問題はさておいても、実行に関する微妙な心理的抵抗が重要な位置を占める。

教育程度が高ければ、常識的には、性問題に関する思想が進歩する事は想像し得るのであつて、此の表に示されたる如く流石に教育程度の高いものが、性生活の技術、思想にも優れてゐる状態を提供し、専門学校以上が七九・二%の効果を集めてゐる。然し中等学校と小学校の差は微弱で、殆んど同一の効果を示しその明白な相違の階層が専門学校と中学校の間にある事を物語つてゐる。この事實は前の東京都調査と全く同一の傾向で、中等学校以下では学歴による知識よりも、実生活における意欲や熱心が問題となるであろうという暗示を投げかけてゐる。

(第10表) 夫の教育程度別妊娠率及効果

夫の教育程度	実数	実行期間			不実行期間			効果
		妊娠数	危険期間	妊娠率	妊娠数	危険期間	妊娠率	
専門学校以上	101	46	334.6年	13.7	300	454.7年	66.0	79.2
中等学校	160	68	369.6	18.4	499	718.9	69.4	73.5
小学校	277	112	616.0	18.2	876	1281.0	68.4	73.4
学歴不明	3	2	18.6	10.8	13	33.2	39.2	72.6
合計	541	228	1338.7	17.0	1688	2487.7	67.9	74.9%

## 五、要約

昭和二十五年十二月、地方の一般的受胎調節の実態を調査する目的を以つて、山形県の十五市町村をモデルとして、行つた配票調査の結果の中先ずその実行の効果、五〇〇名について妊娠危険期間一〇〇年対の妊娠率を計算する方法で測定して要約次の如き結論を得た。

- (1) 全体として妊娠数は実行期間において不実行期間の1.4以上減じ、効果は大都市に劣るが、約七五%を示す。
- (2) 市部町部村部の順に妊娠率は低下する。但しその差は微弱で、村部にも受胎調節知識の普及してゐる事を示す。

(3) 婚姻期間の経過に感じ妊娠率は低下し、効果は上昇し、著明な段階は〇―四年と五―九年の間にあり、技術の習熟度及び最近の妊娠の特異性を示す。

(4) 規則的実行より時々の実行に至る実行程度の相違により効果は八三%―五七%の開きを示す。

- (5) 方法は、ペッサリー、定期禁欲が高くコンドームは品質が悪  
しと予想以下の効果しか収め得ず、薬品は甚だ効果に乏し。  
(9) 職業別には、俸給生活者が最高の効果を示し、農業者も可成  
りの成績で、商業者が最低の値である。  
(7) 教育程度が高くと効果も高いが、中等学校小学校間の開きは  
少なう。

参 考 文 献

- 青木尙雄：わが国における産児制限実行効果の測定，人口問題研  
究 6 卷 2 号 昭和 25 年
- Pearl, Raymond: Contraception and Fertility in 2,000 Women,  
Human Biology, Vol 4. No.3, 1932
- \_\_\_\_\_ : Preliminary Notes on a Cooperative Inve-  
stigation of Family Limitation, The Milbank  
Memorial Fund Quartely, Vol XI No.1. 1933
- \_\_\_\_\_ : Second Progress Report on a Study of  
Family Limitation, ibid Vol XII No.3, 1934
- \_\_\_\_\_ : Fertility and Contraception in New York  
and Chicago, The Journal of the American  
Medical Association, Vol. 108. 1937
- Stix, R. and Notestein, P.: Effectiveness of Birth Control, The  
Milbank Memorial Fund Quartely, Vol XII No.1  
1934.
- and Vol XIII No.2 1935
- Stix, R: Birth Control in a Midwestern City, The Milbank  
Memorial Fund Quartely, Vol XVII No.1,2, and  
4. 1939

# 開拓政策と人口問題

岡山県児島郡藤田村における入植農家の定着と人口圧力

(農村人口収容力調査中間報告)

林 茂

## 目次

- 一、開拓政策の課題と人口問題
- 二、資本家的干拓村としての藤田農場
- 三、純粹入植者の社会的經濟的性格
- 四、入植者の營農状態
- 五、入植者の脱落状況
- 六、若干の基本的人口現象の分析
- 七、結語

## (一) 開拓政策の課題と人口問題

わが国において、現に実施されつゝある開拓は「開拓事業実施要領」(昭和二〇年一月九日閣議決定による「緊急開拓事業実施要領」を改定し昭和二二年十月二四日に決定されたもの)に基くものであり、「国土資源の合理的開發の見地から、開拓事業を強力に推進して、土地の農業上の利用の増進と人口収容力の安定的増大を図り以て新農村を建設することを目的とする」ものである。その計画内容の基本は、開墾の総面積一五五万町歩(内地八五万町歩、北海道七〇万町歩)他に干拓面積五万町歩を目標とし、こゝに移住する入植戸数は三四万六千戸、地元農家が経営規模拡大のために行う増

反戸数九四万六千戸、包容人口は三百数十万人に及び、これを概ね内地七ヶ年、北海道十二ヶ年に実施しようとするものであつて、且つこれにより主要食糧(米換算)約一千万石の増産を企図せんとするものである。

即ち、これによつて明らかな如く、現下開拓の課題が終戦による莫大な海外引揚者、復員者、および企業の解体による離職者等に対する就業機會の附與と、食糧増産を狙う緊急人口食糧対策的性格から、客觀状勢の推移に伴い漸次その応急的性格を脱し、新国土計劃の一環としての綜合的見地より合理的開發を推進し、人口の安定的収容力の増大を図るため新しき型態の農村建設を強く要望するに至つているのである。

この如く現下の開拓は、未耕地を開墾し、人を入植せしめ、當農を確立して、これを定着せしめることによつて、その政策を完了せしめんとするものであるが、一見明白なるこの一連の課題は、政策そのものとして或いはその企図する効果に照準せしめられて、果して再検討が要請されぬであらうか。特にそれが人口政策の課題と関連せしめられるとき、果してどのような意義をもちうるかについては、それが強調されているだけ特に注意深い省察が必要とされよう。

思うに、わが国における開拓は旧藩時代一応為しつくされ、明治以降は特にその初期、北海道開拓が中心として実施されたが、食糧人口対策としては主として耕地整理事業が実施せられ、農業生産も久しく過度集約的な型態に緊縛されてきたのであるが、大正年間に至つて漸く土地不足が痛感せられ、これが対策として開墾助成事業がとりあげられたが、時宛も、日本経済の重点は、農業より工業に推移せんとしていた時期であり、開拓は遅々として進まなかつたのである。

この事は、わが国の耕地面積の最近に至るまでの推移の状況をみても、明治末期以降、最近まで耕地総面積は、さしたる増加もみられないことによつても知られる。

上述応急対策にせよ、恒久施策にしる、戦後対策として開墾を実施せしむる所以のものは、先づ何よりもわが国における国土利用状況が、世界各国のそれと比較するとき甚だ低位にあること、即ち、国土全体の一六%弱が耕地として、農業生産に使用されているにすぎず、残余の大部分は、山林原野として放置され、且つその所屬において、私的大所有、非常に広大なる国有、公有となつており、狭小なる国土における農業生産を思うとき、必然的に未墾地、山林、原野の開墾が要請されるわけである。

こゝに、国家の一大経済的困難、社会的危急に際会して、たえず窮余の対策として開拓がとりあげられてきた、主たる理由をよみとることが出来る。

開拓を制約する自然的條件についてみれば、わが国において可耕地として残存する未耕地の存在量は古くから、大体一定の推算が行われている。

即ち、専門学者によつて為された推算によれば、約四五〇万町歩内外が一応可耕地とされている、(例えば、恒藤規隆博士「本邦耕地の現今及将来」大日本農会報二四四号増刊参照)その他、農商務

省、農林省等によつて未耕地面積、開拓可能地面積の諸々の推算がされているが、上述緊急開拓事業が実施されんとするに當つて、更めて未耕地、開拓可能地の調査が実施され、その結果をれば大約、五〇万町歩と推算されているのである(「開拓可能地概要」農林省開拓局計画部昭和二三年四月参照)

これらは、勿論土地の自然科学的條件、即ち、傾斜、気温、標高、土壌等の一定の條件を基準とした推算であるに止り、かゝる自然的必要條件に加えて更に開拓の社会的、経済的條件がこれを制約する。即ち、かゝる自然力を如何に制し、如何に生かしてゆくかは技術の問題であり現在の社会機構のもとにおいては、技術は結局、政治、経済に制約される。

かくて、開拓に當つて用いられる「所謂土地分類」土地の償還性(例えばアメリカにおいていわれる如き)を基礎とした分類が行われていることは合理的であるといわねばならぬ。わが国における開拓の実情を顧みるとき、とくにかゝる意味の開拓の経済的観点が再検討を要請されるのではあるまいか。土地の収益性を軽視して、徒らに自然的開墾そのものに多く執着し個人々々に対する多額の助成金を基として、個人的努力によつて遂行される開拓は、その経済性において多くの矛盾を包蔵しているといわねばならぬ。国家が巨額の資金を投じて開墾をなし、これを個々の當農者に売渡し、彼等の負担において、開墾の生産力を發揮せしめてゆくというゆき方において、将来の生産力の予測に対する不安が當農放棄の主要原因であることを示す現状において、土地の収益性、特に開墾の経済的條件、就中、當農の社会経済的條件こそこの問題の主要点をなすものといわねばなるまい。行だし、當農の収益性において欠けるところあれば、到底その開墾は維持され得ぬのである。

次に開拓における人口的政策効果は如何が如く、開拓者の入植或いは増反によつてのみ解決されるものではなく、少くとも、之れを

制約する社会経済の基礎構造的條件にまでさかのぼつて、その効果を省察するものでなければならぬ。けだしその基礎條件は又当然にその基本的人口現象を制約するものであるから。

われ／＼が終戦以来農村人口収容力調査を実施してきた所以のものは、勿論一部終戦による、異常な人口移動現象を把握するの意をもつていたが、より根本的にはかゝる基本的人口現象を農村の実態に即してその制約の基本構造に迄解析して、その理論的結構を追求し、いわゆる収容力の構造的解析を行わんことを企図したに他ならぬのである。

開墾による入植者の定着によつて、戦後異常状態におかれた過剰人口の部分的消化を企図することが開拓政策におわされたる重要課題であつたことは上述の如くであるが、遺憾乍ら所期の効果を十分に果しえなかつたことは後述する如くおびたゞしい入植者の脱落現象に端的にそれを窺ひうるのである。しかし他方又入植者にしてよく定着し一定の生産力を發揮する段階に到達せる者の多数に存することに目をおゝい、その人口政策的効果を無視せんと欲するものではない。

我々がこのような定着状態に不拘、なほ且つ人口問題の見地から在来の開拓政策に対し再検討を要請する所以のものは、かゝる営農成功の場合もその多くは、在来の零細農型の営農の再生産にすぎず、その小農体制約に制約されたる人口学的諸問題は決して根本的に解決されていぬのみならずミゼラブルな零細農を多数再生産する限りにおいては却つて、過剰人口問題を累加する作用をすらもつものであることを指摘して、在来比較的閑却されがちであつたこの点の省察を促したいと欲するにすぎぬのである。

以下この一点について、岡山県兒島郡藤田村における農村人口収容力調査（昭和二十三年八月）結果を中心として具体的諸事実をとりあげ若干の分析を試みよう。

## (二) 資本家的干拓村としての藤田農場

先づ第一の開拓の経済的観点を問題とするに当り、藤田農場の資本家的干拓の特色を史実によつて學び、更に調査資料によつて入植者の社会経済的性格を検討し、更にその営農状態、脱落状況を検討しよう。

上述の如く、開拓の成否は根本において、その土地の経済性、或いはこれをよく發揮せしむる開拓者の経済力如何にかゝるのである。アメリカの大規模なる機械開墾が成功し、十分の経済力を發揮しているのは勿論技術の優秀性によるが、根本的には、それを可能ならしめる開拓の経済力の強さに依好しているといわねばならぬ。

これに反し、鋏一挺、鋤一挺を携へた、手労働中心の開墾が技術的、経済的に如何に非合理なものであるかはいうまでもよい。

わが国における開拓の歴史に徴しても、多くの成否の場合が存するが、関西における資本家的開墾は、北海道のそれと共に、成功を示せる場合とされている。

こゝに問題とする一兒島灣開墾事業も、明治初年より士族授産の一策として多くの人々によつて着目企図されたが、いづれも緒につかず、明治二十年藤田伝三郎によつて独力企図され開墾許可を巡り幾多の迂余曲折を経て、同二十三年はじめて着工されたのであるが、干拓における資本の演ずる役割が如何に著しいかを示すに足るのである。

「この干拓は兒島灣総面積七千町歩の中約四千町歩の干瀉を開墾せんとするもので、耕地適性に従つて干拓予定地を八区に分け順次着工し、明治四十五年第二区完成と共に土地の下付をうけ、一村を設けて藤田村と称したのである。地元漁民、附近農村の零細農民、その他近接地一帯よりの入植者を農場に吸収



し、それらの労働力によつて水田約千二百町歩を開墾せしめ、更に「通作」と称せられる小作制によつて、隣接農村民の作出によつて農場周辺の耕地を耕作せしめた」(「兒島湾開墾事業の概要」兒島湾開墾事務所参照)

最近の自作農創設特別措置法による農場解体時においては、(1)直営農六〇三町歩、(2)小作農四一七町歩、(3)自小作農三三八町歩、(4)自作農三三八町歩、計一、六九六町歩といわれている。

開拓において資本の果たす役割は大であるが藤田村における資本設備について特徴ある諸点を観察しよう。そこに現われる開拓の様相は、日本の資本主義的開墾の一例を示すものであり、資本と労働の相互浸透関係による開拓の進行について興味ある現象を示し、入植者の定着性を規定する諸条件、就中経済的條件について具体的な例示を與えるであらう。

藤田村の資本設備として特にあげべきものは、水利施設と、農作業場の機械設備である。「最初外人技師の開墾計画は歐米農法によつて畑地として設計され、水田としての用水については何等計画なく且つ附近の用水は、上郷の水田に引用されて余すところなく。この地に供用すべき灌漑水は皆無であつた。そこで、総水面二五〇余町歩の巨大なる貯水池を設け、又附近河川(米倉、彦崎川)の河底四ヶ所に巨大な伏越桶を設けて余水を吸収し、別に十三ヶ所に揚水機(オーブナービン式ポンプ吸入ガス七五馬力機関)を設置して用排水の統合をなし、一大灌漑システムを建設したのである」

次に農作業場の機械設備であるが、脱穀、糶摺、調整作業においては極めて機械化された工場設備を有した。即ち、「発動機により脱穀した生糶は玄米調整場におくられ、熱風乾燥機で乾燥する。乾燥糶はロール糶摺機で脱糶し、昇降機によつて上層の糶穀分離室に移される。糶穀は旋風機の吸入装置によつて屋外のタンクに集積さ

れる。玄米は反復米撰機を通過し各別に貯穀槽に収められ、機械的に計量機によつて計量される」(上記「兒島湾開墾事業概要」参照)といつた如く、技術水準の高い近代的な機械装備を有したのである。

たゞこゝに注意すべきは、耕耘過程の機械化にさ程積極性のみえなかつた点であるが、これは、農耕の基礎過程に従う、労働力が安価に容易に入手されたことによるといねばなるまい。

次に藤田農場における労働力供給者として入植者を問題としなければならぬが、これは畢竟資本家的農場における、労働型態の史的変遷過程として、その定着の社会経済的様相を併せ把握せしめるであらう。

藤田農場はその開墾着手にあつて、多数の土方、人夫を募集、使役したが、それは主として兒島湾干拓事業によつて、その生業を奪われた附近の漁民と、岡山、広島、香川の諸県下から入植した移民とによつて構成されていた。彼等は「農場内各農区における、農舎に收容され、農機具、種子、肥料等生産手段のすべてを会社から支給され、月給制度によつて労働した」(上記兒島湾開墾事業の概要)参照)のである。この段階における入植者の労苦は非常なもので、夜逃等による脱落者が非常に多かつたといわれる。

これが発端であるが、開墾の進捗に伴う生産力の発展に照応しつつ、農場の経営も漸次粗放の段階から集約化の傾向を辿り、それに応じて労働型態も分化発展した。

即ち、直営分益制から請負農へ、更に普通小作制への過程を経て、資本家的純直営に転化し、最近の土地解放によつて資本家的農場五十年の幕を閉じたわけである。これは資本家的開墾によつて吸收された入植者が、その労働の生産力の発展によつて自己の属する階層を伸張せしめつゝ、自作農民として定着して行つた姿を示すものともいえる。

直營分益制というのは、「大農と小農との長所を折衷して案出された一種の分益農組織である」。開墾当初、泥土の中に苦闘した農耕段階から漸く反当約一石の生産力を發揮するに至つた時の労働型態であるが、入植者は一戸男子二人以上の労働力を有し且つ役畜一頭の外小農具を所持するものを採用し、家族と共に社營の農舎に住し、一戸当り四―五町歩を担当耕作する。「耕種の方法耕作收納等総て会社の指揮命令に従う」のである。その「收穫物の内より、種子肥料並に農具機械費及挿秧收納に對する一部補助の雇人夫賃等直接費を控除したる残余の二五%（裏作は三五%）を給與として與えられた。」（上記「兒島灣開墾事業の概要」参照）

請負農は入植者が苛烈な淘汰によく堪え、直接生産者の取得部分が漸次生活必需品以上に出づる超過分の存在と發展とを可能ならしむるに至つた状態に於て、「農具、種子、肥料、役畜等生産手段の大部分を所有するに至つた」段階に於するものである。「一戸当り二―五町歩を請負い、收穫物の中より種苗代、肥料代を差引いた残高の三五%を現物のまゝで報酬として受取る」ものである。この段階に至れば、彼等は農業労働者たる性格を殘存しているとはいへ、「農場外にある農村の普通小作に獨立して轉化」し（信夫清三郎「日本の資本主義」上巻参照）うる能力を具備するに至つたものといえる。

普通小作は右の状態に到達した請負農が、更に次の段階への發展の要求（藤田小作争議）をなすことによつて農場側が承認したものである。それは結局通作形態の小作（〇・五―一町歩）として最初から存在した小作と合して「一町歩以下の耕作面積をもつ、日本の標準的な小作人」（同上「日本の資本主義」上巻参照）となつた姿を示す。即ち、掟米制により一・一―一・四石の小作料を支払うのであるが、入植者が階層發展によつて漸次安定的な定着段階に到達した姿といえよう。

資本家的純直營は、請負農の要求する掟米小作制創出に際して、会社側が直接耕作者から、とりあげた耕地約六百町歩を直營農場としたものである。この直營地の農作業は前記小作農が日傭労働者として賃労働を兼業するものと、附近農村の階層分化に伴う農家の賃労働者化、その他賃銀収入を不可欠とする潜在過剩人口等をもつて行なわれたのである。即ち、農場附近一帯、岡山県南部農村地帯は、土地所有の零細化強く、従つて農業外収入たる兼副業賃銀収入を不可欠とする。土地に不足せる貧農はその労働力を日傭労働に都會労働に賃労働化するが、又附近の小都市における主副業としての花蒔業、麦幹真田業等の不振は、愈々賃労働としてその過剩人口の排出を要求する。従つてその賃銀は安い。これらの者に、復員軍人、引揚者、戦災者その他転失業者が加わつて、農業労働者となり、純直營農場の耕作に従事したわけである。例へば昭和二十一年における藤田農場直營地五二七町歩は日傭労働者五十人、復員軍人その他二百三十人を使役していた。使用人夫は作業種類によつて常雇と請負に分けられたが、挿秧期には一日の出場人夫八〇〇―一、〇〇〇人に及び時に一、五〇〇人に及んでゐる。

以上、藤田農場における入植者の定着性をその経済力の發展に伴う、労働型態の変遷、階層分化の過程を通じて概観したわけであるが、その反面は農業經營に進出した資本が、どのような施策を通じて資本家的發展を企図したかを示すものでもある。時に会社直營地は減少し、逆に小作地は増大したが、会社はこれらの小作農や、自小作農の労働を巧みに利用することによつて、その資本家的經營を維持してきた。しかし、生産力の發展と共に農場内部の階層分化愈々進行し、機械使用進み、上層農民は、機会ある毎に、その経営規模の拡大を企図せんとしたのである。

こゝに今次の農地改革、自作農特別措置法による藤田農場の解体という、歴史的事態に直面して、土地受入の体制が整備され、農場

側と藤田村との間に幾多の迂余曲折はあつたが遂に土地譲渡の契約が締結されたのである。

### (三) 純粹入植者の社会的経済的性格

右の如く今次の自作農創設特別措置法によつて、五十年の歴史を有する資本家的農場はその終末をつけたのであるが、これに代つて開拓事業を遂行するものは、農林省藤田開拓建設事業所である。即ち、国の直営によつて干拓の建設工事を進めるわけである。この工事は原則として国費を以て施行され、整地作業等は開拓者が行うのであり、これに国の補助金が交付される。入植者が最も困難を感じる住宅、作業場等について国が相当の補助金を交付し、建設資材、営農資材等の優先的確保の措置がとられる。又営農資金について、或いは衛生教育施設等についても国が相当の補助金を交付する建前となつてゐる。「開拓事業実施要領」農林省開拓局昭和二十二年十一月、参照)

資本家的干拓は國家財政の支出のもとに実施される干拓にそのバトンを渡したが、いづれの場合においても個人入植者の定着性にとつて、その営農の経済的要因が主要な役割を演ずることは動かしがたいこれは、入植者自身の経済事情と、これを包容する外部条件としての経済状態に分つて考えられる。

先づ入植者はどのような社会的、経済的性格を有するかを概観しよう。

上記人口問題研究所が藤田村を対象として行つた、農村人口収容力調査の結果によれば、昭和十七年一月以降調査時現在迄、同村への入村者は、八四〇人、世帯員として入村せる者七九五入、婦村者二一三人である。入村せる世帯数は二〇七であるから、入村者一世帯家族員数は平均三・八人であり、全国入植者の一世帯家族員数

四・一六人より少ない。第一表参照。普通農家の平均一世帯家族員数は七・四人(二十三年)である。

(第1表) 藤田村農家非農家別並びに農家階層別入婦村者世帯及び世帯員数

階層別	入村者			婦村者		
	世帯数	世帯員数	一戸平均員数	世帯数	世帯員数	一戸平均員数
総数	207	795	3.8	21	75	3.6
0.3町未満	2	6	3.0	1	1	1.0
0.3~0.5	10	40	4.0	—	—	—
0.5~1.0	137	481	3.5	14	44	3.1
1.0~1.5	36	192	5.3	3	14	4.0
1.5~2.0	7	37	5.2	1	6	6.0
2.0~2.5	—	—	—	2	10	5.0
2.5~3.0	—	—	—	—	—	—
3.0~5.0	—	—	—	—	—	—
階層不明	2	8	4.0	—	—	—
非農家	8	18	2.2	—	—	—
日雇	3	9	3.0	—	—	—
不完全	2	4	2.0	—	—	—

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月人口問題研究所による。

入婦村者を入婦村理由別にみよう。第二表参照。即ち、入植、復員、引揚、戦災が理由別中に占める比率が高い。(入婦村者の農家階層別分析については後述参照) 入婦村者の出身府県別を示すものは第三表である。即ち、地域別に入村者を見れば県内が圧倒的に大である。市郡別において郡部が過半数を占める、婦村者はいう迄もなく外地よりも多い。

(第2表) 理由別入帰村者数

理由別	総数			入村者			帰村者		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	1,053	602	451	840	436	404	213	166	47
入植	194	106	88	190	106	84	4	—	4
復員入植	76	73	3	76	73	3	—	—	—
復員	120	118	2	—	—	—	120	118	2
引揚	224	114	110	159	77	82	65	37	28
転失業	34	23	11	27	18	9	7	5	2
就職	6	6	—	6	6	—	—	—	—
戦災	80	32	48	76	30	46	—	—	—
疎開	35	16	19	29	14	15	4	2	2
従属	173	70	103	171	69	102	6	2	4
縁事	51	13	38	50	13	37	2	1	1
転住	18	10	8	18	10	8	1	—	1
分家	5	3	2	5	3	2	—	—	—
家事手伝	5	1	4	2	—	2	3	1	2
興除村からの入村	27	15	12	27	15	12	—	—	—
病氣養生	1	1	—	1	1	—	—	—	—
商業のため	1	1	—	1	1	—	—	—	—
不詳	3	—	3	2	—	2	1	—	1
		同上		割合					
総数	100.0	57.2	42.8	100.0	51.9	48.1	100.0	77.9	22.1
入植	18.4	17.6	19.5	22.6	24.3	20.8	1.9	—	8.5
復員入植	7.2	12.1	0.7	9.1	16.7	0.7	—	—	—
復員	11.4	19.6	0.4	—	—	—	56.3	71.1	4.3
引揚	21.3	18.9	24.4	18.9	17.7	20.3	30.5	22.3	59.5
転失業	3.2	3.8	2.4	3.2	4.1	2.2	3.3	3.0	4.3
就職	0.6	1.0	—	0.7	1.4	—	—	—	—
戦災	7.6	5.3	10.6	9.1	6.9	11.4	—	—	—
疎開	3.3	2.7	4.2	3.5	3.2	3.7	1.9	1.2	4.3
従属	16.4	11.6	22.8	20.4	15.8	25.2	2.8	1.2	8.5
縁事	4.8	2.2	8.4	6.0	3.0	9.2	0.9	0.6	2.1
転住	1.7	1.7	1.8	2.1	2.3	2.0	0.5	—	2.1
分家	0.5	0.5	0.4	0.6	0.7	0.5	—	—	—
家事手伝	0.5	0.2	0.9	0.2	—	0.5	1.4	0.6	4.3
興除村からの入村	2.6	2.4	2.8	3.2	3.5	3.0	—	—	—
病氣養生	0.1	0.2	—	0.1	0.2	—	—	—	—
商業のため	0.1	0.2	—	0.1	0.2	—	—	—	—
不詳	0.3	—	0.7	0.2	—	0.5	0.5	—	2.1

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

(第3表 a) 地域別入帰村者数

(b) 地域別入帰村者割合 (%)

	入村者		帰村者	
	実数	割合	実数	割合
	県内	412	49.0	18
市部	157	18.7	46	21.6
郡部	475	56.5	34	15.9
外地	179	21.3	116	54.5
不明	29	3.5	17	8.0
総数	840	100.0	213	100.0

(備考) 市部郡部の数字には岡山県内からの入帰村者の数字を含む。

地域別	入村者			帰村者		
	総数	市部	郡部	総数	市部	郡部
岡山県	412	40	372	18	10	8
大阪府	45	45	—	6	4	2
香川県	36	1	35	2	—	2
広島県	18	13	5	18	12	6
兵庫県	46	31	15	4	4	—
大分県	2	—	2	4	2	2
東京都	18	17	1	7	7	—
山口県	14	8	6	5	2	3
京都府	3	2	1	1	1	—
徳島県	2	—	2	2	—	2
山梨県	4	—	4	—	—	—
神奈川県	1	—	1	—	—	—
福井県	1	—	1	—	—	—
和歌山県	—	—	—	1	—	1
富山県	1	—	1	1	—	1
新潟県	1	—	1	1	—	1
静岡県	13	—	13	4	2	2
高知県	1	—	1	—	—	—
愛知県	3	—	3	—	—	—
岐阜県	1	—	1	—	—	—
長野県	—	—	—	1	—	1
石川県	6	—	6	—	—	—
福井県	2	—	2	—	—	—
計	632	157	475	80	46	34
朝鮮	79	—	—	47	—	—
台湾	34	—	—	1	—	—
支那	4	—	—	28	—	—
満洲	46	—	—	24	—	—
沖繩	5	—	—	—	—	—
シベリア	2	—	—	—	—	—
南方	9	—	—	16	—	—
計	119	—	—	17	—	—
内地計	632	—	—	80	—	—
外地計	179	—	—	116	—	—
地域不明	29	—	—	17	—	—
合計	840	—	—	213	—	—

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

更に入帰村者の前職を示すものは第四表である。即ち、入村者の前職は各職業部門にわたっているが、就中農業者の占める比率が大である。帰村者は服役中であつた軍人が圧倒的部分を占めている。これらを総合して一貫せる傾向として概観しうるものは、入村者(一応入植者と同視する)は大部分県下より(四九%)来り、その前職農業なるもの(二〇%)が主要部分を占めているといふことである。前職は仔細にみれば第四表表示如く、農、工、商その他官吏より僧侶に至るまで各般に分布しているが、その大部分は社会各部門において生起した失業人口が流入したものとみて誤りはない。(無職とあるのは学生、子供等である)。

(第4表) 職業別入帰村者数

職業別	総数			入村者			帰村者		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	1,053	602	451	840	436	404	213	166	47
農業	194	107	87	167	89	78	27	18	9
農商會社	21	15	6	17	12	5	4	3	1
社員	37	33	4	29	25	4	8	8	—
公務員	19	16	3	19	16	3	—	—	—
工員	34	32	2	26	24	2	8	8	—
服役(軍人)	165	165	—	59	59	—	106	106	—
道員	7	5	2	3	2	1	4	3	1
軍員	4	4	—	1	1	—	3	3	—
教員	3	2	1	3	2	1	—	—	—
僧侶	1	1	—	1	1	—	—	—	—
花印	4	4	—	4	4	—	—	—	—
運送	3	2	1	2	2	—	1	—	1
日運	1	1	—	—	—	—	1	1	—
汽土	6	4	2	6	4	2	—	—	—
木請	1	1	—	1	1	—	—	—	—
職工	3	3	—	2	2	—	1	1	—
官山	1	1	—	—	—	—	1	1	—
職工	1	1	—	1	1	—	—	—	—
工業	1	1	—	1	1	—	—	—	—
職工	2	2	—	2	2	—	—	—	—
無職	534	198	336	488	185	303	46	13	33
不詳	11	4	7	8	3	5	3	1	2
		同上			割合				
総数	100.00	57.2	42.8	100.00	51.9	48.1	100.00	77.9	22.1
農業	18.4	17.8	19.4	19.9	20.4	19.3	12.7	10.9	19.2
農商會社	2.0	2.5	1.3	2.0	2.8	1.2	1.9	1.8	2.1
社員	3.5	5.5	0.9	3.5	5.8	1.1	3.6	4.8	—
公務員	1.8	2.7	0.7	2.3	3.8	0.7	—	—	—
工員	3.2	5.3	0.4	3.1	5.3	0.5	3.6	4.8	—
服役(軍人)	15.7	27.4	—	7.0	13.5	—	49.8	63.9	—
道員	0.7	0.8	0.4	0.4	0.5	0.2	1.9	1.8	2.1
軍員	0.4	0.6	—	0.1	0.2	—	1.4	1.8	—
教員	0.3	0.3	0.2	0.4	0.5	0.2	—	—	—
僧侶	0.1	0.2	—	0.1	0.2	—	—	—	—
花印	0.4	0.6	—	0.5	0.9	—	—	—	—
運送	0.3	0.3	0.2	0.2	0.5	—	0.5	—	2.1
日運	0.1	0.2	—	—	—	—	0.5	0.6	—
汽土	0.6	0.6	0.4	0.7	0.9	0.5	—	—	—
木請	0.1	0.2	—	0.1	0.2	—	—	—	—
職工	0.3	0.5	—	0.2	0.5	—	0.5	0.6	—
官山	0.1	0.2	—	—	—	—	0.5	0.6	—
職工	0.1	0.2	—	0.1	0.2	—	—	—	—
工業	0.1	0.2	—	0.1	0.2	—	—	—	—
職工	0.2	0.3	—	0.2	0.5	—	—	—	—
無職	50.6	33.0	74.5	58.1	42.4	75.1	21.7	7.8	70.2
不詳	1.0	0.1	1.6	1.0	0.7	1.2	1.4	0.6	4.3

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

これを試みに、農林省開拓局開拓月報により作成されたる全国入植者の前歴別戸数(日本農業年報第二集参照)によつて前職業をみれば第五表の示す如くである。

又別の一資料に基きその出身地域別をみれば県内六九%、県外一九%、海外一二%(西村甲一「開拓政策の課題」参照)であり、大

体前職農業、出身地県内という主要傾向に変わりはない。前職軍人において藤田村が全国の場合に比しその比率が高いのは、藤田農場が海軍々人の受入れに積極性を示したからであるといわれる。いづれにせよ、入植者は県内の農業者が主流をなしているが、これは県内の零細農家経営から排除された農業者が大部分を占めてい

(第5表) 入植者の前歴別戸数 (農林省開拓局「開拓統計月報」により作成)

職業別	昭和20年度 (20.11~21.3)		昭和21年度 (21.4~22.3)		昭和22年度 (22.4~23.3)		計	割合
	年次	割合	年次	割合	年次	割合		
農林業	12,850	31	30,621	48	23,450	62	66,921	46
工業	7,198	17	7,627	12	2,933	8	17,758	12
商業	5,563	12	4,376	6	1,948	5	11,887	8
旧職軍人	3,145	7	2,524	4	720	1	6,389	5
其他	13,659	33	20,286	30	8,608	24	42,553	29
計	42,415	100	65,434	100	37,659	100	145,508	100

(備考) 「日本農業年報第二集」による。

るのである。これは、いはゞ失業或いは潜在的失業人口の型態変化にすぎぬといえるであろう。

ることは想像に難くない。即ち、二、三男を中心とする農業における潜在的失業人口の流入なのだ。こゝに入植者の性格における地域的職業的特色ともいふべき一つの基本的指標が、はつきり窺われる。又戦時軍需工業の解体による失業者が一方においてその片足を失つて零細専業農家となると共に、他方において入植者として帰農したことも容易に察知されよう。その他各職業部門の雑多なる非農業的職業者が全体として入植者の過半数に達することは、農業者としての不適合者を多分に含むといういみにおいて、入植者の社会的映像を複雑不鮮明ならしめると共に、そこに入植者の定着性を動揺せしめてい

る一重要要因が見出される

(第6表) 入植農家の開墾作付実績  
(「緊急開拓營農実績報告」により作成)

種別	地区別		計
	内地	北海道	
開墾予定(A)	182,971	196,412	379,383
実績(B)	54,459	33,984	88,443
進捗率(B/A)	29.8	17.3	23.3
作付面積(C)	46,690	21,541	68,231
作付割合(C/B)	85.7	63.4	77.2
利用採草地面積	16,444	9,636	26,080

(備考) 「日本農業年報第二集」による。

先づ実際に耕地はどの位開墾され且つ作付が行われているか。日本農業年報第二集によれば第六表の如くである。即ち、全国的にみて所定の計画のもとに発足された開拓において、實際

以下、若干の一般的統計資料に基いて、営農の経済状態を少しく検討しよう。

未開地開拓が困難な事業であり、精神強固でなければ所期の目的を達成し得ないことは勿論であるが、他面において、強固な精神を以てすれば、よく定着しうるだけの条件が與えられねばなるまい。開墾によつて実際に取得された耕地における営農が成功して、一定の生産力を發揮するに至る迄の、経済生活に耐えうるか否かと定着を決定する分岐点をなすのである。

#### (四) 入植者の営農状態

このような社会的、経済的性格の入植者が開拓地において、如何なる定着状態を示すということが、当初掲げられた人口収容力の見地よりする開拓政策の成否に關する直接の解答を與えるものであるが、次に入植者の営農状態につき若干の考察を加えねばならない。我々は藤田村に対しては直接経営調査を行つていないので、一般的資料に基く考察に止めねばならない。

に農家が開墾し得た面積は予定面積の約三〇%、北海道は一八%に止まるのである。予算支出に伴う開墾実績面積と、実際に開墾作付された面積との偏差の大なることをみて、実際開墾上の障害困難が想像以上のものであることが知られよう。且つその作付の内容をみても、直接食生活維持のための食料作物(穀類、薯類等)が第一とされ、果樹、工芸作物等換金作物は殆んど問題にならぬのである。又一戸当り平均當農面積についてみれば、内地平均六反六畝、北海道二町二反、作付面積においては更に下廻り、内地五反、北海道一町四反となつてゐる。(日本農業年報第二集参照)

更にこれら入植農家の、家畜、農機具等生産手段所有状況をみるならば第七表の如くであつて如何にもミゼラブルな岩細農の姿が眼前にほらふつとする。

(第7表a) 入植者一戸当平均家畜所有数  
(前掲「営農実績報告」)

種別	地区別		
	内地	北海道	計
馬(頭)	0.04	0.34	0.08
牛(頭)	0.08	0.002	0.07
乳牛(頭)	0.02	0.08	0.03
綿羊(頭)	0.03	0.09	0.04
山羊(頭)	0.20	0.07	0.18
豚(頭)	0.04	0.11	0.05
兎(匹)	1.1	0.5	0.96
鶏(羽)	2.7	3.2	2.8

(備考)「日本農業年報第二集」による。

この点に関して、藤田農場の入植者が資本家的経営者より一定の生産手段を貸與されて労働したのと対照的である。試みに藤田村における農家階層別機械所有状況を示せば第八表の如くである。即ち新しい入

植者を示すと思われる〇・三町未満、及び〇・三〇・五町階層をみるに前者は皆無であり、後者は全国平均より良く、階層上位に進む程裝備充実せるは多くの示唆を含むといえよう。

(第8表) 藤田村農家階層別原動機作業機所有台数(一戸平均)

階層別	農家数	自家所有		団体所有		動力				
		原動機	動力機	原動機	動力機	動力機	自耕機			
総数	621	441	353	348	157	113	256	37	63	
0.3 未満	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
0.3~0.5	20	2	1	1	1	2	6	0	0	
0.5~1.0	238	68	65	58	14	43	105	17	26	
1.0~1.5	155	121	101	88	25	24	70	10	16	
1.5~2.0	118	150	110	112	60	23	47	8	14	
2.0~2.5	62	72	58	58	40	20	23	2	6	
2.5~3.0	10	15	11	12	9	1	2	0	1	
3.0~5.0	5	8	3	4	4	0	3	0	0	
階層未詳	7	5	4	5	4	0	0	0	0	
		一 戸 平 均								
総数	621	0.71	0.57	0.56	0.25	0.18	0.41	0.06	0.1	
0.3 未満	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
0.3~0.5	20	0.1	0.05	0.05	0.05	0.1	0.3	0	0	
0.5~1.0	238	0.29	0.27	0.24	0.06	0.18	0.44	0.07	0.11	
1.0~1.5	115	0.78	0.65	0.57	0.16	0.15	0.45	0.06	0.1	
1.5~2.0	108	1.27	0.93	1.03	0.51	0.19	0.4	0.07	0.12	
2.0~2.5	62	1.16	0.94	0.94	0.65	0.32	0.37	0.03	0.1	
2.5~3.0	10	1.5	1.1	1.2	0.9	0.1	0.2	0	0.1	
3.0~5.0	5	1.6	0.6	0.8	0.8	—	0.6	—	—	
階層未詳	7	0.71	0.57	0.71	0.57	—	—	—	—	

(備考)「農村人口収容力調査、人口問題研究所、昭和23年8月」による。

(第7表b) 入植者主要農機具所有台数  
(前掲「営農実績報告」)

種別	地区別			
	内地	北海道	計	
電動機	総数	535	3	538
	一戸平均	0.006	0.0002	0.005
石油発動機	総数	366	40	406
	一戸平均	0.004	0.002	0.004
プラウ	総数	2.031	3.993	6.024
	一戸平均	0.02	0.26	0.06
動力脱穀機	総数	454	23	477
	一戸平均	0.005	0.001	0.005
動力精米機	総数	222	7	229
	一戸平均	0.002	0.0004	0.002
動力製粉機	総数	468	7	475
	一戸平均	0.005	0.0004	0.005

(備考)「日本日業年報第二集」による。



更に入植者の経済状態を推測せしめるにたる手持資金、借入金等について興味ある若干の資料を掲げよう。第九表の如くである。  
(日本農業年報第二集参照)

(第9表) 入植者の手持現金調査

(昭和22.2「開拓経済実態調査概要」)

種別 金額	入植当時持参金 (昭和20.11 ~21.6)		現在手持金 (昭和21.12)		現在負債 (昭和22.1)	
	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
	戸	%	戸	%	戸	%
0					1,211	46.0
1,000 円以下	394	14.9	1,396	53.1	555	21.0
1,000~2,000	279	10.7	411	15.6	223	8.5
2,000~3,000	293	11.4	353	13.4	235	8.9
3,000~5,000	542	20.5	238	9.0	162	6.2
5,000~8,000	412	15.6	150	5.7	151	5.7
8,000~10,000	326	12.4	59	2.2	55	2.1
10,000~20,000	325	12.3	14	0.6	35	1.3
20,000以上	60	2.2	10	0.4	4	0.3
計	2,631	100.0	2,631	100.0	2,631	100.0

(備考) 「日本農業年報第二集」による。

即ち、入植者二、六三二戸中三九四戸一四・九%は手持現金一〇〇〇円以下であるが、入植約半一ヶ年後には、一、三九六戸五三・一%が一〇〇〇円以下となつてゐるし、手持現金の各層別にみた所持金は大体みな減少し、下位に下降してゐる。みな所持金を喰ひ盡しているのだから、逆に一〇〇〇円以上負債戸数は五四%に達して

いる。且つその借入先をみるに、個人によるものが過半数に達してゐる。第十表参照。

(第10表) 入植者負債金借入先

別金額 (前掲資料)

借入金	金額	割合
	円	%
個人	375,000	58
営団	100,100	15.5
庶民金庫	172,000	26.5
計	647,100	100.0

(備考) 「日本農業年報第二集」による。

(第11表) 入植者の経済的補助 (単位 円)

種別	補助金	借入金	現物	その他	小計	%
国又は府県	1,134	706	357	25	2,281	28.4
営団	506	452	194	41	1,193	14
金融機関	3	321	—	—	324	4
親戚知人	1,180	2,225	665	165	4,235	51
その他より	6	57	64	103	220	3
計	2,829	3,820	1,280	334	8,263	100
%	34	46	16	4	100	—

(備考) 「緊急開拓地実態調査、農地開発営団、昭和22年8月」による。

なお、農地開発営団の緊急開拓地実態調査(昭和二十二年八月)内地二三地区一七九戸の選抜調査の結果によれば入植者に対する経済的援助は第十一表示す如くである。  
(上記「開拓政策の課題」参照)

即ち、これによつても入植者は日常生活を維持するために多くの資金物資を補給するを要し且つその補給の過半数は公共団体以外の親戚知人等よりうけていることが知られるのである。  
この如く、自己の生活維持のため親近者に依存して窮々としており、生産手段の充実などは思いも及ばぬ状態がよく判るのである。

(五) 入植者の脱落状態

入植の動機の何であるにせよ、農業者としてたゞんとする確固たる意志の欠如せる入植者が、営農の困難に直面すれば、たちまち離意して離脱せんとするであろうことは容易に想像されるのであるが、事実統計の示すところによれば緊急開拓事業実施以来離脱者は相当数に達している。第十二表参照（開拓統計月報農林省開拓局昭和二十四年三月による）

(第12表) 入植者離脱状況（昭和23年12月末現在）

年度	地域	入植累計戸数 (A)	離脱累計戸数 (B)	離脱率 (A/B)
20年度末	内地	38,214	1,154	3.0
(自 20. 11	北海道	4,201	94	2.2
至 21. 3)	計	42,415	1,248	2.9
21年度末	内地	95,566	6,735	7.0
(自 20. 11	北海道	12,283	1,648	13.4
至 22. 3)	計	107,849	8,383	7.8
22年度末	内地	126,847	15,174	12.0
(自 20. 11	北海道	18,661	3,073	16.5
至 23. 3)	計	145,508	18,247	12.5
23年度末	内地	141,914	21,409	15.1
(自 20. 11	北海道	21,945	4,241	19.3
至 23. 12)	計	163,859	25,650	15.7

(備考) 「開拓統計月報、農林省開拓局、昭和24年3月」による。

即ち、累年計数において四ヶ年間入植者の一五・七%、約二万五千戸の脱落者を生じ、その数は累年的に増加している。

この離脱者を年度別入植者の年度別離脱状況として示すものは第十三表である。

(第13表) 年度別入植者の年度別離脱状況

年度	入植戸数	入植割合 (%)	離脱戸数	離脱割合 (%)
昭和20年度	42,415	110	11,100	26.2
〃 21〃〃	65,434	100	13,450	20.5
〃 22〃〃	37,659	100	4,739	12.6
〃 23〃〃	13,472	100	490	3.6
(9月末現在) 計	158,980	100	29,779	18.7

(備考) 「年度別入植者の年度別離脱状況農林省開拓局昭和24年3月」により作成。

これによつてみれば二十、二十一年度入植者において離脱率は特に高く、二十二年度において相当低下し、二十三年度は著しく低い（九月末現在を顧慮に入れても）。これは入植者の質が漸次良好となりその適格性を加へて行つたことを示すものといえる。

離脱者の行衛については、旧業への復帰、他業への転業が最も多い。これは、農業意欲なく営農について無知識の入植者の脱落が最も多いことを端的に示すものであり、こゝに失業救済としての入植の意義に対する根本的疑義が提出されるといわねばならぬのである。

今、農林省開拓局調査にかゝる「純粹入植者離脱事由調査報告」昭和二十二年六月、によつて離脱事由を二十、二十一年度累計においてみるならば次の如くである。

即ち、営農資金の不足（一〇%）、営農物資の入手難（四%）、農地の立地条件、土地問題（一〇%）、営農上の不安（一〇%）等主として農業経営の見透しの困難に基くものが三四%、意志の薄弱一六%、身体の虚弱八%、家族系累等にまつる家庭の事情一四%、生計の不安一二%その他世帯主の死亡、開拓民間の不和等一六%と

なつてゐる。

如何にも無秩序雜然たる入植者にふさわしき離脱事由を呈示してゐるが、意志薄弱等主觀的理由によるものは問わぬとして、入植者として終始せんとする意志を有しながら客觀状況による不安のため離脱せる者の相当あることは、國家の政策として政策自身の不徹底さに基因するものであることを省察すべきであらう。當農の不安、生計の不安の占める比率の高度なることは營農者の意志と客觀條件との乖離を示す一資料となすに足るであらう。

このような純粹入植者の定着度の動搖性に反し、地元入植者の定着率が比較的良好であることは、容易に想像しうるところである。地元増反についてはいろいろ迄もないが、地元入植は親元に經濟的基礎を有する分家的色彩が極めて濃厚であること、且つそれが進取的な農業者であるという点において強度の定着率を興えてゐる。

即ち、入植者と生家との間には相互補完的に勞働力、生産手段のみならず、生活手段が交流してその經濟力が補強されてゐる。この点、血縁的、地縁的に孤立せる入植者とのよき対照であり、県内、農業者が過半数を占めるといふことの眞実の意味もかゝる事情の反映であらう。

藤田村において、分家というのは經營規模大なる農家の所謂分家もあるが、同村における新干拓地六区に分讓地を求めて分戸する地元入植に属するものが多い。隣村の興除村（二世帯、九一名）、灘崎村等（三世帯）より、藤田村の新干拓地分讓地を求めざる者の多く存することは、こゝにいう意味の地元入植であると共に、又經營規模拡大の方便とされていることが充分注意されてよい。これは現在の土地制度のもとにおいて、企業的色彩の強い興除村的農業經營を維持發展せしめるための基本的生産手段の確保を意味してゐるといえる。

なお藤田村については、直接離脱狀況を調査した資料はないが、

他出者として（後述）明白に農業經營難という理由をかゝげた者が一例のみみられたことはこの干拓村における定着状態につき極めて暗示的であるといえよう。

かくして、入植における脱落の問題は、地元入植においてより、むしろより多く純粹入植に固有の問題であるといえるが、根本においてはいづれも、その經濟性によつて左右されることは否定しえない。離脱のよつて來るところも經濟的意味における入植政策の不徹底さに胚胎するものといわねばならぬ。即ち、それは主として純粹入植者の社会的經濟的性格と、入植地における客觀條件との乖離の現象として理解されるを要する。換言せばこれは入植者の意志を越えて營農生活の不安を醸成する社会經濟的條件の問題に還えさるべきものといわねばなるまい。

## （六） 若干の基本的人口現象の分析

以上、入植の課題における、經濟的諸問題を考察した。更に進んで開拓における人口政策的効果に関する基本問題を検討しなければならぬが、上述の如く、在来の開拓政策においては、人口の有業化を目図して過剩、失業人口の入植が企図され、人口の安定的有業化の成否によつて、一応その政策的効果が問われるのであり、在来の実情は上記われわれの觀察した如く内在的にみる限り、半ば成功し半ば不成功に終つてゐるといわざるをえない。以下特に問題とするのは、この点に關しかゝる意味における入植が、人口政策的に眞に過剩失業人口対策として妥当であるか否かにかゝる。

先づ藤田村における事實に基いて基本的人口現象の若干を検討しよう。

人口圧力に対応して行われる農家における人口の排出作業を示すものとして、他出者をとりあげてみる。第十四表示す如くである。

(第14表) 藤田村農家非農家別、農家階層別、理由別他出者一戸平均

階層別	総数	就職	分家	縁事	就学	従属	応召	別居	入植	疎開	経困	営難	不詳
総数	0.40	0.02	0.10	0.20	0.01	0.03	0.006	0.004	0.006	0.002	0.002	0.002	0.03
0.3町未満	0.33	—	—	0.33	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.3~0.5	0.10	0.10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
0.5~1.0	0.20	0.02	0.05	0.06	0.02	0.01	—	—	—	—	0.004	—	0.04
1.0~1.5	0.36	0.04	0.03	0.19	0.01	0.05	0.006	—	—	—	—	—	0.04
1.5~2.0	0.64	0.008	0.14	0.17	0.008	0.05	0.008	0.01	—	—	—	—	0.008
2.0~2.5	0.95	0.002	0.39	0.39	—	0.06	0.002	—	0.06	—	—	—	0.002
2.5~3.0	0.80	—	0.20	0.50	—	—	0.01	—	—	—	—	—	—
3.0~5.0	1.00	—	0.40	0.60	—	—	—	—	—	—	—	—	—
階層不明	0.71	—	—	0.14	—	—	—	—	—	—	—	—	0.57
非農家	0.50	0.17	—	0.17	—	—	—	—	—	0.17	—	—	—
日雇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不完全票	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

即ち、大体階層上位に昇る程他出者は多い。目立つて多くなるのは二町層前後からである。一町以下は非常に少ない。殊に現に干拓進行中と思われる。○・三―○・五町層は、一戸平均他出者○・一人と最小を示している。これを他出理由別にみれば、中上層の他出は縁事を第一とし、ついで分家が多い。職業移動を示す就職による他出は、むしろ○・三―○・五町層が比較的高いが、結局これらは中上層における入植者としての性格の貫徹とその定着状態を示し、従つて、農業者としての分家或いは養子縁組等によつて人口排出を行(女子の縁事他出はいう迄もない)開墾苦闘の結果である土地を確保せんとする点が窺われよう。少数例であるが○・三―○・五町層において就職他出がみられるのは入植者としての一まつの不安定を示し、中上層に就職他出即ち農業外に、就かんとする者の殆んどみられないのと対照的である。入植は農業意欲の強さを第一とすべきことの現われを、このような他出現象についてもみうるであろう。しかし更に世代を重ねて分家の余地少なきに至つた場合は、当然異なる他出現象が現われるであろうことは容易に想像されよう。入植において貫徹された全人間的苦闘の成果は一応成つたであろうが、その足下には短世代の交替の中に早くも伝統的農村におけると同じ小農的苦悶が人口圧の面においても強くしのびこまんとしていることは到底否定しえないのである。

他出者を時期別にみるためかりに戦前、戦時、戦後に分つてみると各階層とも最も少ないのは戦時中であり、戦後に比較的多い、これは他村における一般的傾向と異なるところはない。

次に農家における人口排出作業の反面たる人口吸収作用としての入植者を観察しよう。これを農家階層別および理由別一戸平均で示すものは第十五表である。

(第 15 表) 藤田村農家、非農家別並びに農階層別、理由別、一戸当り入籍村者数

階層別	総数	入籍	役員	引揚	転失業	就職(農業)	農業以外への就職	災	疎開	従属(復讐、轉失業の家)	終	事	転住	生活安定	分家	土地分	地家手	事	興除	農地開放	その他	不詳
総数	1.28	0.24	0.12	0.21	0.04	0.003	0.01	0.12	0.04	0.26	0.08	0.03	0.01	0.01	0.02	0.003	0.04	0.04	0.01	0.06		
0.3 町未満	1.00	0.30	—	0.67	0.05	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.3~0.5	1.55	0.35	0.05	0.45	0.05	—	0.40	—	0.40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.5~1.0	2.06	0.44	0.24	0.37	0.07	—	0.23	0.09	0.34	0.09	—	—	—	0.02	0.01	0.05	—	—	0.25	—	—	
1.0~1.5	1.25	0.27	0.08	0.17	0.02	0.006	0.02	0.05	0.04	0.35	0.08	0.03	0.06	—	—	—	—	—	—	0.004	—	
1.5~2.0	0.48	0.03	0.03	0.13	0.02	—	—	—	0.01	0.12	0.12	0.03	—	—	—	—	—	—	—	—	0.01	
2.0~2.5	0.11	—	0.02	0.03	—	0.02	0.02	0.02	0.02	—	0.06	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2.5~3.0	0.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3.0~5.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
階層不明	1.14	—	—	0.71	0.15	—	—	—	—	0.29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
非農家	1.77	—	0.11	0.44	0.22	—	0.22	0.33	—	0.44	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.11	
日雇	1.33	—	—	—	0.33	—	—	0.17	—	1.00	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不完全票	0.32	—	—	0.21	—	—	—	0.11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
【歸村】																						
階層別																						
総数	0.33	0.18	0.18	0.10	0.01	—	—	0.006	0.10	0.003	0.001	—	—	—	0.006	0.004	—	—	—	—	0.001	
0.3 町未満	0.17	0.17	0.17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.3~0.5	0.15	—	0.05	0.05	0.05	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
0.5~1.0	0.32	—	0.15	0.16	0.004	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1.0~1.5	0.31	—	0.17	0.07	0.006	—	0.004	0.01	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1.5~2.0	0.33	—	0.25	0.05	0.01	—	0.006	0.02	—	—	—	—	—	—	0.03	0.22	—	—	—	—	0.008	
2.0~2.5	0.55	—	0.35	0.10	0.03	—	—	—	—	0.008	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
2.5~3.0	0.20	—	0.20	—	—	—	—	0.03	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
3.0~3.5	0.80	—	0.40	0.40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
階層不明	0.14	—	—	0.14	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
非農家	0.11	—	—	—	—	—	—	0.11	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
日雇	0.17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不完全票	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

即ち、大観すれば入村者は下層に多く、中上層に少ない。仔細にみれば○・三町未滿層は二戸平均一人であり、○・五―一町層は二・〇六人で最も多い。一・五町を境として格段に少くなる。二―五町層は○・一一人と最少を示している。

これを理由別に分析しよう。○・三町未滿層は、入植、引揚、転失業のみをかゝげ、開墾入植者の性格を明示している。○・五―一町層は多数であるだけ他理由もみられるが、これも入植、復員、引揚、戦災が主たるものであり、隣接興除村よりの入植もかなりみられる。地元増反として注意すべきことはすでに指摘した。二―五町に至つては、復員、引揚、就職、戦災、疎開等極く僅かつて存するが、之れは在村者の同居者として入村したものである。縁事による入村が比較的多い。

歸村者を階層別一戸平均でみれば、大観して、下層に少く中上層就中上層に多い。三反未滿は僅か○・一七人であるが二―五町層は○・五五人、三町以上は○・八人と最も多い。理由別にはいう迄もなく復員、引揚が圧倒的部分を占めている。上層農家の子弟の歸村をいみする。入村にみられる人口吸収力は中上層において極めて低く、歸村者の吸収はこれと反対に多い。

年度別に入歸村者をみれば、いづれも、終戦時たる昭和二〇年（入村二一四名、歸村一〇〇名）これにつぐ二十一年（入村二九八名、歸村八二名）両年度に集中しており二十二年度は既に減少をきたし（入村一六六名、歸村一〇名）二十三年度は一段の減少を示している。（入村九二名、歸村六名但し二十三年は八月調査）階層別にみたこの傾向も異なるところはない。

入歸村者を試みに年齢三階級別に、農家階層別にみれば第十六表示す如くである。

(第16表) 年齢三区分別、入歸村者割合

階層別	14歳以下	15歳~59歳	60歳以上	不詳
0.3 未滿	28.6	71.4	—	—
0.3~0.5	34.9	60.5	4.6	—
0.5~1.0	27.2	68.4	3.9	0.5
1.0~1.5	25.9	69.9	4.2	—
1.5~2.0	15.7	80.4	3.9	—
2.0~2.5	2.3	93.3	4.4	—
2.5~3.0	—	100.0	—	—
3.0~5.0	—	100.0	—	—

(備考) 農村人口收容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

即ち、入歸村現象において入植者の性格の強い三反未滿層には老齡者はいないこと、歸村者の性格の強い二町以上層では、生産年齢層が多い。就中上層は、はつきり歸村者の性格がみられる。○・五―一町、一―一・五町層では、生産年齢人口を中心とし老幼相伴うといった入歸村者の年齢構成がみられる。この点においても上下兩層でその性格は一番判然としている。

次に藤田村の農家階層別世帯構成をみよう。第十七表示す如くである。

即ち、藤田村の農家非農家世帯員数は一戸平均五・〇二人である。農家階層別にみれば、概して下層に少なく上層に至るに従つて多い。上層の叙述に従つて、これは当然のことである。例えば、○・三町未滿層は僅か二・六七人であるが、三―五町層に至つては八・八人である。而して、世帯員中十五歳以上の子供は大體階層上

(第 17 表) 藤田村農家階層別、農家非農家別世帯構成

階層別	世帯数	世帯員数	世帯主	配偶者	祖父母及び母の数	世帯中15歳以上の子供	世帯中15歳以下の子供	孫	兄弟姉妹数	其の親族	他族	使用人	家事使用人	其の同居
総数	655	3,288	655	546	277	624	906	118	113	43	7	—	—	49
0.3 町未滿	6	16	6	4	1	1	4	—	—	—	—	—	—	—
0.3~0.5	20	97	20	17	3	15	34	1	3	2	—	—	—	2
0.5~1.0	238	966	238	183	54	118	293	11	39	14	1	—	—	15
1.0~1.5	156	831	156	137	50	164	250	24	29	8	4	—	—	9
1.5~2.0	117	689	117	105	50	151	181	34	26	8	1	—	—	7
2.0~2.5	62	436	62	60	41	118	89	29	15	9	—	—	—	13
2.5~3.0	10	76	10	10	8	22	16	9	—	—	1	—	—	—
3.0~5.0	5	44	5	4	4	19	4	8	—	—	—	—	—	—
階層不明	7	38	7	7	2	7	10	2	1	2	—	—	—	—
非農家	9	25	9	5	2	1	6	—	—	—	—	—	—	2
日雇	6	17	6	4	—	—	6	—	—	—	—	—	—	1
不完全票	19	53	19	10	3	8	13	—	—	—	—	—	—	—
				同	上	一	戸	平	均					
総数	655	5.02	1.0	0.83	0.35	0.95	1.38	0.18	0.17	0.07	0.01	—	—	0.07
階層別														
0.3 町未滿	6	2.67	1.0	0.67	0.17	0.17	0.67	—	—	—	—	—	—	—
0.3~0.5	20	4.85	1.0	0.85	0.15	0.75	1.70	0.05	0.15	0.10	—	—	—	0.10
0.5~1.0	238	4.06	1.0	0.77	0.23	0.50	1.23	0.05	0.16	0.06	0.0	—	—	0.06
1.0~1.5	156	5.33	1.0	0.88	0.32	1.05	1.60	0.15	0.19	0.05	0.03	—	—	0.06
1.5~2.0	117	5.89	1.0	0.90	0.50	1.29	1.55	0.29	0.22	0.07	0.01	—	—	0.06
2.0~2.5	62	7.03	1.0	0.97	0.66	1.90	1.44	0.47	0.24	—	—	—	—	0.21
2.5~3.0	10	7.60	1.0	1.00	0.80	2.20	1.60	0.90	—	—	0.10	—	—	—
3.0~5.0	5	8.80	1.0	0.80	0.80	3.80	0.80	1.60	—	—	—	—	—	—
階層不明	7	5.43	1.0	1.00	0.29	1.00	1.43	0.29	0.14	0.29	—	—	—	—
非農家	9	2.78	1.0	0.56	0.22	0.11	0.67	—	—	—	—	—	—	0.22
日雇	6	2.83	1.0	0.67	—	—	1.00	—	—	—	—	—	—	0.17
不完全票	19	2.79	1.0	0.53	0.16	0.42	0.68	—	—	—	—	—	—	—

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

位に至る程多く、十五歳以下の子供は各層とも余り差異はないが、特に〇・三〇・五町層が一戸平均一・七〇人と最高を示して〇・三町未滿層(〇・六七人)と三・五町(〇・八〇人)の両層が少ないことが注目されるべきであろう。更にこれを世代の規模で見れば、世帯主を中心とし親子三代にわたる家族は上層に昇るにつれて多く、世帯主と親又は子の二代のものは大抵中層に多く、世帯主のみの一代世帯は下層に集中している。入植地として当然の現象である。

以上の諸視点においてみられた入植村現象は、明白に入植者の性格の濃厚な下層と、その性格の殆んど消滅せる上層農家との間に対照的な性格を示している。これは人口の排出吸収作業にも、大家族構成においてもみられたところであり、当然に、それぞれの階層の社会経済的な発展段階の特性を反映するものでなければならぬ。

而して、我々が特に注意を喚起したいのは中上層における入村者が非常に少なく、且つ他出者は多

いこと及び、一五歳未満の子供数が〇・三二〇・五町層に最も多く、且つそれが〇・三町未満層の純入植困窮的な者と、安定上層において最も少ないものである。これらの諸現象に我々は入植効果にまつわる人口学的問題点の顕現することを強く指摘したのである。

上述既にふれた如く入植安定と共に人口圧力は最も明白に顕現するに至るが、わけても中核上層はその安定と共に人口吸収については強く排他的性格をみせ、その土地への何らかの形における他人の吸収には極めて消極的態度を示し、自己中心に土地確保のため、極力人口排出を試みることがみられる。且つ出生現象において、入植と関連的に注目すべき諸点の存することもいう迄もない。

われは更に本村における人口の自然的増減を規正する要因としての出生、死亡現象の考察に進まねばならない。

即ち、先づ出生率をみよう。藤田村における出生率は、岡山県の児島郡内において最高位群に属する。例えば大正十四年は千につき三六・〇九であり同郡内最高を示している。最低は味野町の二〇・二〇である。昭和五年も三四・一五と最高を示している。昭和十年に至つて二九・一四と郡内第六位に低下している。同年は下津井町の三四・五一が最高である。岡山県全体の出生率（昭和五年二八・八九、昭和一〇年二五・六二）と比較すれば勿論藤田村が高位にある。更に全国郡部の出生率と対比してみよう。大正十四年全国郡部出生率は千につき三六・五二である。昭和五年は三四・二〇であり藤田村のそれは全国郡部のそれとほぼ似ている。たゞ昭和十年全国郡部は三四・〇九であり、これに比し藤田村はかなりの低下を示している。昭和十年におけるこの低下の理由は今判明しがたい。その後における出生率は昭和二十三年三四・〇九を示し、岡山県全体の三三・〇五よりは高位にあるが、児島郡の三五・六七よりやゝ低位にある。死亡率については、昭和五年千につき一二・四七、同一〇年一二・四五、同一二年一一・五七とかなり低い数字を現わしている。これ

らは、岡山県児島郡のそれよりかなり低位にあるのである。要するに、その出生率は郡内高位郡に属し、全国郡部のそれとほぼ近いものであると理解して差支えあるまい。

更に、之れを精密に検討するため特殊出生率をみよう。即ち、妊孕年齢女子千につき過去一ヶ年間の出生児数を農家階層別に検討してみる。第十八表参照。

(第18表) 藤田村農家階層別、特殊出生率

階層別	妊孕年齢女子	女配偶者	0才の子	の出生率			
農家総数	534		94	17,603			
0.3町未満	2		—	—	206	39	189.32
0.3~0.5	19		1	52.03			
0.5~1.0	187		38	203.21			
1.0~1.5	139		23	165.47	252	43	170.63
1.5~2.0	113		20	176.99			
2.0~2.5	61		11	180.33	74	12	162.16
2.5~3.0	6		1	166.67			
3.0~5.0	7		—	—			

(備考) 農村人口収容力調査、昭和23年8月、人口問題研究所による。

即ち、仔細にみれば〇・五―一町層が千につき二〇三・二と最高を示し、ついで高いのが十一五町層の一八〇・三である。他層はこれに比し小数例の観察の嫌いがあるが、〇・三―〇・五町層は五二・六と甚しく低く出ている。(この階層の一五歳未満子供数が最多な



るは引揚、戦災者等従属者の多きことをいみしている(二・五町層以上は又低下している。これを大観すれば、〇・三―一町層において、一八九・三と高く、一―一・五町層は一七〇・六、二―三町層は一六二・一六と階層上位に昇るに従つて特殊出生率は低下しているといつてよい。

明治中葉以降五十年來の入植地として、新入植者の多いのは階層低位の農家群であることはいう迄もない。入植者の家族の年齢構成は、概して、青壯年を中心とし老齡者少なく家族規模も小なることが通例である。二町以上の上層農は上來われ／＼のみた如く入植以來既に数十年を経過し、自作農として定着した、安定層であり、当然に下層と異なる年齢構成を示し、老齡者も多い。中間層は、その過渡的型態を示しているといつてよい。

このような年齢構成が自然的基礎をなし、農民階層的な社会経済的な發展の差異が、農民の生活と意識とを規定して、このような階層別特殊出生率をきたしているといえよう。即ち下層は入植者としての性格が強く比較的靑壯年層の多いこと、零細經營の必然として、出生率も高い。(或いは逆に過度労働、極度の貧困のため非常に低い)上層は既に入植者としての性格も稀薄となり、一応の成功者として一般村における上層に近い性格を顯現しようとしている上層殊に上層下限は安定者としての、二・三男に對する土地配分の問題、或いは教育のための出費等入植開墾と異なる生活原理が支配しているであろう。勿論一定の限定のもとにのみいえることであるが、生活水準の上昇それに伴う生活の合理的配慮も必要であらうし、その他有意の家族計画が出生現象に迄波及していると想像される。これらの諸要因によつて出生率が比較的低下して現われていると解すべきであらう。

以上要するに本村の基本的な人口現象の分析は、本村の中核上層農家における人口の吸収、排出作業および出生率にみられる一連の諸

関連において、これら階層農家が既に相当強く人口圧力の加重に對し対応を迫られつゝあることを教ゆるものである。

かくて、入植安定について、待ちもうけていたものは、小農体制下日本農民に共通の苦悶たる過剩人口の圧力そのものに他ならなかつたといえぬであらうか。

更に現に開拓に苦闘しつゝある入植下層農家において示される高底兩極に偏した出生率は、さしせまつた過剩人口対策に苦慮する日本として、当初かゞげられた入植による人口問題解決策に、果して妥當な効果を期待しうるかにつき多くの疑義を挿むものといわざるをえまい。

## (七) 結 語

以上の叙述を総括しつゝこの小文のしめくゝりをしよう。

明治改革以降わが国の開拓政策は、大量の士族失業人口に職を興え、又食糧不安に對処する人口食糧対策として、所謂歸農の型で推しすゝめられた。

即ち、士族授産を第一とし、功臣或いは財閥に土地を興えた北海道、東北の開拓として、或いは三十年代の凶作による米価昂騰に對処する食糧増産のための耕地整理法(三十二年)として、又日露戦後の増産補強のための開墾、土地改良を企図する耕地整理法の改正(四十二年)として現われ、更に、灌漑排水事業の遂行に基く生産力増強策としての新耕地整理法(大正四年)ついで第一次大戦後米騒動を契機とする食糧危機対策としての鮮米増産計画及び国内耕地開発を企図する開墾助成法(大正八年)となつたのである。この助成法は昭和十七年農地開墾法によつて代わられるまで二十余年間にわたつてその役割を持續した。その間、昭和初頭の恐慌以後、恐慌対策として各種の救農土木事業が施行されついで昭和十一年国策

移民として二十ヶ年百万戸の満洲移民が計画されたことは世人の記憶に残るところであろう。而して、第二次大戦後「緊急開拓事業」が実施されるに至つた事情は上述の如くである。

これらの政策が国民経済の要請に基くものである事は、もとより否定し得ない。たゞよくその所期の目的を収めえたかについては別に論があるであろうが、いづれにせよ大観して緊急開拓事業に至るまでの、それらの事業が成し得たところは、国内耕地中潰滅、荒廃されたものを開拓によつて漸く補償したに止まるといへよう。即ち、資本主義の発展に伴う工業の勃興による都市の発達、工場道路の敷設等によつて潰廢される耕地、特に関西、九州総じて西南地帯において失つた耕地を、東北、関東、就中北海道において補償してきたといえるのである。緊急開拓事業実施以降の開墾及び入植の進度も遅々たるものである。

即ち、二十三年三月迄に至る開墾は予算割当の六九%、計画に対し三五%にすぎない。(日本農業年報第二集) 入植の実績については、計画十八万三千戸に対し予算割当十七万二千戸に縮減され実績は約一四万六千戸にとゞまつている(日本農業年報第二集参照) 一戸当り二人の有業者として約三〇万人足らずの零細農業者が再生産されたと推算されよう。

増反農家については各年度共割当戸数が計画を越え、各年度共に(二十二年度を除き)九〇%以上の実績を示しているが、これも勿論農産物価格の騰貴と併行するものとみななければならぬ。従つて、増反が農業経営と真に有機的に結合されていなければ、農産物価格下落と共に、その耕地は放棄されざるをえない。最近の傾向はかゝる経済原則の貫徹を物語つてゐる。人口食糧政策として開墾入植の問題をとりあげるとき、過大の希望を新耕地の造営につなぐことは慎まねばならぬ。むしろ、合理的、科学的な事業の遂行によつて、入植者の定着率を高めることに重点がおかされるべきであろう。

その為には入植適格者の嚴選を要すること勿論であるが、定着を可能ならしむる技術的、経済的條件を與へることが肝要とされる。個々入植者が苛烈な筋肉労働を無限に注入して、なお且つ将来の見透しなく自然力の前にみじめな存在をたゞけるような営農は失業対策としても、食糧増産対策としても殆んど無意味であろう。

脱着者が主として経済的窮乏に基因する営農の見透しに対する不安によつて離脱していることは、地元入植の経済的安定度による定着性と対照的である。個々別々の零細農として入植すること、開拓婦農組合等による技術水準の高い労農の共同化、機械化、有畜化を通して処女地に近代化された労農を建設することの優劣はすでに事実によつて、ほゞ実証済みである。

開墾に巨額の資金と労力を要することはいうまでもないが、若し十分の資金を以て高い見識と卓越せる機械技術を駆使して徹底的にこれを遂行するならば、自然の制約を大きく克服してよく成果をあげべきことはアメリカの幾多の開墾開墾の例にまつまでもなく、本邦においても資本家的開墾にこれをみうるであろう。勿論それは社会的、経済的に幾多の問題を包蔵する資本形成の論理による事業の遂行であることは動かしがたい事実である。藤田農場における自作農の定着は例えそれが苛烈な淘汰に堪えたものであるにせよ一応資本に圍繞された技術水準の高い営農のもとにおける入植の定着性の一面を示しているといえる。自然力を如何に制し、自然を如何に生かしてゆくかは、現下の経済体制下においては開拓における資本、技術の役割にかゝつてゐるのである。

従つて、純粹入植者の定着性の弱いことは現在の條件のもとにおいてあり、他の條件のもとにおいては又異なるであろう。この條件の何たるかは、にはかに論じがたいが、多くの経験の示すところは、開拓営農において少くとも共同化の方向をめざす、社会的、経済的な集積力の造成にまつものであることは容易に想像されるであらう。

らう。

緊急開拓事業もその石、均衡財政政策のため開拓予算の大削減によつて、入植者に対する順位の設定も

第一順位、増反者

第二順位、非助成入植者

第三順位、一部助成入植者

第四順位、全額助成入植者

と重点が推移し、食糧増産を第一とし、地元農家の二・三男等にして資力のある者の自主的入植が優位におかれ、失業、引揚者等に對する入植は背景におしやられた。宛も終戦直後いわざ無秩序に引揚、戦災、疎開、失業者と雑然たる入植が首位を占め多くの脱落者を生じ、ついで二十二年、特に二十三年度と引揚開拓民、海外の開拓農業経験者の入植に重点がおかれ、質的に安定しその限りにおいて離脱者も減少し、更に二十四年度に至つて財政的關係より地元富農の分戸的入植に重点が推移したのであるが、かゝる推移自体が何よりも明白に、入植者の定着性を制約するものが、その技術的、経済的條件にあることを物語つてゐる。

開拓が資本主義経済のもとにおいて進行する限り、主体的契機としての入植者、客体的要素としての物的諸關係共にその法則によつて支配されざるを得ない。個々の營農の自主性の確立ということがその定着性の根本を規制するものであり、且つそれが如何に困難なものであるかに想到すればそれ自身多くの非合理的契機を内包する零細經營を創出再生することは營農自身として又人口の有業化という点において何らの合理性を示さない。然らずして、新開拓地における營農の近代化をめざして進むものでなければ、社会的にも経済的にも何らの進歩的意義は認められぬのである。小農体制下における資本家的經營として、独自の存立を示した藤田農場を解体して零細なる自小作農を多く作つたことは、進歩的な意義も少いといは

ねばならぬ。

開拓政策におわされたる重要課題たる人口の有業化について要求されたる経済的観点の再検討は要するに、營農の不安に苦悶する個々の零細自作農を数多く創出することは、何ら真の問題解決に至らぬということである。例えよく定着の段階に達し、その限りにおいて一応の有業化が成功しても、それは、社会経済的にはこれによつて資本主義經濟下に有する零細農の機能が再生産されるにすぎぬのである。

資本に開きようされた開拓たる上述藤田村における中上層農家の人口排出作業はその農家經濟における加重されたる人口圧の排出をいみする点において、一般農村と何ら選ぶところはない。

何らの裝備を有せざる一般個々入植者の経済的條件の低劣さは、一定の定着段階において感受される人口圧力の加重の程度は恐らくより一層深刻であらう。

かくて人口政策の観点よりするも、入植地におけるかゝる零細農にみられる、窮迫的多産と、極度の過勞と貧窮状態に制約される出産抑制とは、共に、人口現象における攪亂的要因としてのみ作用するのであり、このような人口学的問題点を内包するミゼラブルな零細農を、開拓によつて創出することは、人口問題の解決ではなくむしろその発端であり、再生産でさえある。さなきだに過剰人口の重圧にあえぐこれら零細農の合理的解消の方向こそ、農村人口の問題解決のための第一着手事項とされねばならぬ。

近代合理主義の浸透と共に農村における經濟構造の合理化が行われ、農村人口の合理的收縮作用が貫徹することは西欧先進資本主義諸國、わけてその古典的な場合を示すイギリスにおいて明白に顯現してゐるところであるが、程度の差こそあれ、この論理の貫徹は各國共にみられるところである。われ／＼の農村人口收容力調査においても明白にこの法則の貫徹せる場合をみうる。例えば、藤田村の

隣接村たる興除村における人口現象にみられる合理性の顯現にこれを指摘しうるのである。(拙稿「農業の構造的進化和農業人口」人口問題研究第七卷一号参照)

　　いう所の開拓による新農村の建設も真に人口政策的効果を期待しえんがためには、このような意味における、生産構造の近代的進化作を伴うものにあつて、はじめて、よく、その農家経済における生産型態も、従つて又農業労働の体系も近代化され、合理化されて、よく人口現象の合理性が顯現し、その合理的收縮作用が起りうるものであることを銘記して行われねばなるまい。

　　かくて、はじめて、人口政策の貫徹が、開拓政策によつて企図されうるといわねばならぬ。

　　重ねていえば「開拓事業実施要領」の基本方針の如き伝統にとられざる、新時代に即した合理的營農を核心とする近代的農村の建設を眞実に企図することによつてのみ、はじめてよくその農民生活の近代化が政策的視野において現実化され、これに伴つて農家における諸人口現象の合理性が発現する。こゝに眞に人口政策の負荷に堪えうる開拓政策がその緒につくといえるであらう。

# 血族結婚部落に関する優生学的調査概報 (第二報)

——千葉県安房郡七浦村、豊房村調査——

篠崎信男  
良田圭子  
青木尙雄

## 序言

さきにわれわれは山梨県西山部落(1)及び新潟長野県境秋山郷(2)において血族結婚部落の優生学的実態調査を行い、わが国に多い同系結婚が、体格一般の倭小化を来し、殊に体力の弱化は著るしい事実を指摘したが、両部落共に山間人で地形気候良好ならざる地に住み、特殊の郷土食を攝り、それ等の後天的な制禦影響が部落民の体格体力に及ぶ可能性も当然考慮に入れねばならぬ制約があつた。既往の文献、例えば延川氏(3)の、高地人は「一般に」身長低く頭長大であるとの報告、又、小泉氏(4)の山地児童は身長低く胸囲大なりとの所論より見ても、前記のわれわれの調査結果が或は山間人を対象としたためのもので、体格体力一般の劣弱はさておき、或る部分は敢て血族結婚のためばかりとは云い切れないものがあるかも知れない憾みがある。

この問題を解くため、われわれは今回更にむしろ栄養良好気候温暖の海岸地にして外観の身体發育が一般人口に比して遜色なく、特

殊の遺伝病なき血族結婚部落(5)を殊更に選んで千葉県南部五部落に実態調査を行い、優秀素質はかかる條件の下にどの様に作用するか、環境はどの程度に影響するか、一般人口との差はどの部分に現われるかを種々の角度より究めようとしたものである。

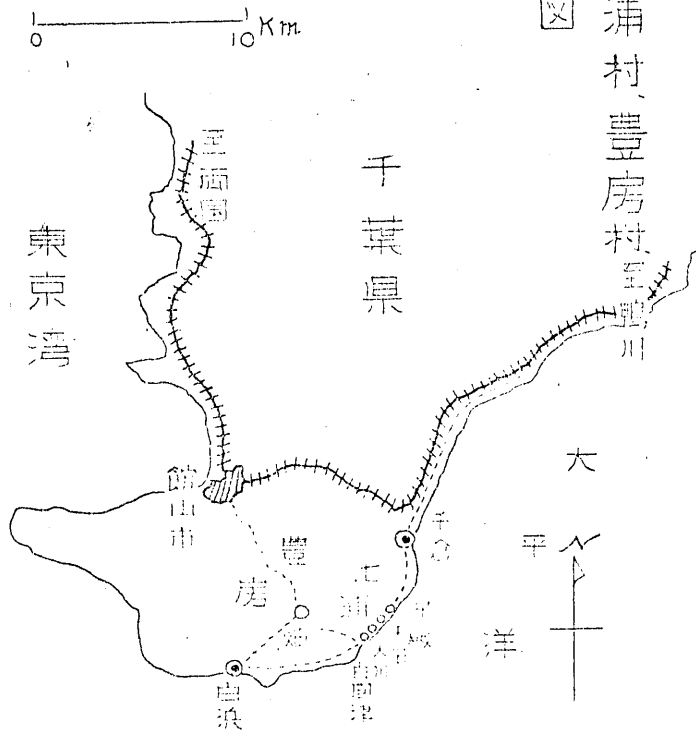
- (1) 人類学雑誌六〇卷三三号昭和二四年
  - (2) 人口問題研究六卷三三号昭和二六年
  - (3) 民族衛生一〇卷五号昭和一七年
  - (4) 民族衛生四卷三、四号昭和一〇年
  - (5) 人口問題研究資料全国血族結婚部落所在調査昭和二四年
- 唯茲に発表するのはその概報で、綜合成績による一般人口との比較及び、地域別血族濃度別による体格の相対的比較に重点をおき、家系別の遺伝系統分析、体構写真の判定分類、学童智能係数と体格体力との相関々係等の問題の発表は他日を期し度い。

## (一) 地形、概況

千葉県安房郡七浦村四部落は館山市より約二〇軒、房総半島の最

南端に位し外房太平洋に面する海岸を東南三軒に亘つて点在する半農半漁の村で戸数七〇〇、気候は比較的溫暖で海岸より三〜四〇〇米にして北側を走る丘陵に挟まれているため、農耕地少く(第一表)米作は一年の中、村民の三ヶ月の食糧を與えるのみであるが近海魚

七浦村、豊房村、至鴨川



の漁獲量が豊で、あわび、さざえの特産物もあり村民の約七〇%は漁業兼業の農家で(第二表)男子は多く漁業にも従い、女子も農耕の外海女となつてあわび、さざえを採取しているものもある。

同郡豊房村畑部落は七浦村の北部に隣接して海岸沿いの丘陵上標高一二〇米に位し海岸より四軒の地点に在る六〇戸の部落で同村内の各部落よりむしろ七浦四部落に近く住民の殆んど大部分は農家で

(第1表) 種別面積

	七浦四部落	豊房畑
宅地	21.2	2.3
田	65.5	25.0
畑	73.3	13.4
山林	148.5	242.4
その他	55.4	—
計	町反 363.9	町反 283.1

(第2表) 職業別世帯数  
(昭和23年)

	七浦四部落	豊房畑
農業	544	56
漁業	109	0
工業	28	0
商業	22	0
その他	—	4
計	703戸	60戸

(第二表)米作麦作の外炭焼竹林苗木栽培を副業としてゐる。(第一表)丘陵上の一小部落に過ぎないが生活豊で人情に富み都会に出て成功している郷土人も少くない。

## (二) 歴史、沿革

七浦四部落は尾崎氏(東京学芸大学教授)菊池氏(千葉大学教授)等の説(6)或は古老等の言によれば徳川初期紀州より移住したものとしく隣村白浜、同村白間津等の地名の「白」は関西に多い地名で紀州の花崗岩の色に因むという。白間津部落は現在も紀州辺と言語、祭文等類似点あり、船で移住した際の船着の儀式行事が行われ、又大川部落には熊野すしの料理法(関西式箱すし)が残つてゐる。寺の過去帳の最古は元祿時代であり、徳川中期には一応の村落形態が整つたものと思われる。其の後数回の著明な地震のたびに土地が隆起し、現在の丘陵のすそから海岸は可成り東に拡がつてゐる。明治中期迄は墮胎の風習盛んでほづき菜、鳥もち、からし等を使用し、たらしい。血族結婚習慣の原因は現在では尾崎氏の云う漁民と農民とが対立して夫々團結したと言うような理由は現在見られず單に

「気心の知れた」ためとの答えが多い。

(6) 両氏の直接の談話による

豊房村部落は七浦村四部落より成立稍々古く伝説によれば元正天皇の御宇既に七戸の部落が在つたと云う。然し実際上部落形態の整つたのは徳川末期で幕府天領民として四八戸を記録している。村崎氏(木更津高校校長)(7)の調査に依れば畑附近には彌生式土器、黒耀石片が出土し、太平洋岸隆起現象より見て南岸白浜町(旧称真間と云い畑部落の真城跡と語呂類似す)と殆んど接続した海岸部落であつた模様で、周辺の岩石が比較的新しい第三紀層砂岩(水成岩)より成り、近傍に塩井あり又大網小網船作等の海に因んだ地名等の事実が興味を引く。近親結婚の習慣は親しい身内中で既存の財産を分散させない手段の一つとして選ばれたらしく、田畑の多い家系同士程その交流が盛んである。

(7) 未発表

### (三) 人口事情

人口は徳川時代より増加殆んどなく最近一〇年間にあつても(第三表)七浦はわずかに二・四%の増加、畑部落のみ約三割の増加を示しているが之は主として疎開帰農の爲めで、戸数も徳川末期の四八戸より一二戸の増加に過ぎない。

出生率は低く横田博士の結論(8)が示す如く婦人の生殖能力が本質的に劣弱なるに非ざるかを疑わせる。(出産力と血族結婚の關係は(IV)に後述する)。死亡率乳兒死亡率も概ね高く死因は呼吸器系統よりも心臓肝臓疾患等の内臓系統に多く特異の状態を示している。婚姻率離婚率も共に高く、更に一五―一六〇歳階級人口が相對的に少いことを考慮に入れれば可成り異常な値である。

(8) 人口問題研究四卷四号昭和一八年

年齢別人口においては一般人口に比して低年齢階級の比率少く、出生率の低下を思わせ、若中年層の率が可成り低いことは出稼離村

(第3表) 年次別人口

年次	七浦四部落		豊房畑部落	
	男	女	男	女
昭和16年	2,398	2,369	134	144
17	2,418	2,364	134	144
18	2,361	2,370	133	145
19	2,367	2,361	—	—
20	2,373	2,348	133	160
21	2,342	2,331	165	178
22	2,312	2,359	—	—
23	2,367	2,382	183	183
24	2,386	2,495	192	168
昭和16年より 24年の増加率	(+)	2.4%	(+)	29.4%

(第5表) 年齢別性別人口

(昭和23年)

年齢階級	七浦四部落		豊房畑部落	
	男	女	男	女
0—9歳	443	496	52	45
10—19	430	462	27	29
20—59	746	893	85	82
60—	249	272	21	26
計	1,873	2,123	185	182

(註) 七浦村は一部分欠

(第4表) 年次別人口動態各率 (七浦村のみ)

年次	出生率	死亡率	乳兒死亡率 (出生100対)	婚姻率	離婚率
昭和16年	24.1	14.5	11.3	17.4	1.5
17	27.6	19.7	9.1	13.0	1.3
18	32.8	16.7	12.9	14.0	1.5
19	26.0	19.7	13.0	12.5	1.7
20	17.6	26.9	12.0	7.0	0.6
21	23.1	26.1	6.5	9.6	1.3
22	24.5	19.1	5.0	21.6	1.9
23	30.5	15.6	3.4	16.6	1.9
24	33.4	9.8	4.9	13.7	0.4

によると共に低年齢の少い事もその原因と考えられるが、老年層の著るしく比率高い事実は、(長壽者が極めて多い)乳兒死亡率の高い事実と思ひ合わせて明瞭なる「一つの山」の淘汰を想像せしむる。(註)この天逝と長壽の共存は既往の秋山郷調査においても見られた。

(四) 調査背景

調査時日は昭和二五年七月六日—十一日。前述の如く七浦村は男子の出漁多いため、調査人員に可成り制限を受け、全調査人員は二一九名の少数に止まつた。家系数は二重いとこ以上の濃度六を含む七四家系、一家系当り約三人の調査である。調査対象の家職は部落全体の職業分布と大概同じく、学歴は九割以上が小学校卒、他村他府県の生れは殆んどなく、大部分は土着の人で通婚範囲も限られている。唯女子は東京其他の都会えの女中奉公多く四割以上に達するが、期間は大部分一乃至三年である。(第六表—第一〇表)。

(第6表) 調査人員

	16歳以上	16歳未満	計
男	38	48	86
女	82	51	133
計	120	99	219

(第7表) 調査家系数

叔父	姪	1
二重	いとこ	5
いとこ	半こ	59
いとこ	半こ	6
いとこ	半こ	3
計		74

(第8表) 調査家系の職業

農業	兼業	34
漁業	兼業	26
漁業	兼業	4
商労働	兼業	1
労働	兼業	3
労働	兼業	2
計		70

(第9表) 調査対象の学歴

	男	女
旧制中卒	5	6
小学校卒	33	68
無	0	1
新制中・高在学	2	18
小未就	34	28
計	11	12
計	86	133

(第10表) 調査対象の出生地移住地

[出生地]		
	男	女
当村	38	71
他村	0	3
他府	0	1
不明	0	7
計	38	82
[移住地]		
	男	女
移住経験ナシ	26	41
東の他の地	7	30
其の他の地	5	4
不明	0	7
計	38	82

(註) 16歳未満は男女共全部当村生れ移住なし

(五) 調査成績

(I) 総合成績

(A) 生体計測(一六歳以上)

(第11表) 軀幹部計測値

項目	男	女
	M ± m (実数 38) cm	M ± m (実数 81) cm
身長	159.26 ± 0.67	148.66 ± 0.47
坐高	86.63 ± 0.43	82.01 ± 0.32
上肢長	71.79 ± 0.43	65.99 ± 0.29
下肢長	83.05 ± 0.51	77.62 ± 0.36
肩幅	36.75 ± 0.26	33.34 ± 0.18
胸囲	85.66 ± 0.65	79.93 ± 0.55

(註) 下肢長は右側腸骨前上棘高より換算

イ、軀幹部計測値(第一表)

身長は男女共凡そ日本人の平均値(9)に等しく、胸囲はかえつて優秀である。然し乍らこれを上下半身に分ちその構成を見ると身長に比して坐高(比坐高男五四・四、女五五・二)上肢長(比上肢長男四四・九、女四四・三)長く、下肢長(比

下肢長男五二・一、女五二・二)短く「胴長の脚短か」という状態を呈している。この事は日本人殊に都会人(即ち広義の国内混血者)が年々身長を増しその増加の原因が下半身の脚の長さの發育にある事と対照して興味ある事実を物語っている。肩幅は胸囲大なるにも拘らず可成り狭く斯る事実はその相関關係に於いて注目すべきものがある。総じて標準偏差の値が小なる事実が示す如く、各計測値の分布は極めて集中的で、秋山卿の分離に比して定着している。

(9) 人口問題研究資料五九号昭和二五年

ロ、頭部計測値(第一二表)

頭圍は短く、全頭高は可成り低い。最大頭長は一般の値に比して



甚だ短く逆に最大頭幅は可成りの高値を示している。即ち頭幅以外は頭部の發育概ね悪く、短頭を示し西山、秋山の調査結果と頭部發育の不良の点では一致し短頭と長頭と言う点には逆の傾向を示している。

ハ、顔部計測値(第一三表)

頭幅の広さに伴つて最小前頭幅、顴骨弓幅、及び下顎角幅等何れも広く示され、一方その割に形態学顔高は普通の値を示し、前述の全頭高の不良と相俟つて顔形が縦に短く横に長く現れ、西山、秋山の結果と略々その傾向を一にする。

(第12表) 頭部計測値

項目	男		女	
	M ± m	(実数 38)	M ± m	(実数 81)
全頭高	22.16 ± 0.16	cm	20.86 ± 0.11	cm
頭囲	55.13 ± 0.22		54.36 ± 0.14	
最大頭長	18.63 ± 0.12		17.92 ± 0.08	
最大頭幅	15.43 ± 0.08		14.94 ± 0.06	

(第13表) 顔部計測値

項目	男		女	
	M ± m	(実数 38)	M ± m	(実数 81)
形態学顔高	11.93 ± 0.12		10.84 ± 0.05	
最小前頭幅	12.18 ± 0.09		11.91 ± 0.04	
顴骨弓幅	14.36 ± 0.08		13.69 ± 0.06	
下顎角幅	11.19 ± 0.07		10.51 ± 0.05	

二、体力測定値(第一四表)

握力は男女共甚だ低く、標準に比し三乃至五kgの差をつけている。更に背筋力も三〇—五〇kgの差で標準に及ばない。肺活量も可成り下廻つた値である。奥山氏(10)の等級分類に従えば、握力は男女左右共「丙」、背筋力は男「特丙」女「丙」、肺活量は男女共「乙下」となっている。(肺活量のみ「乙」の部に入るのは七浦に漁夫海女

(第14表) 体力測定値

項目	男		女	
	M ± m	(実数 38)	M ± m	(実数 81)
握力右	35.59 ± 1.43	kg	22.43 ± 0.61	kg
〃左	22.61 ± 1.46		20.61 ± 0.60	
背筋力	108.16 ± 4.68	c.c.	58.28 ± 1.76	c.c.
肺活量	3239 ± 11.57		2123 ± 5.49	

(第15表) 栄養測定値

項目	男		女	
	M ± m	(実数 38)	M ± m	(実数 81)
体重	53.59 ± 0.92	kg	52.00 ± 0.68	kg
皮厚	0.48 ± 0.05	cm	0.69 ± 0.06	cm
上膊囲	25.18 ± 0.29		25.08 ± 0.26	

き各計測値を見ても、体重が優秀(殊に女)なるにも拘らず皮厚は標準より男一mm強、女六mm程の差をつけて劣り、わづかに上膊囲において男女共平均値に近い程度を保っているに過ぎない。

乳房型は円錐型が多くその他の栄養状態については特記す可きものはなつた。詳細は体構写真を参照され度(紙面の都合上割愛)。尙海岸地に居住し海女も多いに拘らず一般に乳房の扁平なる事実は後述の妊娠率の少い事実との或る関連を暗示させるものがある。

(B) 生体計測(一六歳未満)

一六歳未満の未成年者については年齢により体格体力に著るしい

があるためと思われる。体力の劣弱さについて一言すれば海岸近くで動物性脂肪蛋白を充分に攝り得る(後述の脚気口角炎の多い事を参照)環境にあつても高山地と同様同系結婚は体力の低下を伴う事は疑い得ない。尙、標準偏差は分布広く秋山郷と同様「二つの山」をなしている。

(10) 労働科学研究一巻一号

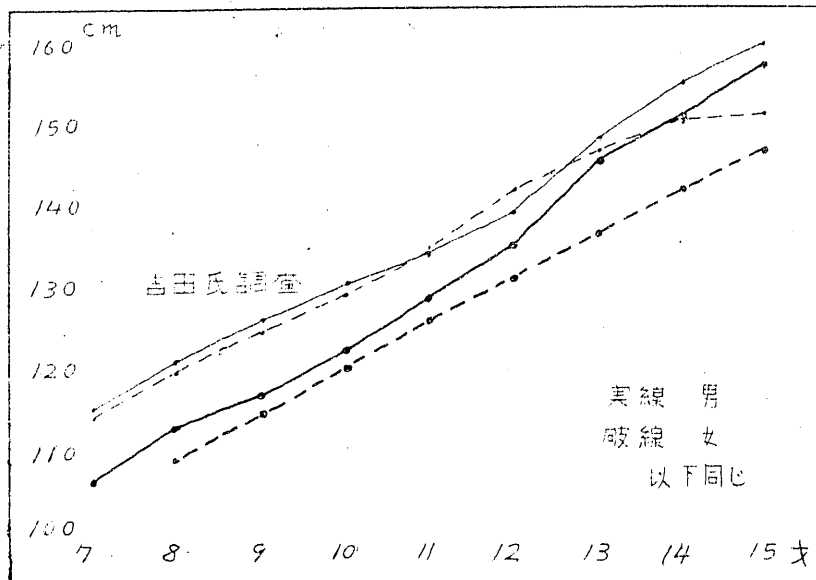
ホ、栄養測定値(第一五表)

(第16表) 軀幹部計測値(16歳未満)

年齢	男				女			
	実数	身長 cm	坐高 cm	胸囲 cm	実数	身長 cm	坐高 cm	胸囲 cm
7	3	106.2	58.8	55.3	0	—	—	—
8	8	112.4	61.7	56.6	5	108.8	61.2	54.4
9	4	116.8	63.9	58.2	5	114.7	63.7	59.6
10	9	121.9	67.1	59.6	4	120.3	66.1	59.5
11	5	128.5	69.6	61.0	3	126.1	69.4	59.9
12	3	134.5	71.5	63.5	7	130.6	69.4	61.9
13	2	145.1	76.5	67.5	3	136.3	72.5	66.2
14	2	150.7	79.1	70.9	2	142.3	76.1	69.5
15	2	156.4	85.1	78.9	9	147.4	79.1	73.4

(註) 骨膜炎兒童(89j) 1を除く、以下同じ

第一図 身長



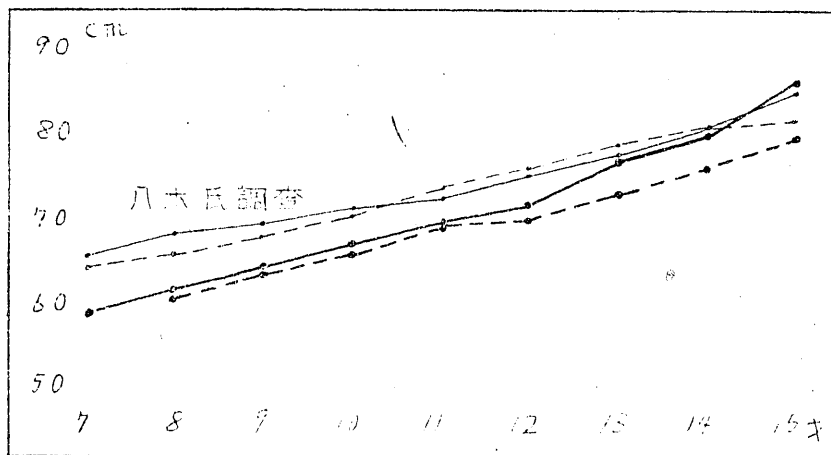
開きがあるので満年齢別の集計を行つた。唯年齢別にするとき実数が少くなるので多少の誤差は免れない。又グラフ(第一図—第九図)に於ては吉田、八木、石川諸氏の測定値(1)もとつて比較対照したが、諸氏の調査は戦前のものであり、且つ文部省統計、厚生省統計省統計の値より稍々高すぎる嫌いがあるので絶対値の比較よりも年齢傾向の比較に重点を置いた。

(1) 吉田章信著体力測定昭和一九年より引用  
イ 軀幹部計測値(第一五表、第一—三図)  
身長は一五歳に至つて概ね標準値に近づくが一三歳以前には可成

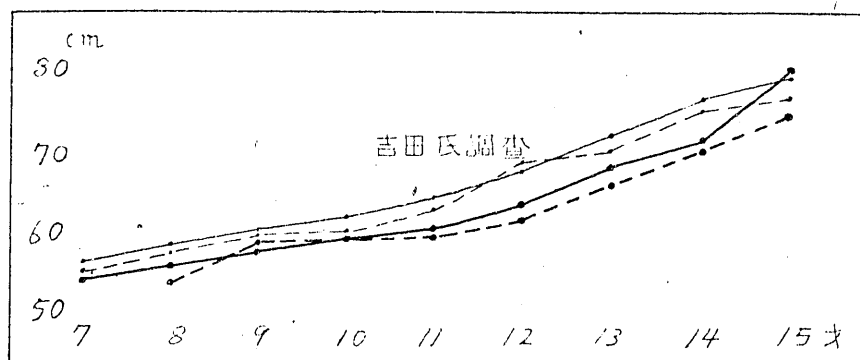
りの開きがある。殊に女は一二歳台の所謂「追越し」が見られず後半に於いて男との開きが相当程度見られる。坐高においても男の前半、女の各歳に互り且つ「追越し」のない不振は身長と同様であるが、男の後半はむしろ標準に優り、成年の比坐高の過大の因を既に形成している。胸囲は比較的標準に近いが一三—一四歳に中だるみが見られる。

ロ、体力測定値(第一七表、第四—六図)  
握力は男女左右共相当標準値に劣り、殊に女の後半において著しい。背筋力も甚だしき差異を見せ、男一五歳の例外を除く外横は

第二圖 坐 高



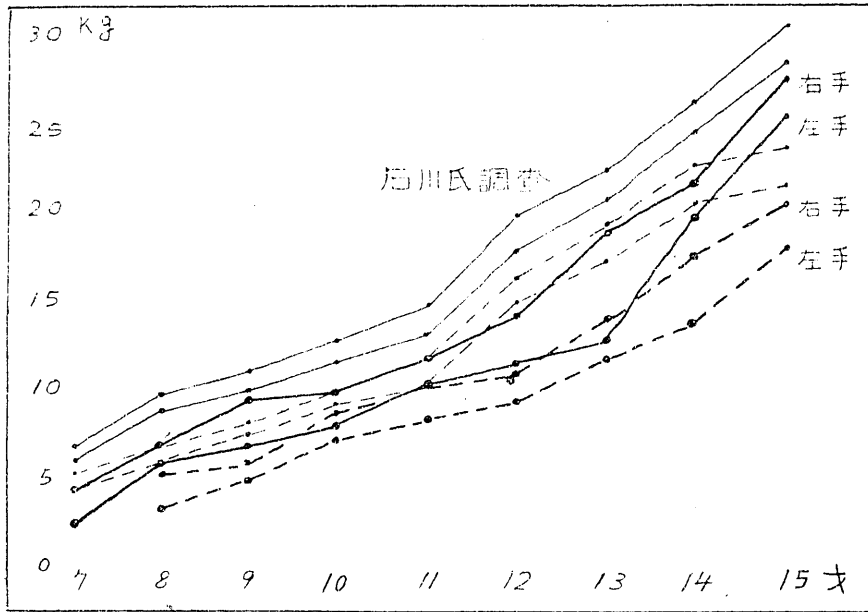
第三圖 胸 囲



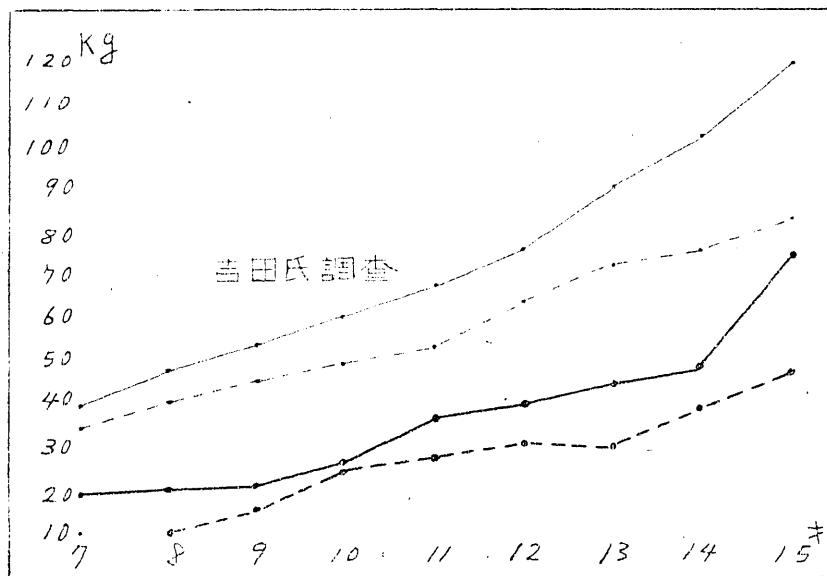
(第 17 表) 体 力 測 定 値 (16 歳 未 滿)

年齢	実数	男				女				
		握力		背筋力 kg	肺活量 c.c.	握力		背筋力 kg	肺活量 c.c.	
右	左	右	左							
7	3	4.5	2.3	19.5	1900	0	—	—	—	
8	8	6.6	5.9	20.1	1024	5	5.2	3.0	10.2	1400
9	4	9.3	6.5	21.4	1113	5	5.6	4.5	16.7	1000
10	9	9.4	7.8	26.7	1360	4	8.5	7.0	26.6	1175
11	5	11.5	10.1	36.4	1410	3	10.0	8.0	28.0	1200
12	3	14.0	11.2	40.0	1600	7	10.9	9.0	32.2	1313
13	2	18.5	12.5	45.5	1700	3	13.7	12.0	30.7	1443
14	2	21.5	19.5	48.5	2450	2	15.5	13.5	39.9	1650
15	2	27.5	25.5	74.0	3350	9	20.3	17.8	47.0	1718

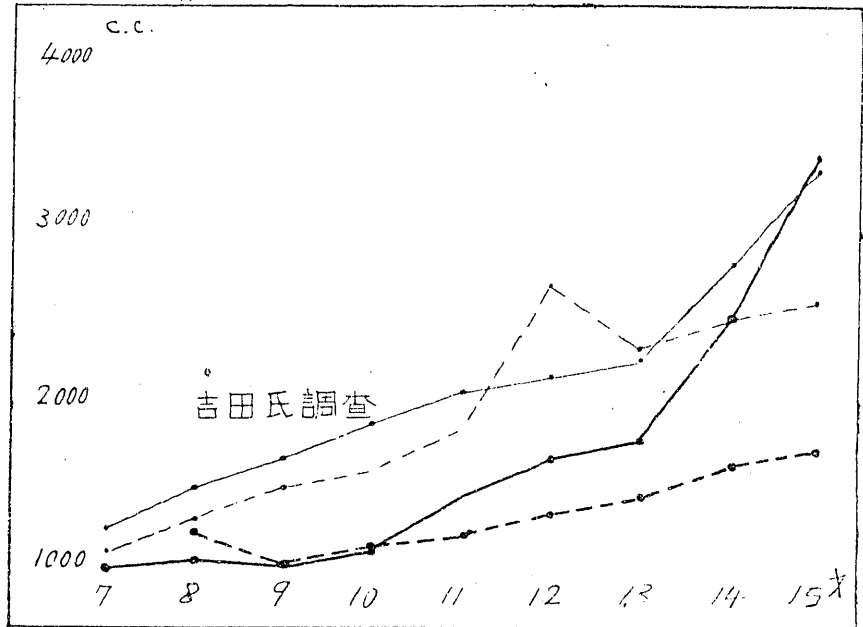
第四圖 握 力



第五圖 背 筋 力



第六圖 肺活量



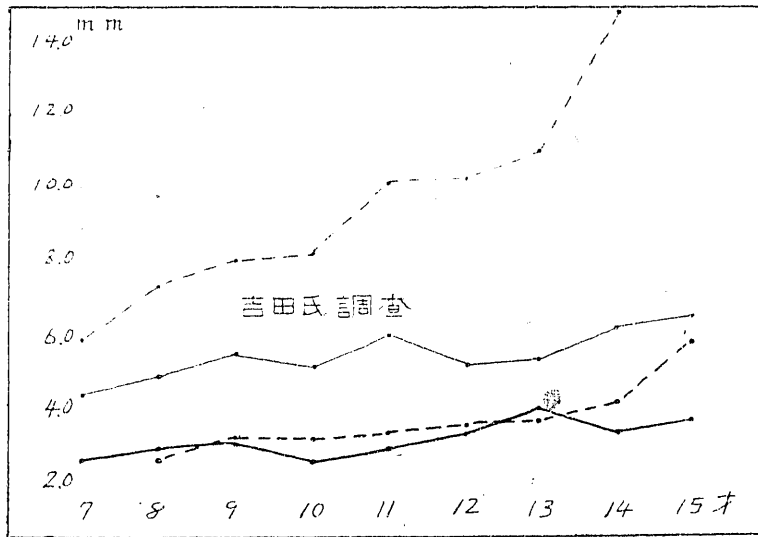
い状態である。肺活量も劣弱で男の前半女の後半に著しく劣弱である。  
 ハ、栄養測定値（第一八表、第七—九圖）  
 体重は比較的標準値と同一カーヴをついているが中だるみあり、女の「追越し」が見られない。皮厚は男女差が少く女も横ばい状態を呈している。上膊囲は、男は稍々標準に差をつけてられているが、

（第 18 表） 栄養測定値（16歳未満）

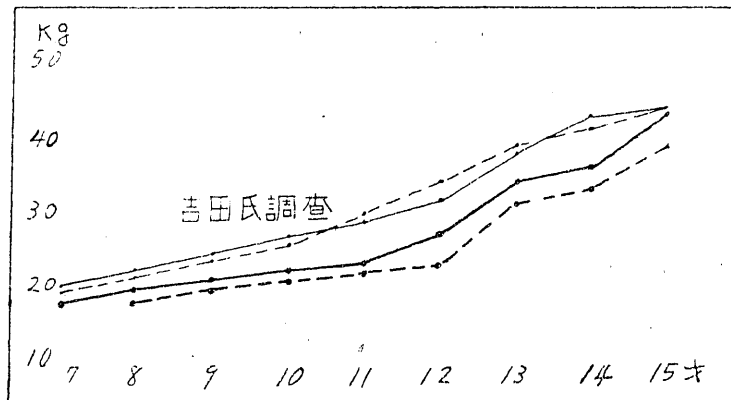
年齢	男				女			
	実数	体重 kg	皮厚 mm	上膊囲 cm	実数	体重 kg	皮厚 mm	上膊囲 cm
7	3	17.52	2.35	15.2	0	—	—	—
8	8	19.35	2.80	15.4	5	17.14	2.60	15.9
9	4	20.40	2.90	15.4	5	19.66	3.10	16.7
10	9	21.59	2.35	16.2	4	20.21	3.00	16.9
11	5	22.99	2.80	16.9	3	22.26	3.25	17.4
12	3	27.71	3.15	17.4	7	22.86	3.35	18.1
13	2	34.16	3.80	19.1	3	31.32	3.40	18.0
14	2	35.42	3.20	19.6	2	33.12	4.00	19.3
15	2	43.93	3.50	20.9	9	38.55	5.65	22.1

このみ女の成育よく一三—四歳を除く外男を凌駕して標準に迫っている。  
 イ、視力（第一九表）  
 視力は男女別に殆んど差が見られず、平均値は共に一度、男の方が稍々良好である。所謂健常視力（一度以上）の瀬度を見ても男六

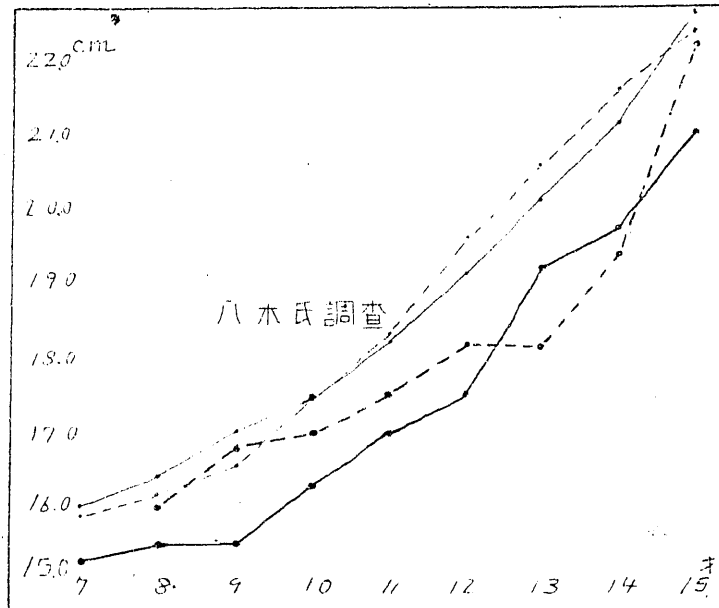
第七圖 体 重



第八圖 皮 厚



第九圖 上 膊 圍



(第20表) 色 神

	男		女	
	N	%	N	%
正 常	75	98.7	109	100.0
色 弱	1	1.3	0	—
色 盲	0	—	0	—
計	76	100.0	109	100.0

(註) 検査は石原氏色盲表による

(第19表) 視 力 (満40歳未満)

項 目	男		女	
	M ± m	(実数 46)	M ± m	(実数 90)
視力右	1.04 ± 0.04		1.00 ± 0.03	
視力左	1.02 ± 0.04		1.00 ± 0.03	

(註1) 測定は石原氏視力表による

(註2) 角膜炎(♂1)緑内障(♀1)重症トラホーム(♂1、♀3)除外

割、女五割となり極めて優秀で秋成郷調査と軌を一にし、都会生活者の弱視力と好対照を成している。勿論この対照は同族結婚と異族結婚の差異に基因するとはにわかに断定は出来ない。即ち種々の後天的環境が相当の比重を占める事は明らかであるし、又同じ環境の農村漁村においても同族結婚の有る無しでどの程度視力の差異を有するかは比較の材料を欠くため茲に論じ得ないが或る程度は遺伝素因が影響している事が想像し得よう。

口、色 神 (第二〇表)

色神は全被検者中男一名(六二歳)の色弱を除いては色神異常なく色盲は皆無であつた。石原氏(註)によれば日本人は男四一六%、女〇・〇二%の色盲を含むと云うが、この一般人口の色盲頻度すら見当らず、秋成郷の男二五%とは大なる相違で、血族家系に多い赤綠色盲も色盲遺伝因子が無ければ、ホモ結合においても色盲は発現しない実例を如実に示している。

(註) 眼科臨床誌一八卷大正一三年ハ、血液型(第二一表)

血液型は一般人口の分布に比較してO型が少くAB型が多い。B型も稍々多いので民族示数は

(第22表) 歯 型

	男16歳以上		男16歳未満		女16歳以上		女16歳未満	
	N	%	N	%	N	%	N	%
咬合型	21	55.3	22	62.9	52	63.4	23	65.7
鉗子状	17	44.7	12	34.3	30	36.6	12	34.3
屋状	0	—	1	2.8	0	—	0	—
計	38	100.0	35	100.0	82	100.0	35	100.0
齧無し	1	6.7	28	90.3	6	8.7	29	87.9
有	32	93.3	3	9.7	66	91.3	4	12.1
計	33	100.0	31	100.0	69	100.0	33	100.0
平均齧歯数	7.5		0.2		8.2		0.2	

二、齒 型 (第二二表)

咬合型については鉗子状咬合に比し鉗状がより多いが、小金井、山田兩氏等(註)の分布率程の開きは少い。もし咬合型が人類の進化と共に類人猿の鉗子咬合から人類特有の鉗状へと移動しつつあるとの説が真実なら、この鉗状の相對的少率は血族結婚が咬合において

(第21表) 血 液 型

血液型	N	%
A	77	38.1
B	57	28.2
AB	33	16.3
C	35	17.4
計	202	100.0

民族示数  $\left( \frac{A\% + AB\%}{B\% + AB\%} \right) = 1.22$

一般の一・四一・八に比し一・二と少くなつてゐる。秋成郷のA型多く其の他が少い瀕度と結果が逆になつて何れにせよ血族結婚による血液型の一方的集中を物語つてゐる。殊に一般に變動が少いと云われてゐる(註)B型、及びこれに伴うAB型の多い事は興味ある事実である。

(註) 古畑種基著民族と血液型 昭和二三年

(第 23 表) 血 圧

年齢階級	男			女		
	N	平均極大圧 mm	脈圧 mm	N	平均極大圧 mm	脈圧 mm
15~19歳	4	105.0	42.5	13	103.4	43.1
20~24	0	—	—	4	115.0	45.3
25~29	2	125.0	45.0	12	112.0	45.2
30~34	6	127.5	60.5	10	118.5	51.5
35~39	9	126.7	56.4	14	118.8	51.4
40~44	3	128.3	58.3	6	120.0	50.3
45~49	4	127.5	57.5	8	124.4	56.8
50~54	4	127.5	46.3	3	128.3	56.7
55~59	1	160.0	60.0	1	160.0	80.0
60~64	4	131.3	58.8	2	135.0	60.0
65歳以上	2	125.0	52.5	2	135.0	55.0

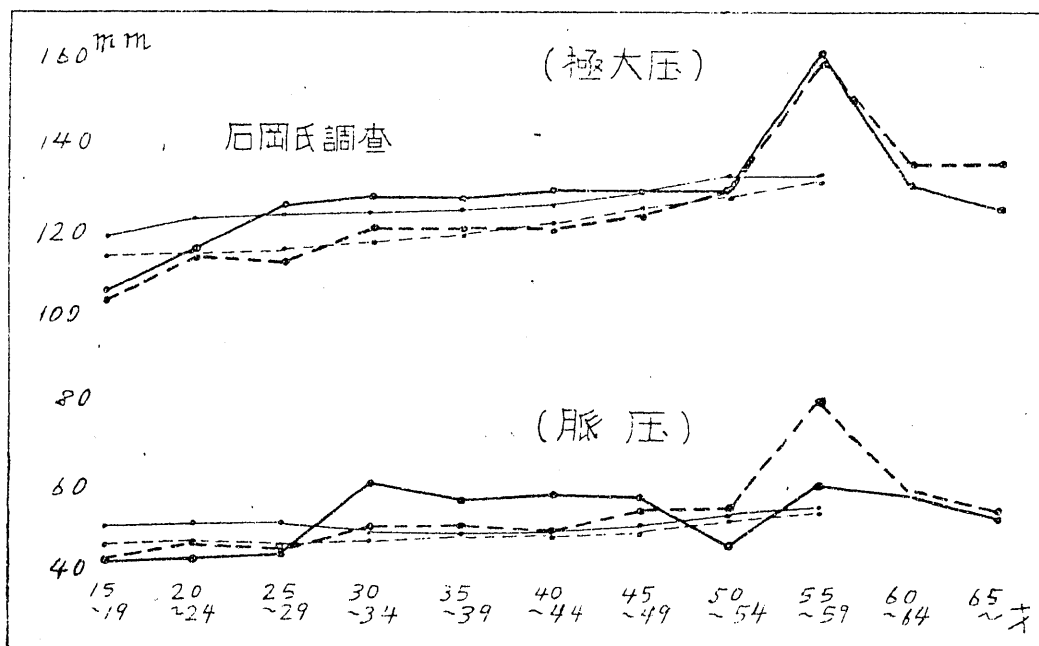
(註) タイコス式血圧計による聴診調査

ホ、血 圧 (第二三表、第一〇図)

(14) 藤田恒太郎著歯芽の人類学昭和一四年より引用

も所有者の瀕度は退化現象を阻止していると云い得る。齲歯においても八百枝氏の九四% (兵士)、宮原氏(5)の八七% (兒童) に比し少く、殊に兒童において優秀である。唯、M<sub>1</sub>は過半数が四〇歳を超 (第三大白歯即ち智歯) 殊に下顎M<sub>1</sub>は過半数が四〇歳を超萌出してない。これを一般の一七―二五歳の萌生に比すれば、その欠如率高く茲においては退化が見られる。齒列不整については上顎犬齒の前庭側転位、左右門齒離開が若干あつたが、秋成郷調査程の高率は見られない。

第十圖 血 圧



拘らず稍々高い。五五―五九歳の山は男女共実数一の特異例で除外すべきである。更に脈圧 (極大圧と極小圧の差) について見れば男

石岡氏調査(10)による一般人口の平均値に比較してそれ程の差異はないが、極大圧は男の二五―四五歳間の値は海産物の栄養良好にも



女共中年層の高まりが可成り明瞭に示され殊に男は必ずしも良好とは云えない。ただし極大正一五〇を越える所謂高血圧症は男三、女の少数であつた。

(16) 保険医学誌三八巻一号

へ、聴力(第二四表)

聴力については、男一(五一歳)の右耳にのみや難聴が見られただけで、血族結婚に多いと云われる遺伝性難聴症は調査人員の少数のせいもあるが全然見当らない。

ト、胸部、体構診察(第二五表)

概ね胸部疾患少く、体構発育も良好で男に漏斗形、狹形各一、女に胸郭変形一を見たに過ぎなかつた。

チ、病歴

肺炎、肋膜炎、肺炎カタル等の肺疾患の既往症も若干見られたが、殊に腎臓炎脚氣多く又、神経痛も少くない。子宮内膜炎、子宮

(第24表) 聴力

	男		女	
	N	%	N	%
完全	75	98.7	110	100.0
難聴	1	1.3	0	—
計	76	100.0	0	100.0

(註) ポリツエル音叉聴力計による

(第25表) 胸部及び体構診察

	男		女	
	N	%	N	%
O B	74	97.4	109	99.1
異常	2	2.6	1	0.9
計	46	100.0	110	100.0

後屈等性器の既往症も多い。未成年者にあつては、口角炎の現在罹患が極めて多く二割に及

(第26表) 地域別血族濃度

部落名	人口	戸数	血族結婚戸数	率	部落の性格
白間津	1,356	316	24	7.6	漁業者多し
大川、平磯、千田	3,525	495	44	8.9	半農、半漁
畑	360	60	17	28.3	全部農家

(第27表) 地域別生体計測値

	男			女		
	白間津	大川、千田、平磯	畑	白間津	大川、千田、平磯	畑
実数	12	12	14	35	35	11
平均年齢	47.8	41.4	39.7	35.2	33.9	31.6
身長	159.2	159.9	159.2	148.6	149.1	148.4
胸囲	85.8	85.3	85.7	81.0	79.4	79.3
最大頭長	18.85	18.53	18.46	18.01	17.91	17.06
最大頭幅	15.37	15.35	15.56	14.84	14.98	15.14
体重	55.28	53.25	51.85	52.15	52.24	51.32
握力(右)	36.7	35.9	35.1	22.4	22.1	22.0
背筋力	116.1	108.8	106.3	59.4	58.4	56.7
肺活量	33750	30080	31030	2120	2210	1850

## (II) 地域別成績

び、厚生省公衆衛生局調査(昭和二三年)(17)の農村一乃至二%に比し著るしい高率を示している。成年の慢性胃カタル、胃酸過多症、等胃疾患の多いのも良好とは云えない。

(17) 衛生統計誌二巻二号昭和二四年

前節において部落民の綜合成績を種々の角度より分析したが、各地域によつて血族結婚の率も部落の性格も夫々異なるので(第二六表)実数は更に少となるが、三地域に分けて主要なる生体計測項目のみを第二七表に示した。之に依れば、調査人員の平均年齢は殆んど差

異はなく、畑部落が稍々若い程度で、年齢による計測値の偏差は考慮に入れる必要はないと思われる。計測数値の序列の順位成績は、この項目における一段階のみの違いはあつても最大頭幅を除く外は概ね血族濃度が増すに従つて体格体力共に小となる。之の事は男女に共通し、殊に体力において著しい差異を見せる。而して、その差異の程度は大體血族結婚率の差異に匹敵し、率の差の少い白開津地区と大川千田平磯地区とは比較的似た値を示し、畑地区がこの両者に可成りかけ離れて低い値を示す。勿論前二者は同一の村の部落で環境も相似している事もその原因であるが血族濃度も或程度関與していることは疑えない。

### (III) 濃度別成績

更に別な角度より、即ち、同じ血族結婚家系においても、イトコハトコの間を生じた子は同系の両親の結婚によつてホモになつてその遺伝素質が発現する可能性があるからこの一群を便宜上ホモ群と呼び、血族結婚の影響を充分深く受けたものとし、又、一方両親について云えば互いにイトコではあつても夫々自身の体格体質は血族結婚による結果ではなく（家系表によればイトコ以上の遠い親戚間の結婚によるものも含まれているが）、又、両親の兄弟姉妹も然る一群に属し、これらを便宜上ヘテロ群と呼び、この二群の計測値を比較して見ることにする（第二八表）。ただしヘテロ群のみ過重に老年層を含むので年齢による偏差を考慮して満五〇歳以上を除いた。これに依れば男女共、最大頭幅を除く外は総てヘテロ群が優秀でホモ群は之に劣り殊に体力に於て著しい劣弱さを示している。血族間の子孫がその両親及び両親の兄弟に比し弱体化することは疑を入れる余地がない様に思われる。

(第28表) 血族濃度別生体測値

	男		女	
	Homo	Hetero	Homo	Hetero
実数	12	16	27	45
平均年齢 (除50歳以上)	30.9	39.2	22.8	35.7
身長	158.2	160.2	149.6	149.7
胸囲	84.3	87.4	79.6	80.9
坐高	86.5	86.7	81.8	82.3
最大頭長	18.23	18.71	17.53	17.99
最大頭幅	15.47	15.40	15.02	14.93
最大頭重	52.34	57.00	50.08	51.40
握力	35.0	39.4	21.7	23.0
右力	19.0	24.6	20.2	21.3
左力	105.0	129.7	55.4	59.2
背筋力		c.c.		c.c.
肺活量	3120	3620	2030	2650

(註) 1. 50歳以上のものを除く  
2. Homo. Hetero の意味は本文参照

### (IV) 婚姻及び出産歴

血族結婚の多くは「気心の知れた」間柄のためであるが、更にその婚姻成立時の形式を示せば（第二九表）親同士のとりきめが圧倒的に五割を超し、前記の理由を窺わせるに足る。婚姻年齢は平均二一歳、特殊の婚姻風習は見られない。月経状態については（第三〇表）、第二八表と同じくホモとヘテロの両群に分けてその差異を見れば、初潮年齢はホモ群が約五ヶ月遅れ、ヘテロ群は一般平均の一四年半に近い。

(第29表) 婚姻の形式

	N	%
親のとりきめ	41	57.7
親及び親戚仲介	9	12.7
親戚の仲介	18	25.4
恋愛	1	1.4
其他	2	2.8
計	71	100.0

血族結婚の多くは「気心の知れた」間柄のためであるが、更にその婚姻成立時の形式を示せば（第二九表）親同士のとりきめが圧倒的に五割を超し、前記の理由を窺わせるに足る。婚姻年齢は平均二一歳、特殊の婚姻風習は見られない。月経状態については（第三〇表）、第二八表と同じくホモとヘテロの両群に分けてその差異を見れば、初潮年齢はホモ群が約五ヶ月遅れ、ヘテロ群は一般平均の一四年半に近い。

(第30表) 月経状態

	homo	hetero
平均初潮年齢	15.30	14.92年
月経不順率	27.8	17.0%
平均月経週期	28.1	30.5日
(実数)	27	45

(註) 1. homo. hetero の意味は28表に同じ  
2. 不順率の意味は本文参照

月経不順率(次の予定日より前後動搖一〇日以上のもの若くは全然予定日を決められないものを不順者とし、全員に対する百分率をとつた)はホモ群が三割近くに及び、ヘテロ群(われわれの東京、埼玉における調査一五・六%に近い)の一・六倍に達する。而してこの

る。只、この事がホモ結合による遺伝素質発現の直接的影響によるものか、性器疾患、体力劣弱等を通しての間接的影響によるものか、又、(註)において述べた低出生率への関與ほどの程度のものか等の問題は、更に詳細なる調査に俟たなければならない。

(註) 未発表(一部は厚生時報五卷一二号昭和二四年に発表)  
(19) 人口問題研究六卷三号昭和二五年

## (六) 要 約

われわれは、わが国に比較的多いと謂われる血族結婚の優生学的調査研究の目的を以つて従来血族結婚部落の臨地調査を実施して来たが、今回、前二調査が共に山間部落で、山間人の蒙る必然的影響と、血族結婚の興える影響との混合を避けるため、特に気候榮養等の環境の良好な海岸地を選んで、昭和二五年七月、千葉県安房郡南部の二村五部落の血族家系七四、人員二一九名を調査して次の如き結果を得た。

- 1 身長、胸囲、体重は男女共一般人口に遜色ないが、体格構成の上、下半身率の發育に遺伝影響を認め、環境も個々の項目までは改善し得ず、短頭、長頭の逆を除いては前二調査に一致する。
  - 2 体力は甚だ劣弱で、良い食料も上膊間体重においてのみ効果を上げるに止まる。
  - 3 体格、体力のかかる劣勢は、既に発育期においても認められる。
  - 4 視力は優秀で、色盲聴力等は悪質遺伝無き場合は血族結婚の影響が無い。
  - 5 地域別、濃度別によつて、血族結結の影響が深いグループ程、体格体力の成育が悪い。
  - 6 月経、妊娠力にも血族結婚の影響がある。
- 以上の事柄を結論することが出来る。

(第31表) 妊 娠 力

	実数	妊娠数	妊娠危険期間	妊娠率
同族間	52	231	693.0	33.6
異族間	7	33	101.4	43.9

(註) 1. 妊娠率算定基準はパールの方法による  
2. 同族、異族の意味は本文参照  
3. 満50歳以上婚姻期間は打切り

ルの方法を用い、妊娠危険期間百年対妊娠率を示すことにする(第三一表)。之に依れば、イトコ、ハトコ等の同族結婚(同族間と記す)の妊娠率が三四であるに對し、同じ家系内の女であつても他の家系の女と結婚した人(異族間と記す)の妊娠率は、実数が少い為、不確実な嫌いはあるが、同族間を上廻る四四の率を示し(東京都産産制限実行者の不実行期間妊娠率六三)(19)、

可成り著明な差異を示している。此の事は秋山郷の調査においても同様で、血族結婚が妊娠力の低下を促す事実は殆んど確実と思われる。

率は未婚者を除いても変わらない。月経週期はヘテロ群の三〇・五日(東京埼玉三〇・九日)より、ホモ群は短く二八・六日と現われ、純粹人類型乃至チンパンジー型(二八日型)に近づいている。妊娠力については、種々の測定方法が考えられるが、茲では便宜上パールの方法を用い、妊娠危険期間

# 米國社会保障制度の財政經濟的研究

(二)

黒田俊夫

## 目次

はしがき

序 簡

第一章 社会保障法改正提案とその基本問題

第二章 現行制度と改正提案

第一節 養老遺族保険と廃疾保険

第二節 改正提案におけるコストの問題

第三節 失業補償（以上第六卷第二号掲載）

第四節 医療制度（以下本号）

第五節 公共扶助制度

第三章 社会保障とその財政

第一節 予算の現状と国民所得

第二節 財政における社会保障負担

第四章 米國社会保障の特殊性

第一節 社会保障の意義と内容

第二節 米國社会保障の特殊性

第四節 医療制度

アメリカ全國民を対象とする医療サービスに関する制度即ち各國において殆んど実施せられ社会保障の重要な支柱を形成している強制健康保険は未だ制定されるに至っていない。國民は任意医療保険やの民間医療施設或は州、地方の慈善機関を通じて医療を受けて

いる。

もつとも、國民的な健康保険制度がぜんぜん無視されているわけではない。特にこの数年國民大衆の貧困の最大原因の一つとしての疾病に関して政府が参加すべき法案が度々議會に提出されてきている。その内容は大体次の二種類の範疇に分類することができる。第一の範疇はいわゆる強制健康保険であり、第二のそれは州に対する補助金を支給するものであつて、州の貧困者に対する医療サービスに関する制度を促進助長せんとするものである。

第一の強制健康保険に関する最も新しいものはH・R・四三二二号であるが、これが実施の影響は政府コストの著しい増加をもたらすことである。理論的には従来個人經濟が負担していたものが公共經濟に移管されるにすぎないのであつて、社会經濟全体の負担からみれば、医療費負担の再分配が行われるのみで全社会的には変化は生じないとみられるのであるが、現実には後に述べる如く、著しい負担の増加をもたらす傾向が強いのである。

それでは一体アメリカにおける実際の医療負担はどの位であろうか。メリアム氏によれば、一九四八年において個人の医療ならびに医療に關聯した項目の支出は約七四億弗に上つたのであるが、この年のアメリカの可処分貨幣所得二〇二〇億弗に対し三・七%に相当し、年一人当りに換算すると医療サービスに対する支出は五一弗余になる。これに關聯して強制健康保険実施の場合における一人当り

支出がどの位になるかをI・S・フオーク博士の推計によると実施当初においては一人当り三七・二九弗、数年後には五〇・四七弗に増加している。メリナム博士の数字とフオーク博士の推計数字によつて、大抵現実には国民が一人当り医療サービスに支出している金額がそのまま公共基金によつて負担されることになるわけである（以上の数字については附表一、二参照のこと）。

この強制健康保険法案においては年四八〇〇弗以下の収入或は所得に対して雇主、被雇者ならびに自営者につき一定率の醸出（大抵雇主・被雇者はそれぞれ一・五%自営者は二・二五%）を必要とし、政府も国庫から一定率（一%）を醸出することになつてゐる。

このような強制健康保険制度を実施した場合コストの点から重大な関心を呼ぶものは、保険制度化と開業医に対する補償方法によつてコストが著しく増大する可能性が存することである。被保険者は一定額を醸出することによつて、医療に対するあらゆるサービスの給付を受ける結果少くとも実施当初数年間は濫診の傾向を生ずることは、各国の経験の示すところである。また開業医補償方法として「サービスマニヤ」による時は、医師の濫療を可能とするものであるが、医師の社会化意識の成立しないときに「俸給制度」を採用することは医療の低下をもたらす虞れがあり実施困難である。ここにはゆる濫診濫療による健康保険財政の危機をもたらす伏因がある。医療の社会化に向つて逐次俸給制度による報酬形態を採るとしても、当分は濫療をさけるための規定の下に「サービスマニヤ」にやらざるをえないであろう。

第三に強制健康保険実施のためには、管理上重大な行政機関を必要とし、これまたコスト増大の一大要因である。しかしこの管理費は他の保険制度たとへば養老遺族保険との統合をはかることによつてかなりのコストを節減しうるであろう。

医療に関する第二の範疇は、聯邦政府が州に補助金を支出するも

のであるが、これは州をして困窮者に対し適切な包括的な医療制度を確立せしめ促進せしめんとするもので、その具体的内容は極力州の自由裁量に委ねる方針をとつてゐる。従つて州によつてその内容は著しく異なつたものとなつてくることは当然である。従来州においては特に精神病、結核、その他不治の疾病に悩む人々の治療、手術についてはかなり広範囲にわたつて活動を行つておりこのような補助金支給に対する地盤は築かれてゐるといえるであろう。

この補助金制度は前記強制健康保険制度に比較すれば、その性格上明らかコストは低額ですむであろう。

註

(1) 始めて議案に提出された強制健康保険法案は、一九三五年七月と一九三七年一月にカンサスの上院議員 Capper 氏の提出した S・三二五三と S・八五五であるが、当時殆んど注目を惹かなかつた。

(2) アメリカにおける医療に関する任意保険は極めて顕著な発達を示している。一九四九年末現在における推計によると入院費の保険に加入している者は六六〇〇万人（総人口の四四%）、外科費用の保険に加入している者四一〇〇万人（総人口の二七%）、外科以外のサービス保険に加入している者一七〇〇万人（全人口の一%）となつてゐる。一種以上の保険に加入している者があるために保険加入者の絶対数の総数の推計は困難である。支払保険料についてみると、一九四八年にアメリカ人は事故・健康保険会社における入院・医療・外科保険の保険料が四二二百万弗、非営利の前納制度による諸機関における保険料は四五四百万弗と推計されている。しかし、これらの任意保険機関が支払つた給付額は、一九四八年における全国民が私的に負担した医療支出額七四二二百万弗（商務省の推計）の八・二%ないし八・八%を占めてゐるにすぎない。

“Voluntary Insurance Against Sickness: Estimates for 1948,” Social Security Bulletin, Vol. 13 (Jan. Feb. -Feb. 1950) pp. 17-19; “Voluntary Medical Care Insurance, by Margaret

C. Klem." The Annals of the American Academy of Political and Social Science, Jan. 1951. p.99.)

アメリカにおける任意保険は、非営利的な予納制度の機関と商業保険会社の行う保険との二種類に分けることができる。非営利機関の最も代表的なものは青十字 (Blue Cross) の入院保険と青盾 (Blue Shield plans) の医療保険の両者である。この両者は現在大部分の州で活動している。一九四九年十二月現在におけるこの両者の加入者数は入院に關する者三四〇〇万人、外科一四六〇万人、外科以外のもの八五〇万人となつてゐる。任意保険制度がアメリカにおいて著しい發展を示し、これに加入してゐる人口も増大するに至つたが、全国民の医療費からみれば、なお一割にも達しないばかりでなく任意保険の性質上保険料は高額となり、真に保護を必要とする低所得層の人口や農村地区の人々が加入しえないという欠陥がある。以上のような任意保険の弱体性と欠陥に鑑みて第八十一議案においても約十種類の法案が提出された。強制健康保険は S・一六七九号案のみであるが、その他の九法案は任意制度に聯邦補助金支給の形態がとられてゐる。例えば S・二九四〇号法案は五〇〇〇弗以下の所得家族に対する聯邦健康保険制度で保険料の一部を聯邦が負担する。S・一四五六、一五八一、一九七〇、一八〇五の四法案は任意原理に基いて聯邦補助金を支出する。H・R・七四一八、六八一九、二四四二の三法案は医療費或は健康保険の保険料について所得税の控除を行い、八七四六号法案は任意健康保険加入者保護のために聯邦が行う再保険制度を提案せるものである。(前掲 "The Annals" pp.104-105.)

## 第五節 公共扶助制度

アメリカにおける公共扶助ないし社会扶助活動は、従来主として地方政府の單獨負担で行われてきたのであつて経費支出の面からみても極めて少額であつた。その理由は、貧困或は困窮者に対する責任を本人の怠惰という道徳的有罪に帰せしめた原子的社会観と憲法

上聯邦政府が直接救済に乗り出すことができなかったことにあるといえるであろう。従つて自活能力を喪失した老令者、幼弱者或は盲人等は当然家族ないし、親戚の扶養に委され、またそうでない場合は宗教団体や慈善団体等の民間の社会事業家に委ねられたにすぎなかつた。

しかるに一九二九年以降における未曾有の深刻な大恐慌に基く大量の困窮者、破産者、失業者の出現は、遂に一九三五年の不完全ながらも社会保障法の制定を不可能ならしめた直接的動因であつて、ここに聯邦と州の協力を基く高度に組織化された公共扶助制度を出現せしめたのである。しかし、この法においても聯邦政府は憲法の一般厚生條項の下に條件付きの補助金を州に支給してその扶助業務の遂行を援助する形態をとつてゐるにすぎないのであつて、一切は州、地方政府が実施にあたつてゐる。

まず公共扶助の現行制度の内容、その本質的要素、そのコストについて論じ、次いで H・R・二八九三における擴張、修正の提案について検討を加えてみよう。

### (一) 現行制度

現行制度においては、聯邦政府は (1) 老令者 (2) 盲人 (3) 扶養子女の三箇の範疇の困窮者に対して州が行う扶助に対して補助金を支出負担する。この三者以外の困窮者については従来同様に州政府ないし地方政府の所管に属してゐる。またこの三者の扶助救済についても、その医療負担は、もし聯邦の支給する補助金の限度以内において行いえない場合は、やはり州、地方政府の負担となる。

この場合注目を要する点は、この三箇の困窮者の扶助受給資格について聯邦はなんら明確な規定も基準も設けていないことである。そのため州は支給基準について広汎な自由裁量の権限をもつており、従つて州によつてかなり著しく異なつた規定を行つてゐる。

更にまた聯邦が負担支出すべき扶助額についてもなんらの基準が

なく、ただそれぞれの範疇について負担すべき最高額を規定しているにすぎない。従つて州がその聯邦の扶助額以上の扶助を支給しようとする場合は州自体において負担せねばならない。また州はこの最高額以内の支給を行うこともできるが、その場合において聯邦は州が現実に支払う額を基準として支出額を決定することになる。

州における扶助支給額の決定は次の方法による。州は有資格者の申請に基づいて支給総額を定めるのであるが、その場合まず州は「最低の健康・体面維持可能な生活水準」(A minimum health and decency standard of living) に必要な諸項目とこの項目毎の経費を決定して支給すべき予算総額を算出する。次いでこの予算から、申請者の所有するそれぞれの項目に該当する資産を控除する。この残額が「家計予算の赤字」(the budget deficit) と称せられるもので、個々のケースについてこれが扶助額として決定されるのである。このような決定方法は「家計予算赤字補填制度」(Budget deficit method) と呼ばれている。従つて申請者がこれらの該当すべき資産を所有しない場合には州法の認めた最高扶助額の支給を受けることができる。このような方法の結果として、州によつては現実はこの扶助額をまかないえない場合は、可能なる予算の範囲内で全申請者数に按分して減額し或は申請者の一部を削除したり或はまた新規申請者を拒否せねばならないこととなり、州で決定した額を支給しえないこととなる。扶助の必要を確認しながら扶助を実行しえないという極めて恣意的なものとなる可能性がある。

それでは聯邦政府ほどの程度の扶助額を負担しているであろうか(詳細は附表第三参照)。最高負担額ならびに分担の基準は、一九三五年の社会保障法の制定以来三九年、四六年、四八年と三回にわたつて増加修正されてきた。個人月額額の最高支給額は当初の老令者、盲人の三〇弗、扶養子女第一子一八弗、第二子以下一二弗から一九四八年にはそれぞれ五〇弗、二七弗、一八弗と増額された。この最高

額に対して聯邦の分担額は老令者、盲人に対して二分の一、扶養子女については三分の一(一九三九年には二分の一に改正)をいうように州の決定額に対して一率にこの比率に相当額ものを聯邦が分担したのであつて、各州の支給額によつて聯邦の補助額は著しく相異するといふ不均衡をもたらしたのである。このような不均衡は一九四六年と四八年にわたつて是正され、支給額の増大につれて遞減することとなつた。しかしこのような方法によつても州の貧富や支給能力によつて均衡化をはかることは困難である。それは、各州が自ら困窮を定義し、資格基準と扶助額を決定するからである。州の自治的権能と公共扶助に対するアメリカの基本的特徴を示すものであるが、制度としての國家的統一性を欠如しており、従つて社会保障の全体系から有機的な一貫した保障施策が行われえないという欠点をもつている。

以上のような特質と欠陥をもつた公共扶助制において聯邦政府が醸出しないう州のみが單獨負担する「一般公共扶助」(general public assistance) をも含めて、一九三六年以降における歴史的發展をその総額、受給者数、平均月額支払について観察してみよう。(附表第四、五、六表参照)

註 州の單獨予算によつて行ふ扶助にはこの一般扶助の外に廢疾扶助があるがこれは全部永久労働不能者に対する扶助であつて、僅かにウイ  
スコニン州において行われてはいるにすぎない。

総支払額についてみると最近の一九四七年においては約一五億弗であつて、その内老令者扶助が九億九千万弗で総額の六六%を占めており、老令の困窮者救済がいかに重要な地位を占めていたかを示している。総額においては当初の六億五千万弗から一九三八年、三九年にはそれぞれ九億八千万、一〇億五千万弗と増加したが、それ以降約十年間は大体九億弗台に安定していた。しかるに一九四七年には前年の一一億八千万弗から二躍一四億八千万弗に激増してい

る。これは戦後における生計費の昂騰に基く扶助額の増額と、老令者、扶養子女扶助額の増額によるものである。この点は受給者数、月平均支払額の増加によつても示すことができるであらう。

### (二) 新法案における内容

新法案H・R・二八九二号は扶助対象の全面的拡張、扶助額の増額、州の不均衡是正策等の提案を通じて扶助制の全面的な改正を主張している点において劃期的なものであるが、コストの巨額の増加のために昨一九五〇年の改正法においても採用されるに至らなかつたが、将来の動向に対する一の重要な指標として注視するに足るであらう。その概略を特徴的な点についてのみみてみよう。

#### (1) 扶助支給基準を困窮一本にしたこと。

従来のように困窮の原因を、老令・扶養子女・盲人等に限定せず、困窮を唯一の基準として州内のすべての困窮者に扶助を與えるものである。

#### (2) 扶助額の増額

聯邦政府が分担する手当の最高額は単身の場合は五〇弗となり、同じ世帯内に有資格者が一人以上いる場合には第二番目のものについては五〇弗、第三番目以下はそれぞれ二〇弗が最高となる。従つて家族内に四人の有資格者がいる場合における聯邦政府の最高負担額は月一四〇弗となる。

更に扶助以外に医療の扶助を行いうる特別規定がなされる。現行制度においては三箇の範疇に属する受給者が医療を受ける場合には自己負担で行うか、それができない場合には州や地方の基金から扶助を受けねばならないが、新提案においては聯邦政府は州と分担して負担することになる。

#### (3) 聯邦政府が分担する扶助額の割合の決定方法の相異。

現行制度においては各州に対して均一の割合で聯邦政府が分担支出するのであるが、新提案においては最近三ヶ年間に

における州の平均一人当り所得を基礎として聯邦補助金額を決定するため州によつて差異を生ずることになるが、貧困な州と雖も承認された扶助支払額の七五%が聯邦負担の限度であり、富裕な州では最低限度が四〇%というように州の貧富によつて最高最低を設けて州に対する実質的均衡化をはかりうるような意図を示している。

ここで扶助制度に關聯して根本的な問題を提供する点は社会保険制度との關係である。社会保険制度が逐次その適用対象を拡大して全國民を包括しようとする傾向をもつてのに対して公共扶助制度はどのような立場にたつてあるか、社会保険制度がどのように拡充されようとも、保険的原理が維持される限り一定の醸出保険料が不可欠であるため、このような保険料醸出の負担に堪えない社会階層の存在によつてこの保険制度の制約が存するといはねばならない。従つてこの保険制度の浸透しえない領域が公共扶助制度に與えられた分野となるのである。

保険の包括領域が不断に拡大されながら、他方においては同時に公共扶助領域拡大の努力が続けられるであらう。しかし、理論的には、社会保険の拡大化は、公共扶助領域に逐次浸入し、公共扶助の分野は狭小化するといえるであらうが、現実においては上述の如く社会保険自体が自己制約制を有するため、尙当分の間公共扶助制度は強化されていくであらう。

## 第三章 社会保障とその財政

### 第一節 アメリカ予算の現状と國民所得

。以上二章においてアメリカ社会保障における現行制度とアメリカ史上よりみて極めて革新的な新提案とについて叙述してきたのであるが、國民の困窮と欠乏に対する社会的責任の確認、換言すれば厚生



国家的理念の確立が社会保障の量的、質的強化を推進せしめることは不可避的と思われる以上、このような国家的施策の財政面の考察を欠くことは許されないのである。議会においても常に最後の判定の論拠がこの点に集中されることは、この面の重要性を示すものといえるであろう。

聯邦政府のみならず、州・地方政府を含めた財政上の負担の基礎の上に行われる社会保障サービスが多くの政府活動の一つであることはいままでもないことである。従つて政府の財政能力ならびに国民の負担能力の観点から、この政策に対する考察を加えないで、この政策の理論上の是非や拡充の当否のみを論ずることは空論に墮する危険があるといえよう。

まず政府財政の観点からこの政策の地位、将来性について考察してみよう。まず一九四八会計年度における各政府の総合支出は約五二〇億円で国民所得の二五%を占めてゐるがこの支出中国防と国際関係費（公債利子をも含む）が三〇一億円で約五分の三を占めてゐる。従つて国内活動に充たされる分は残りの約五分の二になる。支出面からみればこの国内活動機能のうちで教育、公共扶助、公路建設、農業その他の自然資源に対するものが聯邦政府の重要なものであり、治安と公衆衛生が地方政府の活動中重要な意義をもつてゐる。これらの国内活動機能の大部分は長期にわたり継続支出を要するものが多いのであるが、これは特に戦時中その実施を中止延期せしめたものであつて減少は予期されない。国防、国際関係は、現在の国際状態において今後ますます増額は必至とみられる。

以上の如き支出面の現状に対し、収入面を考慮に入れると、戦後経済活動のピークといはれる一九四九会計年度においても一〇億円の赤字を生じたのであつて、政府財政は全般的にみて著しく弾力性を喪失し、窮屈化しているといえるであろう。

このような財政状況に対し、社会保障の各プログラムはどのよう

な影響を受けるであろうか。養老遺族保険が新提案における如く拡充された場合近い将来のみについてみれば、収入の支出超過によつて政府財政に大いに寄附しうるのであるが、終局においてはこの関係は逆転する。総じて社会保障のコストのかなり著しい部分は一般財政収入によつてまかなわれなければならない以上、財政上の困難は増加するものとみななければならない。前章においてのべた如く、社会保障計画（強制健康保険を除く）と復員者給付とのコストは一九七〇年には一九〇億ないし二五〇億に達すると推計された。このような社会保障負担とその他の政府活動の負担を政府財政が、そして究局において国民が担いようかを決定する要因は何であるか。それは一方においては国民所得の増加力と国民の担税能力であり、他方においては政府支出の増加趨勢に依存するといえるであろう。国民所得の増大従つて担税能力を決定するものは生産力の向上であり、これは労働力と一人時間あたり生産高の増加の二要素から構成されている。労働力と生産性の算定をメリアム氏の測定によつて考察してみよう。一九七〇年代の労働力は、一九四〇年代に生れた三〇〇〇万の児童と過去の経験率に基いた退職者を考慮に入れると約七五〇〇万人に達する。その場合九五%の高度雇用水準を想定すると、この労働力の増加の結果国民所得は約二七〇〇億に達する。

他方労働生産性については、第二次大戦前四〇年間の全企業の年平均生産性増加率は一・六%ないし二・二%と推定されているので、増加率を一%と二%の二箇の場合を想定してみる。即ち次の二〇年間に生産性が年一%の率で増加した場合、国民所得―労働力の増加をも考慮して―は約三三〇〇億、生産性の増加率二%のときは四〇〇億に達する。

このような国民所得がえられた場合税収入―税率は現状通りとして―は七五〇億ないし九〇〇億に達し、一九四八年度支出五二〇

億弗に比較すれば一四四%ないし一七三%となり、社会保障の拡充コストを十分にまかないうるとの楽観的見解を引き出しうるかのようである。このような見解に対して考慮を加うべき諸点は、(1)このような国民所得の増大についての保障は存しないこと、(2)世界状況と国内事情は政府支出を著しく増大せしめる可能性の大なること、(3)国民所得増加の要因の一つである労働力の増加自体が教育・住宅・衛生・公路その他の広範な分野における公共サービスの増大を必然化し、従つて公共支出を激増せしめること等である。特に上記推計においては国民所得の増加特に生産性については過去の増加率を基礎として考察したが、政府支出面においても過去の増加率によつて推計すると、一九七〇年には総計一一五〇億弗となり国民所得の増加よりもはるかに大となるであろう。しかもこの推計においては公債利子と軍事費の増加を無視しているのであるから、これを考慮に入れた場合はるかに巨額となるであろう。このことは朝鮮事変以後のアメリカ財政における増税問題が如実に物語つてゐる。

## 第二節 財政における社会保障負担

前節においてのべた如く国民所得や政府財政支出の推計は極めて困難であることを指摘しつつ、社会保障の新計画については徹底的な分析と研究の必要であることを、メリアム氏は次の如く結論的に述べてゐる。

『国民の将来における担税能力と将来における財政的要求の兩者の不安定の見地からして、きたるべき数十年間に特定の社会プログラム実施のために―その他の必要性や要求は別として―相當な政府収入を支出公約する計画に対しては徹底的な分析と考察を行う必要がある。現在の世代が子供や孫の世代に対して彼等の所得のいくばくをこの特定のサービスに充当すべきかを決定するような場合には特にその必要があるであろう。』<sup>註</sup>

註 メリアム外三氏、前掲書、一七二頁。

メリアム氏は、社会保障の全面的な拡充案について詳細な分析を行つたのであるが、このような膨大なコスト支出を必要とする計画がその国家財政に及ぼす影響、その関係については明確な結論を下していない。むしろそのような結論を下すことを避けているようにも思われる。しかし、その行文の興える感じは、健全財政の見地からコスト負担の急激な増加をもたらすような計画に対しては反対の見解を持っているようである。

このような社会保障と財政との関係について、その当否は別として明確に判断を下しているのは、“Making Capitalism Work—a program for preserving freedom and stabilizing prosperity.” (1950)の著者達である。一國の社会保障の拡充を可能ならしめるものは生産力であつて、生産力を無視した福祉国家計画の急激にして広汎な政策の実施は資本主義を崩壊せしめるものである。社会保障の拡充にあつては、生産性の増大に基く結果の一部をこの拡充に充当できるような経済生産力の増大と計画とのかみ合せ *CGPI* によつて、始めて社会保障と社会福祉の増大に対する合理的要求を充足しうるのであると。

また第二の方法としては、国防費の切下げによつて可能であることとをこの著者達は指摘している。現在の一三〇億弗水準の国防予算を八〇―一〇〇億弗に切り下げることによつて社会保障サービスを急速に拡大せしめることができる。しかし究局においては、生産の増加によつてのみ社会サービスの拡充が可能であり、生産の増大に *CGPI* せしめることによつて拡大の計画が実現しうるといふこと。

この著者達は、一面において社会保障や社会福祉の無計画的な急激な拡大は、資本主義そのものを窒息せしめる劇薬であることを主張しつつ、他面においては用量と用法を誤らなければ良薬と化しうることを説いている。即ち普遍的な社会保障は労働力に充

分な弾力性を與える、例えば社会保障機關の監理部長A・I・アルトマイヤ氏によれば、一五歳から六五歳までの約一六〇万人の人々が毎日六ヶ月以上の労働不能のために仕事場や学校から休んでいるが、社会保障施設の完備によつてこれらの人々の労働能力は稼働化しうるであらうし、また一般に適切な規模の社会福祉サービスは、近代生活における最悪の経済的社会的危険を除去し、資本主義の魅力をすべての人々に感ぜしめるであらうと、そして社会保障と資本主義の関係を次の如くのべている。「より多くの、よりすぐれた社会サービスは、資本主義のより円滑なる機能に貢献しうる」そして「健全にして発展する資本主義は、その増大する生産力で、社会サービスに対する國民の合法的な要求を充足せしめることができる。」(原文一二七頁)しかもこのような社会保障の実現に対して、健全な資本主義は他のいかなる経済制度よりもはるかに貢献しうる能力をもつている、しかるに英國の如き生産機構の全く衰弱せる国において、福祉國家の過大な負担を背負つたことは、經濟の國家的統制を不可避ならしめ、私企業の完全なる能率發揮を麻痺せしめ、英國國民の生活水準改善の希望を挫折せしめていると批判している。換言すれば、英國はその生産力に *near* しない社会保障を行つた結果、反つて社会保障の効果的な実現を困難ならしめると共に生産力の發展を阻害していることを説いているのである。戦後の縮小化された經濟循環構造をもつ日本にとつては示唆深い見解といはねばならぬ。

## 第四章 アメリカ社会保障の特殊性

### 第一節 社会保障の意義と内容

以上各章においてアメリカにおける社会保障の現行制度ならびに

革命的な新提案を中心として制度的分析を行うと共に財政的な観点からその負担の問題の検討を行つてきたが、これはいはばアメリカの制度そのものに即した内面的な一面的な分析であつたといえるであらう。

そこで最後に社会保障プロパーについてかんたんに触れながら、アメリカの社会保障的立法の歴史的回顧を行つて、アメリカ社会保障の思想的、制度的位置づけを試みてみよう。

社会保障なる用語は今日日本においてのみならず世界的に極めてポピュラーな用語化しているが、その内容なり意味するところは、論者により、国によりかなり著しく異なつてゐる。たとえば、社会保障をもつて、(1)貧困や扶養を必要とするような結果をもたらす危険に対する保險的保護の社会化形態即ち社会保險、(2)社会保障とみなすもの、(3)あらゆる生活上の事故に際して政府が最低所得を保障するもの、(4)全國民に豊かな生活を興えることを目的とする經濟制度であるとするもの等千差万別である。アメリカの社会保障法においては二箇の保險(養老、遺族保險と失業補償)と三箇の扶助(養老扶助、被扶養子女扶助、困窮盲人扶助)の外に極めて広汎な内容をもち五箇のサービス即ち *child welfare, crippled children, maternal and child health, vocational rehabilitation, public health* を包含している。また前章において触れた "Making Capitalism Work" の著者達 (Dexter Merriam Keezer, William F. Butler, Peter French, Marcia C. Gauger, Robert P. Ull) の五名で McGraw-Hill Co. の編集、調査の人々である) は *Social Security* と *Social Welfare* を次の三点から區別している。前者は (1) 一般保險原理によつてまかなはれるプログラムであること、(2) その分野はかなり明確に限定されていること、(3) この給付は貨幣の移転支出を増加せしめるものでないこと、後者は (1) 一般稅收入によつてまかなはれること、(2) 領域は無制限であること、(3) 政府に

ける財貨・用役の生産或は政府購入ならびに分配のための財貨・用役の生産促進をもたらすものである。(同著一六頁)明らかに社会保障を社会保険とみなす見解である。だから一義的に厳密に定義づけすることは極めて困難であるといはねばならない。E・E・ウィット氏 (Edwin E. Witte) は「社会保障は、それをもつて諸国の全制度体系の一部であつて、このような全体型に準拠して最も健全に表現されたものである」とのべている如く、その国の制度全体に一分岐部分であると共に全制度と密接不可分の関係にあるのである。従つて、一國の全制度体系の環境ともいふべき政治構造、経済制度、経済の発展段階、その國民の歴史と伝統は、その國の社会保障の諸制度ならびに社会保障と考へられるべき施策の形態に著しい影響を與える。更にまた家族生活の実態、婦人の経済的地位、労働の可動性、労働組合の現状特に國民の経済生産力等の社会、経済的要因も、社会保障の形成に密接な関係をもつてゐる。

社会保障の意味に関して最も一般的な定義づけは、國際労働局が、一九四二年に公刊せる報告書 *Approaches to Social Security* において行つたものである。これによると社会保障を社会扶助と社会保険の複合体とみなしてあり、従つて社会保障制度は社会扶助と社会保険の両制度の綜合を意味する。社会扶助は元來救貧法制度から發達してきたもので、老令者や廢疾者に対する無離出年金(アメリカの老令者扶助と盲人扶助にあたる)や母年金(アメリカでは *Old age dependent children* と呼ばれてゐる)、失業扶助、医療扶助、労働能力喪失者の救済(或は救済)を包含してゐる。もちろんこれらの制度はすべて國庫によつてまかなはれ、受給者には無料で給付が與えられる。ところが社会保険は「社会扶助と商業保険の中間に位置する」ものであつて、保険上の諸原理に基いてゐることが特色である。これには、労働者補償(一般に労災保険と呼ぶ)、疾病保険、老令・廢疾・遺族保険、失業保険等が含

まれてゐる。

このように定義された社会保障は、社会保険よりも広範囲であるが、英國の *social services* やスカンデナヴィア諸國における *social policy* よりも狭少である。*social services* には、社会保障制度の外に義務教育・公衆衛生・公共住宅計画・最低賃銀立法等の政府サービスやその他低所得層の人々のために政府資金でもつて行われる諸計画等を包含してゐる。また、社会保障施策以外に経済的安定や最低所得確保を目的とするいくつかの諸政策、諸制度を内包してゐる経済保障よりも狭隘であつていふはねばならぬ。

このような定義上の問題の検討にあつては、その領域、機能、目的等色々な観点から規定することができるが、社会保障はその対象の面において本質的な特徴をもつてゐることを指摘する必要がある。即ち社会保障が家族と個人の福祉に志向されてゐることである。全体としての國民或は抽象的な社会の福祉よりはむしろ家族と個人の福祉の観点からする接近であるということである。従つてまた社会保障の関心は家族と個人の直面する直接的なもろもろの危険ないしは、その経済的結果であつて、経済學者の考へてゐるような経済的構造や變動の終局的な原因を関心の対象とするものではない。

### 第二節 アメリカ社会保障の特殊性

以上のような社会保障の概念規定は、現在の資本主義制度体系と矛盾するものでもなければまた革新的な変化を要求するものでもないのである。自由企業制度や民主主義と対立し或は矛盾するものもなく、むしろこれらの基本的諸制度に対する堡壘となり、その維持・發展の一つの歴史的な必要條件を構成してゐるものと理解しうるのである。

今日の意味における社会保障なる言葉が始めて使用されたのは、エプスタイン博士 (Dr. Abraham Epstein) がその主宰する「老

令者保障協会」(Association for Old Age Security)を「社会保障協会」(Association for Social Security)に発展的に解消せしめた一九三三年であつて、二年後の一九三五年にアメリカの「社会保障法」が判定されて以来一般に普及するに至つたのである。

註 エプスタイン博士は無産老年金制度調査のためペンシルヴァニア州において、一九一七年に設けられた特別委員会の委員長となり、次いでイギリス友愛組合を率いてこの制度樹立運動に挺身し、更に一九二七年には「老令者保障協会」を設置してこの方面に活動した先駆者である。

アメリカにおいて一群の諸制度としての社会保障は初期植民地時代に遡及しうるのであるが、これは英國におけると同様エリザベス朝の救貧法に根源を有するもので初期植民者が新大陸にもたらしたものである。しかしその後における発展は、本國の英國におけるものとは全く異なつた性格のものであつた。

その理由としては大体次の三者をあげることができらるであらう。第一は英國における資本主義の発展が米國よりもはるかに早かつたこと、従つて失業と貧困を必ずしも失業者や貧困者の責任に帰せられないという社会経済的認識は極めて早く一般化したのである。第二は英國における民族的統一性と單一政治制度は社会保障的活動とその制度的発展を容易ならしめたが、アメリカの民族的複合性、その特殊な政治制度は英國に比しその発展を遅滞せしめる原因となつた。第三は、歴史・思想・社会経済事情の差異である。一般的にいうならば、英國とアメリカの資本主義の発展段階の相違とこれに基いて実現された資本主義の内容の差異が基本的理由をなすものである。従つて社会保障を構成する諸制度の立法的経過或はそれに対する國民の態度は、英國とアメリカにおいて著しく異なつたものとなつてゐる。英國における社会保障立法は、數世紀にわたつて存在してきた救貧法を常に対象として発展してきたために、社会保険の如き

も救貧法に対する代替物としての性格が強く表現されてきたのである。

現実において社会保障の主體的地位を占めてゐる英國の社会保険はこのように救貧法的色彩を残置せしめてゐるのであるが、アメリカにおいては救貧法的目的と同様に労働立法としての性格をもつて出発してゐる。労働立法は公共福祉の立場から雇用関係の規制を行うものとして警察権限の干與が許容されるが、英國の社会保障の発展においてはこのような性格は全然欠如してゐたのである。しかるに、アメリカにおける社会保障はむしろ労働立法を出発点としてゐる点において著しく性格を異にしている。例えば「労働者補償」は労働者として社会保障でありながら社会保険としてよりは労働立法として発展したのである。今日においても Workmen's Compensation においては「労働者補償」が社会保険であるとの認識さえなかつたのである。失業補償も同様であるが、健康保険と共に当初は労働者補償の論理的補完物として発展してきたのであつて、社会保障において労働立法の性格がいかに強いかを理解しうるであらう。失業保険の如きも、救済の重要な一制度ならしむべきであるというようない見解が多少ともみられるに至つたのはやつと大恐慌以後においてである。失業保険立法はこの時はじめて制定されるに至つたのであるが、それは英國の失業保険とアメリカの労働者補償との間の中間的性格のものであつた。健康保険に関する諸提案の如きも歐洲型とは全く異なつたものであつた。

大恐慌は三〇年代の社会保障の急速な発展を促進せしめる動因となつた。しかし、この発展における著しい特徴は、州・地方政府の財政援助のために聯邦政府が社会保障の舞台に登場するに至つたことである。しかし救済に関しては聯邦自体直接ならん関係をもつていないのである。

社会保障が今日アメリカにおいてはすべての人々に歓迎され、その拡大、寛大化に対しては極めて広く支持されているが他方においてアメリカ人は一般に私的企業、個人の創意、努力をして節約こそが、個人の生活保障の最善策であるとの考え方が伝統的に強いのである。従つて失業に関しても、民間企業が失業を吸収しえないような場合にのみ政府が雇用を創造して仕事を與えることが、最善の失業対策であるとの見解がとられる。ここに政府政策ないし国家的制度としての社会保障に対する国民の態度における矛盾的性格が露呈している。このことは、一つには社会保障に対する国民の理解が不十分であることに基因していると考えられる。社会保障の認識に必要な理解の一つは、社会保障の目的や価値の有する限界性についてである。

社会保障の目的規定にあたつてしばしば「欠乏からの自由」があげられるが、社会保障はそのような社会経済上の根幹につながる基本目的を目的とするものでもなければ、また社会保障手段を通じて保障しうる目的でもない。全國民にあらゆる生活上の事故に際して最低限の所得を確保する問題にしても、それは少くとも基底的には國民の總生産力に関する問題である。究極的には、生産力の「欠乏からの自由」達成の基本条件である。また他方においては最低限の所得水準や欠乏からの自由の程度さえもかなり相対的な可變的なもので、進歩的な社会においては不斷に上昇する傾向があり、決して固定的ではない。従つて極めて可變的な、そしてそれ自体生産力の反映である所得水準や欠乏からの自由を少くとも社会保障目的とすることはその限界を超えたものといはねばならない。それではこのような生産力ないしは生産構造によつて社会保障は規制せられるのみで、能動的な機能をもたないであらうか。決してそうではない。社会保障の広汎な諸制度は、労働力の稼働率の向上、消費水準の維持或は所得再分配の機能等を通じて生産力に対する促進的要因たりう

るのである。

社会保障の経済的機能は無視しえないのである。しかしただ社会保障をもつて、景気変動の調節、完全雇用の確保、所得や購買力の再分配等の経済政策上の目的を主たる任務とするものであるとの見解がかなり広汎に行われていることは注意を要するのである。もちろん社会保障がこのような重要な経済上の問題に対して及ぼす影響なり効果なりを無視すべきではないが、そのために社会保障の本来の固有の目的——即ち個人と家族が直面する直接的な経済的危険に対して保護すること——をばかしてはならないのである。経済学者は全体としての経済機構の機能に関心を集中するため、このような目的を第二義的なものとみなし易いが、それでは社会保障の本質的理解を困難ならしめ、その本来の目的と限界を見誤るであらう。経済的にみても、個人と家族の生活上の事故に対して彼等の生活を保護し維持を可能ならしめることができないならば、経済的病弊の基本的解決を問題とする経済学者の希望も全く水泡に帰するであらう。

今日の社会経済組織においては、一切の社会保障を不必要ならしめるような経済制度を実現することは極めて困難なことである。かりに完全雇用と極大の生産を実現しえたとしても、老令・死亡・疾病・廢疾に基く生活上の困難をすべて保障することは不可能であるばかりでなく完全雇用時においてさえもかなりの失業が不可避的なことは戦時の経験に徴しても明らかであつて、社会保障による防衛手段は不可欠であることを認識せねばならない。

貧困救済を一つの目的としながらも、むしろ労働立法としての性格の強い社会保障をもつて出発したアメリカ社会保障も、その資本主義の成熟化と共に單なる労働補償という特定層を対象とする不完全な社会保障から今や全國民を対象とする完全なる社会保障への移行が必然的に要請せられるに至つた。昨一九五〇年における社会保障法の改正もこの移行への一歩前進を示したものである。しかしな

がら社会保障制度において極めて重要な支柱である強制健康保険が、数次にわたる法案の提出にもかかわらず未だ実現するに至っていないことは、尙極めて弾力的なアメリカ資本主義の現段階的性格を物語るものであるといへよう。保障と自由の調和的發展が今後のアメリカ資本主義の課題としてアメリカ国民の挑戦の対象となつて重大性を加えてくることであろう。(終り)

附表

(一) 一人当り医療費の比較——一九四八年

項目別	個人支出		一人当り両制度の比較	
	健康保険における一人当り支出推計	開始年度	開始年度	推計
総計	77,500	7,195	75,000	1,195
医師	21,400	8,300	20,300	1,700
病院	1,700	1,300	1,300	1,500
歯科	8,600	3,500	8,300	1,900
看護婦	2,300	1,800	2,300	1,200
眼科	2,300	1,800	2,300	1,200
耳鼻喉科	2,300	1,800	2,300	1,200
整形科	2,300	1,800	2,300	1,200
皮膚科	2,300	1,800	2,300	1,200
泌尿科	2,300	1,800	2,300	1,200
産科	2,300	1,800	2,300	1,200
小児科	2,300	1,800	2,300	1,200
外科	2,300	1,800	2,300	1,200
内科	2,300	1,800	2,300	1,200
その他	2,300	1,800	2,300	1,200
器具・試験所	2,300	1,800	2,300	1,200
眼科材料	2,300	1,800	2,300	1,200
器具	2,300	1,800	2,300	1,200
試験所	2,300	1,800	2,300	1,200
整骨療法	2,300	1,800	2,300	1,200
手足病医	2,300	1,800	2,300	1,200
脊柱按摩療法	2,300	1,800	2,300	1,200
その他	2,300	1,800	2,300	1,200
グルーブ病	2,300	1,800	2,300	1,200
院、保健組合	2,300	1,800	2,300	1,200
傷害健康保	2,300	1,800	2,300	1,200
險、相互傷害	2,300	1,800	2,300	1,200
疾病組合	2,300	1,800	2,300	1,200

備考 本表はメリアム他著前掲書四五頁。

- (イ) 個人支出は商務省推計による。
- (ロ) 労働者補償制度による医療費一億四千万弗を含んでいない。
- (ハ) この項は医師或は病院のいづれかに包含されている。
- (ニ) 一九四八年物価・所得水準における健康保険コストの推計

項目別	金額 (一〇億弗)		比率
	開始年度	一九五七年	
総計	4.66	6.31	1.00
医師	2.28	2.53	1.00
病院	1.35	1.75	1.00
歯科	0.47	1.12	1.00
家庭看護	0.08	0.19	1.00
試験所、医薬、器具	0.47	0.60	1.00
調査、教育	0.01	0.12	1.00

備考 前掲書四六頁。

(三) 聯邦の公共扶助支給條項の変遷——一九三五—四八年

立法	聯邦参加による個人月額支給最高額		規定最高額内における聯邦支出分担額
	老人、盲人、盲人扶助	扶養児童扶助	
一九三九年修正	3.00	1.80	1/2
一九四二年修正	4.00	1.80	1/2
一九四五年修正	4.50	2.40	1/2
一九四八年修正	5.00	2.70	1/2

備考 前掲書、五七頁。

(四) 公共扶助総支払額——一九三六—五〇年(千弗單位)

年次	総額	老令者扶助	扶養児童	盲人扶助	一般扶助
一九三六	六五、七三	一九、二四	四九、六五	二、八三	四、〇一
一九三七	八〇、九五	三〇、四二	七〇、五一	一、七一	四、〇六
一九三八	九四、九七	三九、三六	九七、四二	一、九七	四、七三
一九三九	一〇八、八四	四三、四八	一四〇、九六	三、七五	四、二六
一九四〇	一〇三、九四	四七、四九	一三三、三三	三、八六	四、四三
一九四一	九六、三三	五四、五九	一三〇、一五	三、九二	三、七二
一九四二	九六、八六	五四、一五	一五八、四三	三、六〇	三、七二
一九四三	九三、三三	六五、一七	一四〇、九三	三、五二	二、九七
一九四四	九三、四七	六九、三六	一五〇、三五	三、五七	二、九七
一九四五	九六、六六	七三、五五	一四九、六七	三、五七	二、九三
一九四六	一〇二、五五	八三、〇一	一三六、八七	三、七四	二、九三
一九四七	一〇五、七五	九二、七三	一三九、九一	三、五三	二、八三
一九四八	一〇七、七九	一〇一、六四	一四〇、一六	三、六二	二、八三
一九四九	一一〇、七三	一〇六、三九	一四七、五四	三、五三	二、八三
一九五〇	一一三、五三	一一一、四六	一五二、五九	三、六四	二、八三

備考 Federal Security Bulletin, Sept. 1950, vol. 13, No. 9 より

但し一九五〇年は同誌各号より筆者集計。

一九五〇年十月より新しくパブリック・ロウ七三四号に基いて永久全部院疾者扶助が支給され始めた。

三ヶ月間の支給額は一〇、〇八七、五〇三弗となっている。

(五) 公共扶助受給者数——一九三六—五〇年(千單位)

年度	扶養家族扶助		盲人扶助	一般扶助
	老令者扶助	家族児童		
一九三六	一、一〇六	一、一六二	四〇四	一、五一〇
一九三七	一、五七七	二、二二八	五六五	一、六二六
一九三八	一、七七六	二、二八〇	六四八	一、六三一

(六) 公共扶助月平均支払額——一九三六—五〇年

年度	老令者扶助	扶養児童扶助	盲人扶助	一般扶助
一九三六	一八、七九	二九、八二	二六、一一	二四、一三
一九三七	一九、四六	三一、四六	二七、二〇	二五、三六
一九三八	一九、五六	三一、九六	二七、二〇	二五、〇六
一九三九	一九、三〇	三一、七七	二七、二〇	二四、八九
一九四〇	二〇、二六	三二、三八	二七、二〇	二四、二八
一九四一	二一、二七	三三、六二	二七、二〇	二四、四〇
一九四二	二二、三七	三六、二五	二七、二〇	二五、二三
一九四三	二六、六六	四一、五七	二七、二〇	二七、七六
一九四四	二八、四三	四五、五八	二七、二〇	二八、七七
一九四五	三〇、八八	五二、〇五	二七、二〇	二九、七二
一九四六	三五、三一	六二、二三	二七、二〇	三〇、四八
一九四七	三七、四二	六三、〇一	二七、二〇	三〇、七八
一九四八	四二、〇二	七一、八八	二七、二〇	三〇、三七
一九四九	四四、七六	七四、一七	二七、二〇	三〇、四七
一九五〇	四三、八二	七一、六二	二七、二〇	三〇、二九

備考 前表同様。但し一九五〇年度については支払額を月平均受給者数にて除したる後更に十二で除し、一ヶ月分を筆者が算出した。



# 資料

毎日新聞社の産制問題を中心とする世論調査について

本多 龍雄

はしがき

昭和二四年七月設立された毎日新聞社人口問題調査会はその事業の一つとして昭和二五年四月末「過剰人口の調整に関する世論調査」を実施した。その結果はすでに新聞紙上速報されたが、そのやや詳細な報告書がこのほど同調査会編集の英文資料の第三号として刊行された。私はこの調査の最初から質問調査事項の立案を依頼され、またその報告書の作成を依頼されていて、右英文報告書も私の執筆したものであるが、邦文文献としては別に発表される計画がないので、ここに資料としてその大要を掲載する次第である。

なおこの調査の企画立案については専門委員会の数回にわたる会合が行われたが、専門委員の名は左のとおりであった。

- 美濃口 時次郎 調査会委員
- 館 稔 同
- 小阪 寛見 同
- 三原 信一 調査会事務局長(外 三名)
- 宮 森 菊次 世論調査部長(外 二名)

一、緒言

二、基本的な生活態度について

- A 老後生活保障についての心的態度
- B 子供養育負担についての心的態度
- 三、子供数に対する理想について
- 四、避妊に対する態度について
- 五、避妊の実行状況について

A 普及状況

B 実行開始期

C 何人生まれてから?

D 実行方法

E 専門的指導の有無

F 実行者の実行理由

G 不実行者の不実行理由

H 現在不実行者の今後における実行意志

六、人口政策に対する要望について

A 出生抑制策に対する要望

B 堕胎に対する意見

七、要約

一、緒言

この調査は産制制限に対する日本人の心的態度と並びにその実際の普及状況を明きらかにすることを目的として一九五〇年四月施行された。調査は妻の年齢四九歳以下の夫婦三千組、男女計六千人を抽出した。但し回収集計された有効調査票は男二、七八三、女二、七九七、計五、五七九票であつた。標本は全国人口を市郡別に層化して無作為的に抽出された。詳細すればわれわれは昭和二三年八月の常住人口調査の結果と右人口調査に当つて採用された調査地区の区分法を利用した。こ

の調査地区は平均四〇〇人程度の人口をもつていたが、しかし地区によつて相当の大小があつたので、われわれは市部および郡部をそれぞれ五つの組に分け、各組からその総人口の比率に従つて二九六個の地区を無作為に抽出した。そのようにして抽出された地区と並びにその隣接地区とを合せて一単位の調査地域とし、各地域の市町村庁の保管している世帯票により各一七(ただし六都市の場合は二〇)の該当夫婦が無作為抽出された。

右の方法からみて、抽出された標本は全国人口を地域的に代表するものといつてよいが、しかしそれが同時に職業や教育程度の上からも同じ程度の標本価値をもつていようかどうかについては方法的に多少の問題がある。ただし以下の報告においてはこれらの観点からも種々の分析が行われている。というのはこれらの標本はこれらの諸見地からみても、たとえ完全ではなくても十分に信頼しうる標本価値をもつていふと考えられるからである。

なお調査は配票調査方式により、各自記入の上で密封して返却できるように配慮された。また無回答票の分析に必要な基本的事項の照査も同時に行われた。

因みに抽出された標本の人口学的及び社会経済的構成をしめせば左のとおりである。

第一表、調査客体の構成

a 年齢階層別構成

男 子

二九歳以下

一六・六%

三〇—三九歳

四〇・七%

四〇歳以上	計	四二・七%
二四歳以下	計	一〇〇・〇%
二五―三四歳	女子	一二・七%
三五歳以上	計	四二・七%
計	計	四四・六%
六大都市	計	一〇〇・〇%
その他の市部	計	一二・六%
郡部	計	二二・一%
計	計	六五・三%
職業別構成	計	一〇〇・〇%
農漁業者	計	三〇・七%
労働者	計	一一・八%
商工業者	計	二二・一%
給料生活者	計	二九・二%
自由業者	計	二・五%
その他	計	二・七%
計	計	一〇〇・〇%
教育程度別構成	計	一〇〇・〇%
小学卒	計	三〇・〇%
高小(新制中)卒	計	三五・六%
中学(新制高校)卒	計	二七・九%
高専以上卒	計	六・五%
計	計	一〇〇・〇%
宗教別構成	計	一〇〇・〇%
仏教	計	六六・三%
神道	計	二二・二%
キリスト教	計	〇・九%

第 2 表

質問「あなたは老後の生活を子供にたよつていくつもりですか？」に対する解答別解答者数割合

解答 (1) たよる  
(2) たよらぬ  
(3) たよりたいができそうもないその他  
(4) 考えたことがない(無回答を含む)  
(5) 計

(a) 織数	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
総数	54.8	21.3	3.9	20.0	100.0
(b) 男女年齢階層別					
男子					
総数	50.5	25.9	3.9	19.7	100.0
29歳以下	38.4	27.0	2.6	32.0	100.0
30―39歳	45.8	29.6	3.5	21.1	100.0
40歳以上	51.6	22.1	4.7	21.6	100.0
女子					
総数	59.1	16.6	3.8	20.5	100.0
24歳以下	48.3	14.2	2.8	34.7	100.0
25―35歳	54.5	18.5	3.9	23.1	100.0
36―49歳	66.3	15.5	4.2	14.0	100.0
(c) 地域別					
六大都市	36.6	32.1	7.3	24.0	100.0
その他の市部	43.3	28.1	4.8	23.8	100.0
郡部	62.2	16.8	2.9	18.1	100.0
(d) 職業別					
農漁業者	76.9	7.9	2.3	12.9	100.0
労働者	50.4	19.3	4.4	25.9	100.0
商工業者	55.5	23.7	3.7	17.1	100.0
給料生活者	36.0	32.4	4.8	26.8	100.0
(e) 教育程度別					
小学卒	65.9	13.7	3.2	17.2	100.0
高小卒	61.7	16.5	2.5	19.3	100.0
中学卒	43.5	28.1	5.6	22.8	100.0
高専以上卒	16.4	52.8	5.8	25.0	100.0
(f) 現存子供数別					
無子供	30.4	24.5	9.1	36.0	100.0
1―3子	52.3	23.5	3.4	20.8	100.0
4―6子	65.9	17.8	3.1	13.2	100.0
7子以上	72.4	10.6	3.7	13.3	100.0

(備考) 職業別分類における自由業者とその他は極めて少数観察となるので省略。教育程度別の高小卒は新制中学卒を、中学卒は新制高校卒を含む。以下すべて同じ。

本調査は産児制限に最も深い関係のある基本的な生活態度として(a)老後の生活の保障と(b)子供の養育負担の二つの問題についてどう考えているかを探究した。

二、基本的な生活態度について

この子供への依頼感に男よりも女の方にやや強

その他	計	三・一%
不詳	計	二七・五%
無子	計	一〇〇・〇%
一―三子	計	一〇・三%
四―六子	計	五六・〇%
七子以上	計	二七・五%
不詳	計	五・四%
計	計	〇・八%
計	計	一〇〇・〇%

この問題について探究するために我々の用いた質問はこうであつた、「あなたは老後の生活を子供にたよつていくつもりですか？」

返答の結果は第三表にみられるとおりで、はつきりと老後を子供にたよるという者が過半数の五四・八%を占めており、反之はつきりとたよらぬと答えた者は二一・三%であつた。考えたことがないという者(二〇・〇%)の大部分は、老いたる父母を養うことが子の義務であると考える家族主義的な伝統感情に無反省的によりかかつている者と考へてよく、子供への依頼感に相当に強いとみてよい。

A 老後生活保障についての心的態度

く、また男女とも年齢の上昇につれて一  
そう強くなつていく。

また、それは地域別にみると都市化と  
ともに弱体化しており、職業別には農漁業  
者よりも労働者において、またこの兩者  
よりも商工業者や給料生活者において  
弱い。

しかし差別の最もいちじるしいのは教  
育程度の別である。惟うに教育程度の差  
異は今日の社会の階級的差異の最も代表  
的な指標としてこれらの地域差や職業差  
を集中的に代表するからといえよう。

なお、現有子供数別にみると、子供の  
多い者ほど子供にたよると考えている者  
が多い。子供数の増加にともなうその上昇度は年  
齢の上昇によるそれよりも更に強く、子供への依  
頼感と子供数との間に相当の積極的な相関関係の  
あることが示唆される。

### B 子供養育負担についての心的 態度

我々の採りあげた質問は次のようであつた、  
「子供のために親が苦勞することはどう思いま  
すか？」

返答の結果は第三表にみえたとおりで、子供のた  
めに苦勞するのは生んだ以上当然のことであると  
する者および当然で且つ苦勞のし甲斐のあること  
だという者が合せて八〇%ちかくを占めていて、  
極めて安定的な状態を示している。

男女別、地域別、職業別、教育程度別などの差

第 3 表

質問「子供のために親が苦勞することはどう思  
いますか？」に対する解答別解答者数割合

解答	(1)	(1a)	(2)	(3)	(4)
(1) 産んだ以上当然である					
(1a) 苦勞のし甲斐のあることである (1)より更に別段)					
(2) 相当の犠牲である					
(3) 考えたことなし(その他無回答を含む)					
(4) 計					
(a) 総 数	78.5	27.5	11.5	10.0	100.0
(b) 男女年齢階層別					
男 子					
男 総 数	77.4	26.4	12.2	10.4	100.0
29 歳 以下	(略)	21.7	10.2	(略)	100.0
30 一 39 歳	〃	24.6	12.0	〃	100.0
40 歳 以上	〃	29.9	13.1	〃	100.0
女 子					
女 総 数	79.4	28.6	10.3	9.8	100.0
24 歳 以下	(略)	28.8	7.9	(略)	100.0
25 一 34 歳	〃	25.6	10.0	〃	100.0
35 一 49 歳	〃	31.5	12.4	〃	100.0
(c) 地域別					
六 大 都 九	80.2	25.8	10.4	9.4	100.0
六 都 市 部	76.8	25.8	12.1	11.1	100.0
郡 部	78.5	28.5	11.5	10.0	100.0
(d) 職業別					
農 漁 業 者	79.7	36.2	10.0	10.3	100.0
勞 働 者	79.9	31.1	9.5	10.6	100.0
商 工 業 者	77.7	27.6	11.6	10.7	100.0
給 料 生 活 者	77.7	18.1	12.4	9.9	100.0
(e) 教育程度別					
小 学 卒	79.0	34.4	9.8	11.2	100.0
高 小 卒	80.6	31.0	10.4	9.0	100.0
中 学 卒	76.7	20.0	14.4	8.9	100.0
高 専 以 上 卒	72.3	9.1	12.3	15.4	100.0
(f) 現有子供数別					
無 子	67.5	18.7	12.6	19.9	100.0
1 一 3 子	79.7	25.3	10.2	10.1	100.0
4 一 6 子	80.6	34.1	13.0	6.4	100.0
7 子 以 上	75.7	34.6	15.6	8.7	100.0

異も上段A老後保障についての場合と同じ傾向が  
観取せられる。

とくに興味のある点は、男女年齢階層別にみ  
て、苦勞のし甲斐ありという者と相当の犠牲だと  
いう者の割合が、双方とも、年齢の上昇につれて  
強くなつていくことで、実際の生活感情の表裏し  
た二つの面を示すものといえよう。この点におい  
ても子供に対する心的態度の調査結果は極めて安  
定的であつたといつてよい。

現有子供数別にみても傾向は前段と同じで、と  
くに七子以上の多産者にあつても苦勞のし甲斐あ  
りと考えられる者の割合が強くなり最高を示してい  
ることは、比較的多産な農業者などの比率が増加す  
るせいもあるが、多産者がその多産について相  
当にはつきりした意味づけをしていることが示唆  
される。そして自覚された多産が無反省な多産よ

りも産児制限への途により近いものであることは  
いうまでもない。

### 三、子供数についての理想に ついて

子供は何人ぐらいを理想とするかという問題を  
我々はあと何人ぐらい子供がほしいか或いはも  
ういらぬかという質問の形で探究した。

その結果は第四表のとおりで、現在無子の者に  
おいてはあと三人を、一子のものにおいてはおと  
二人を、また二子のものにおいてはあと一人を望む  
という者の割合が最も高く、つまり三人を理想と  
する者が最も多いこととなる。

しかし右につづいては二子を理想とする者が最  
も多く、小家族主義への志向が相当に強く普及し

第 4 表

質問「あなたはこれから子供が何人ほしいと思いますか？」に対する解答別解答者数割合

- 解答 (1) もういない又は今でも多すぎる  
 (2) もう1人ほしい  
 (3) もう2人ほしい  
 (4) もう3人ほしい  
 (5) あと4人以上ほしい  
 (6) 考えたことなし、その他  
 (7) 計

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
(a) 現存子供数別							
0 子	4.2	2.8	21.5	40.6	16.1	14.8	100.0
1 子	8.5	21.9	33.8	18.6	10.0	7.2	100.0
2 子	29.8	32.8	19.2	3.5	3.4	11.3	100.0
3 子	63.1	19.8	6.0	1.6	1.4	8.1	100.0
4 子以上	83.7	6.1	2.1	0.1	0.2	7.8	100.0
(b) 男女別							
現存子供数2子の者							
男	27.8	34.7	17.6	4.4	3.7	11.8	100.0
女	31.9	30.9	20.7	2.7	3.2	10.6	100.0
(c) 職業別							
現存子供数2子の者							
農漁業者	31.9	26.7	17.6	4.2	5.5	14.1	100.0
労働者	25.5	32.3	23.6	4.3	1.9	12.4	100.0
商工業者	31.2	33.6	19.5	2.7	3.4	9.6	100.0
給料生活者	29.9	38.3	18.4	3.1	1.4	8.9	100.0
現存子供数3子の者							
農漁業者	54.6	21.3	7.4	3.5		13.2	100.0
労働者	60.4	21.8	5.6	0.8		11.4	100.0
商工業者	69.9	16.4	3.7	6.9		3.1	100.0
給料生活者	66.8	20.4	6.6	1.5		4.7	100.0

かけていることが観取せられよう。因みに本調査に先立ち時事通信世論調査室(一九四九年四月)、朝日新聞世論調査部(一九四九年五月)および国立世論調査所(一九四九年九月)によつて行われた同種の調査においては、いずれも、理想子供数として三子について四子、更に五子、次に三子という順序になつており、この点で本調査は全く新しい結果を提供したわけになる。それが單に偶然の結果であるが、それとも一年ちかくに及ぶ時の経過の結果であるかは興味ある点であるが、避妊実行率がこれらの旧調査時に較べて著しく高くな

つていふことと考へあわせると、時の経過にとらなう考へ方そのものの変化と考へることも無理ではないと思われらう。なお、右の三調査はいずれも抽象的に理想子供数を聞いたものであるのに対し、本調査は現存子供数を基準にして爾後の希望をきいており、その点で一そう現実的な理想であつたといふこともできよう。

更に立ち入つて男女別にみると、男よりも女の方が子供数の縮小にやや積極的である。

職業別にみると、大體において、農漁業者や労働者よりも商工業者や給料生活者に縮小慾が顯著

であることは上記の諸傾向からも当然に首肯されよう。但し第四表中現存三子の者についてみると、三子を理想とする者の割合が、一見意外なことに、農漁業者(その大部分は農業者である)において最も高い。しかし又それと同時に五人または六人以上を望むものや考へたことがないという者の割合も亦これら農漁業者において最も高い。この事實は統計の偶然というよりも寧ろ日本における農業者の低い生活水準が子供数の縮小への願望と現実における家族労働力への依存との矛盾相克の中にあえいでいることを示唆するものと考えられるが妥當であろう。

また、商工業者においても、労働者や給料生活者に較べると、小家族主義者が増加しているその反面に極端な子室主義者の割合も高く、貸金俵給生活者層と小所有者層との差異を示している点

#### 四、避妊に対する賛否について

##### A 避妊に対する賛否

結果は第五表にみるとおり、賛成が六〇%をこえており、反対者は一五%であつた。

また男女年齢階層別、地域別、職業別および教育程度別にみた傾向も叙上の基本的な生活態度のそれと完全に一致している。即ち賛成は概して男女とも若い層に、郡部よりも市部、とくに大都市に、農漁業者や労働者よりも商工業者や給料生活者の方に多い。また教育程度別の差異はここでも

第 6 表

質問「今後わが国で産児制限が普及して人口の増え方が少くなつたり、人口が減つたりすれば利益になると思いませんか、不利益になると思いませんか？」に対する解答別解答者数割合

解答	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
個人にとつて								
(1) 利益となる								
(2) 不利益となる								
(3) 無回答その他								
(4) 計								
— 国家にとつて								
(5) 利益となる								
(6) 不利益となる								
(7) 無回答その他								
(8) 計								
(a) 総数	56.2	13.8	30.0	100.0	36.0	30.7	33.3	100.0
(b) 男女別								
男	58.4	15.4	26.2	100.0	37.5	33.5	29.0	100.0
女	54.0	12.0	34.0	100.0	34.4	27.7	37.9	100.0
(c) 地域別								
六大都市	61.7	13.7	24.6	100.0	42.6	28.8	28.6	100.0
その他の市部	56.8	13.3	29.9	100.0	37.6	30.8	31.6	100.0
郡部	55.0	13.9	31.1	100.0	34.1	30.9	35.0	100.0
(d) 職業別								
農漁業者	48.4	15.9	35.7	100.0	29.2	32.4	38.4	100.0
労働者	47.2	15.5	37.3	100.0	28.4	32.3	39.3	100.0
商工業者	59.1	15.9	25.0	100.0	36.5	33.9	29.6	100.0
給生活者	66.1	9.4	24.5	100.0	45.5	26.4	28.1	100.0
(e) 教育程度別								
小学卒	46.8	14.9	38.3	100.0	28.4	30.5	41.1	100.0
高小卒	51.2	16.1	32.7	100.0	31.0	32.2	36.8	100.0
中学卒	68.7	11.4	19.9	100.0	45.8	30.8	23.4	100.0
高専以上	73.3	5.5	21.2	100.0	55.2	21.7	23.1	100.0

第 5 表

質問「避妊がだれにも簡単に自由に行なうようになりましたが、これについてどう思いますか？」に対する賛否解答別解答者数割合

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	賛成	反対	特殊解答	意見なし	計
(a) 総数	60.7	15.0	5.7	18.6	100.0
(b) 男女年齢階層別					
男					
総数	60.8	15.7	7.9	15.6	100.0
29歳以下	66.8	11.5	10.6	11.1	100.0
30—39歳	64.7	14.4	7.1	13.8	100.0
40歳以上	54.6	18.7	7.6	19.1	100.0
女					
総数	60.5	14.3	3.5	21.7	100.0
24歳以下	65.8	10.5	5.1	18.6	100.0
25—34歳	65.1	11.6	2.9	20.4	100.0
35—49歳	54.6	18.0	3.7	23.7	100.0
(c) 地域別					
六大都市	65.7	14.7	5.1	14.5	100.0
その他の市部	60.9	15.5	7.6	16.0	100.0
郡部	59.7	14.9	5.2	20.2	100.0
(d) 職業別					
農漁業者	51.7	17.1	5.1	26.1	100.0
労働者	55.7	18.6	3.8	21.9	100.0
商工業者	63.3	14.9	5.4	16.4	100.0
給生活者	69.2	11.7	7.2	11.9	100.0
(e) 教育程度別					
小学卒	50.7	16.6	3.3	29.4	100.0
高小卒	58.4	16.9	5.4	19.3	100.0
中学卒	70.2	12.6	7.4	9.8	100.0
高専以上	77.8	7.7	11.5	3.0	100.0

最も顯著である。

B 賛否の理由

右の賛否の意見が單に個人末位の立場からだけでなく、どの程度に国家的見地にまで反省されているかということを探究することゝ我々の調査の特に取りあげたものの一つであつたが、その結果は第六表にみられるとおりで、産児制限の普及とそれに伴う人口増加速度の低減、延いては人口の縮小を個人にとつては利益であるとする者は過半数を占めているが、国家的見地からも利益とする者は之に較べてつと少ない。逆に産児制限の普及を不利益だとする者はその根拠を個人的見地よりも国家的見地においている者が多い。

五、避妊の実行状況について

A 普及状況

普及状況は第七表にみらんとおりで、普及率（妻の年齢四九歳以下の夫婦一〇〇に対する現在避妊実行夫婦数）は全国平均で一・九五%すなわちほぼ二〇%であつた。

地域別、職業別などの普及傾向は上の基本的生活態度や賛否意見にみた場合と同じ形を示しており、地域差よりも職業差の方が顯著であり、教育差が最も顯著である。

B 実行開始期

実行開始期を日華事変前、同事変より太平洋戦争の終るまで、および終戦以降の三期にわけて、

第7表 実行・不実行別解答者数割合

	(1) 現在 実行者	(2) 既住 実行者	(3) 不 行者	(4) 無 回答	(5) 計
(a) 総数	19.5	9.6	63.6	7.3	100.0
(b) 現存子供数別					
無子	7.5	6.3	78.8	7.4	100.0
1-3子	21.3	10.4	61.8	6.5	100.0
4子以上	20.6	9.0	62.1	8.3	100.0
(c) 地域別					
六大都市	23.7	12.0	58.6	5.7	100.0
その他の市郡	23.6	9.3	59.6	7.5	100.0
郡	17.4	9.2	65.9	7.5	100.0
(d) 職業別					
農漁業者及び労働者その他	11.3	7.6	70.9	10.2	100.0
その他	25.9	11.1	57.9	5.1	100.0
(e) 教育程度別					
小学卒	9.9	6.7	70.5	12.9	100.0
高小卒	16.7	8.0	68.5	6.8	100.0
中学卒	29.4	12.9	54.5	3.2	100.0
高専以上卒	37.1	17.0	43.7	2.2	100.0

第8表 実行開始期別並びに教育程度別実行者数割合

	(1) 総 数	(2) 小学 卒	(3) 高小 卒	(4) 中学 卒	(5) 高専 以上 卒
戦前(—1936)	9.2	7.6	8.5	8.6	15.0
戦後('37-'44)	8.3	9.4	8.9	7.7	10.9
戦後(1945—)	71.5	63.1	71.0	76.6	68.9
不詳	10.5	19.9	11.6	7.1	5.2
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

第9表 実行開始時の子供数別並びに地域別実行者数割合

	(1) 全 国	(2) 六 大 都 市	(3) そ の 他 の 市 郡	(4) 郡 部
無子	5.9	3.2	5.6	6.8
1子	18.9	20.2	20.2	17.9
2子	21.4	27.0	21.2	20.1
3子	19.7	23.8	19.0	18.9
4子以上	27.2	19.8	30.6	27.6
不詳	6.9	6.0	3.4	8.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0

現在および既往における実行者の分布状況をみると第八表のとおり、戦後に始めた者が圧倒的に多い。またこれを教育程度別に観察してみると、戦後に始めた者には教育程度の低い者の割合が高く出ており、戦後の普及が主として下層階層への普及に負うていることが推察せられる。

なお右実行者の婚姻期間別割合は持続期間一五年以上の者四七%、六一—四年の者三三%、五年以下の者二一%であった。もし不実行者の婚姻持続期間別割合もこれと同一であると仮定して計算してみると、日本における避妊の実行率は途中で止めた者も含めて戦前においては六%強と、戦時中においては六%強という結果とな

り、現在の二〇%（中止した者も含めると約三〇%）という数値は戦前戦後のほぼ五倍という普及度をもつてゐるわけになる。

C 何人生れてから？

子供が何人生まれてから始めたかについては第九表にみるとおりで、モードは二人生まれてからというところにあるが、それと並んで四人生まれてからという者の割合もまた高い。戦後に急に実行し始めた多産者の多いことをしめすもので、この傾向は六大都市には見られないが、その他の市郡と郡部において顕著である。

D 実行方法

最も多く利用されている避妊方法は左のとおり、

第一〇表 避妊方法別利用率

避妊方法	利用率
コンドーム	三五・六%
定期禁慾法	二七・四%
ゼリー	一五・四%
中絶法	一二・七%
ベッサリ	七・八%
(以下略)	

いわゆる大衆的な在来の方法と、それに混って新発売の薬品とが利用されているわけになる。

E 専門的指導の有無

実行に際しての専門的指導の有無については左のとおり、

第二二表 専門的指導の有無別実行者

有り	七・三%
なし	七二・七%
無回答	二一・〇%
計	一〇〇・〇%

何らかの指導を受けた者の割合は極めて少ない。相談の相手は開業医、助産婦、保健所、産科相談所という順序であった。

F 実行者の実行理由

実行者についてその実行理由をみると左のとおり、

第二三表 各実行理由の実行者総数に

対す割合

経済上の必要から	四三・八%
子供の健康や教育のため	三八・九%
母体の健康のため	三一・四%
生活をたのしむため	一五・五%
わるい遺伝病をさけるため	〇・九%
子供に分ける財産が少くなるから	〇・八%
その他	三・六%
無回答	五・一%
計	一四〇・〇%

経済上の配慮が最も強いが、それについて子供の健康や教育に対する配慮、母体への配慮が強

く、純文化的な欲求もまた相当に強くあらわれている。なお一人で二つ以上の理由をあげている場合も多く、平均して一人一・四となつてゐる。

G 不実行者の不実行理由

不実行者の不実行理由についてみると左のとおり、

第二四表 不実行理由の不実行者数に

対する割合

子供がほしいから	三八・〇%
どうでもよいから	一三・一%
子供が生まれても困らぬから	一二・二%
信頼できる避妊方法がないから	九・一%
主義として反対だから	七・四%
実行が面倒だから	五・五%
妊娠のおそれがないから	五・二%
避妊方法がわからないから	四・六%
金がかかるから	二・八%
その他	四・四%
無回答	八・九%
計	一一一・二%

積極的に子供がほしいからという者が最も多く、それについて、どうでもよい、生まれても困らぬからという者が多い。

H 現在不実行者の今後における

実行意志

現在の実行者はそのほとんど全部が今後実行の継続を希望している。これに対し現在の不実行者の中で今後における実行を希望する者がどの

くらいあるかをみると第一四表のとおり、その約三〇%が今後における実行を希望している。但し現在不実行者の過半数は今後も実行の意志なしと答えている。

第14表 将来実行意志の有無別不実行者数割合

	(1) あり	(2) なし	(3) 無回答	(4) 計
(a) 地域別				
六 大都市	28.3	54.2	17.5	100.0
その他の市部	33.3	52.4	14.3	100.0
郡	27.8	56.4	15.8	100.0
(b) 職業別				
農 漁 業 者	24.6	58.0	17.4	100.0
勞 働 者	28.2	53.4	18.4	100.0
商 工 業 者	31.6	52.2	16.2	100.0
給 料 生 活 者	35.1	53.3	11.6	100.0

六、人工政策的要望について

本調査は国民の人口政策的要望を明きらかするのために、國家が出生抑制のためにとるべき諸方策を種々の段階に分けてしめしその賛否を問うた。また日本では戦後産胎の許される範囲が相当大幅に拡張されるに到つてゐるので、この調査はとくに産胎ほどの程度まで許さるべきかという問題について国民の世論を探究した。

A 出生抑制策に対する要望

調査の結果は第一五表にみられるとおりで、産  
 児制限に関する指導施設を強化せよとの声が圧倒  
 的に強く、極端な強力手段を求めらる声は極めて少な  
 いといつてよい。表中、国で産児の数を制限す\*

＊るといふような意見は案外賛成者割合が多いの  
 は恐らくそのような方策の重大性や実際上の不可  
 能性を意識せず、極めて軽いいみで理解してい  
 るものに相違ない。そのような意見が教育程度の高

第 15 表

質問「今後産を多くしないために国はどうか  
 すればよいと思いますか？」に対する解答別解  
 答者数割合 (%)

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
(a) 総 数	10.1	1.8	41.3	31.2	16.5
(b) 男女別					
男	10.5	1.8	43.7	32.6	12.7
女	10.2	1.8	37.0	29.6	20.3
(c) 地域別					
六 大 都 市	10.8	2.6	50.0	33.5	9.1
六 他 の 市 部	11.1	1.9	41.9	30.3	15.8
郡 部	10.0	1.6	39.5	30.9	18.2
(d) 職業別					
農 漁 業 者	9.4	1.2	32.4	32.1	24.3
勞 働 者	10.6	2.4	33.6	31.2	24.4
商 工 業 者	12.7	2.4	43.7	30.6	12.5
給 料 生 活 者	9.8	1.2	52.0	30.2	8.3
(e) 教育程度別					
小 学 卒	10.8	2.0	29.3	29.0	29.3
小 高 卒	12.0	1.7	38.5	34.3	15.4
中 学 卒	8.7	1.9	53.1	29.7	9.0
高 専 以 上 卒	0.6	1.9	60.7	28.6	4.9

いものに著減していることもそのような解釈を妥  
 当としよう。惣じて教育程度の上昇にもない政  
 策的意見も懸念化していることが注目される。

B 墮胎に対する意見

墮胎は如何なる場合に認めてよいかを我々は数  
 個の場合を掲げて解答させた。その結果は左のと  
 おりで、大体現行の優生保護法で許されている場  
 合（第一六表の一より五まで）については過半数  
 の同意が認められている。また絶対的を反対意見  
 は極めて少なかった。

第一六表 各場合別墮胎容認および反  
 対者数割合

場合	容認者割合 (%)	反対者割合 (%)
1 悪い病気が遺伝する場合	六五・八%	
2 お産のため母親の生命が危い場合	七二・九%	
3 お産のため母親の健康が非常にそこなわれる場合	六四・三%	
4 生活難でお産すると母体の健康が非常にそこなわれる場合	五〇・六%	

- 5 暴行をうけて妊娠した場合 五〇・九%
- 6 生活が苦しい場合 三八・六%
- 7 避妊で失敗した場合 一八・四%
- 8 無条件に認める 三・〇%

七、要 約

以上の諸結果から若干の重要な事項を重ねて要  
 約してみると以下のとおりである。

一、老後の生活保障や子供の養育負担の問題に  
 ついての考え方は極めて安定的で、家族主義的伝  
 統の強さを推察させるに十分である。

二、これを更に男女年齢階層別にみると、男女  
 と同年齢の上昇につれてその考え方は一そう保守  
 的である。この事実が年齢の上昇に伴う自然の傾  
 向であるか、それとも新旧世代の考え方の相違を  
 しめすものであるかは興味ある問題点であるが、  
 恐らく双方の影響の競合したものであるかと思わ  
 れる。

三、この考え方の相違は地域別にも職業別にも  
 認められ、一般に生活様式の都市化と近代化につ  
 れて家族主義的伝統の弱化的傾向が窺われるが、  
 差異の骨も顯著に現われているのは教育程度によ  
 る差別である。

四、生活様式や生活水準の差異にもとづく基本



的生活態度の差異は、そのまま極めて規則正しく産児制限に対する賛否や実際の普及状況、ないし人口問題に対する考えの中に現われている。

五、理想の子供数は三人とするものが最も多いが、それについては二人という者の割合が高く、小家族主義への志向が普及しかけている事實は否定しがたい。しかし四人以上を望む者の割合も想像以上に少くない。

六、産児制限の普及をよいことだという者は六〇%に及んでいるが、実際の実行者は二〇%に足らず、既往における実行者を加えても三〇%に足りない。但し現在不実行者の約三〇%は今後における実行希望を表明している。(なお、この調査よりほぼ一年前に行われた時事通信および朝日新

聞の同種の世論調査においては避妊の実行率は前者にあつて一三%、後者にあつて九%であつた。)

七、戦前および戦時中における避妊の推定普及率(妻が四九歳以下の夫婦総数に対する実行夫婦数の割合)は、中途中止したものも含めて、ほぼ六%で、戦後はほぼ五倍ちかく増大したことになる。この戦後の増加は、教育程度別の分布からも推察されるように、主として下層階級への普及に負うているといつてよい。

八、避妊は子供が二人生まれてから始めた者が最も多いが、これについては四人生まれてからという者の割合が高い。この事實は戦後に急に実行し始めた多産者の多いことを物語つ。この傾向は六大都市においては認めがたいが、その他の市部

や郡部においてとくに著しい。

九、国家のとるべき人口政策に対する要望は極めて穩健で、産児制限普及のための指導や施設の充實を望む声が最も強く、多産者に不利な立法をとるような極端な強行政策的意見は極めて弱い。また教育程度の上昇は却つて政策的意見の穩健化をしめしている。

一〇、とくに墮胎については大体現行法の容認範囲を妥善とする意見がよよく、無條件に公認せよというような声は僅かに三%で極めて弱かつた。但し墮胎は絶対反対という意見は僅か一・四%に過ぎなかつた。以上

## 厚生省監修

# 厚生

月刊

この雑誌は厚生行政にたずさわる方には必ず読んでいただきたい雑誌です。

中央の動きと、地方の情勢を、おつたえする、厚生行政唯一の総合雑誌です。第一線に御活躍のみなさんには、最もよい執務参考となり又行政普及の爲にもよい資料となると信じております。

一人でも多くの方に読まれますように。

定価 五〇円  
半年 三〇〇円  
一年 五五〇円  
東京都千代田区霞ヶ関厚生省内  
申込は 厚生行政普及会  
振替東京三四六二番

定例研究報告会

前号所載以降の定例研究報告会における報告者  
および報告題名は左のとおり。

二月一九日

利根川開発資料人口図について

浜 技 官

三月二日

一水田單作村の人口誌的觀察

本多 技 官

三月一二日

史的唯物論と人口問題

本多 技 官

三月一九日

家族制度と人口現象

中島 技 官

四月二日

農耕者の出産力に関する統計的觀察

岡崎 技 官

なお昭和二五年末渡米し米国における人口問題  
および人口研究の状況を視察して二六年三月末帰  
朝した館総務部長は四月九日より毎週定例研究報  
告会において十数回にわたり婦朝報告を行った。

財団法人人口問題研究会の

再発足

昭和恐慌下わが国人口問題の強く朝野の関心を  
ひくに到つた世情に対処し昭和八年一〇月設立を

みた財団法人人口問題研究会は、その後の世情の  
幾変遷の中につづいて今日に到つていたが、今次  
戦後の新情勢に対処しその活動を一そう強化する  
ため昭和二五年以来会の組織および役員の整備拡  
充を図つていたが、昭和二六年四月二三日厚生大  
臣室において評議員総会を開き、新役員を選出  
し、その運営方針等を明らかにした。同会の建  
議による「人口問題に関する国立常設機関設置の  
件」はすでに現在の厚生省人口問題研究所として  
実現されているので、調査研究の仕事は専ら研究  
所に一任し、同会としてはその調査研究成果の  
施策化、人口問題の啓蒙とくに産兒制限思想の普  
及などにその仕事を集中することとなつた。  
右総会において決定した定款、役員氏名、事業  
計画等を掲ぐれば以下のとおりである。

財団法人人口問題研究会寄附行為

昭和十五年四月一日第四章改正  
昭和十六年八月一日第三章第五節改正  
昭和二十六年三月二十日改正

第一章 名 称

第一條 本会は、財団法人人口問題研究会と称す  
る。

第二章 目的及事業

第二條 本会は、我國人口問題の解決に資するた  
め、諸般の調査及び研究を行い、且つ、人口問  
題研究諸団体との連絡を図り、併せて人口政策  
の樹立並びに人口問題に関する諸施設の整備並  
びに改善の促進を期することを目的とする。

第三條 本会は、前條の目的を達成するためつぎ  
の事業を行う。

- 一、人口問題に関する調査及び研究
- 二、人口問題に関する資料の蒐集及び整備
- 三、国内人口問題研究諸機関及び研究者との連  
絡提携
- 四、国外人口問題研究諸団体との連絡及び資料  
の交換

第三章 事務所

- 五、調査、研究結果の発表
- 六、政府の諮問に対する答申又は建議
- 七、人口問題に関する啓蒙宣伝に関する事業
- 八、其の他、前條の目的を達するため必要な事  
業

第四章 会 員

第四條 本会は、事務所を東京都港区芝田村町一  
丁目二番地合同ビル内に置く。  
本会は、必要があれば、地方に支部を設けるこ  
とができる。

第五條 会員を分けて、特別会員、維持会員、終  
身会員及び通常会員の四種とする。

特別会員は本会に功勞ある者又は、学識名望あ  
る者を理事会において推薦する。  
維持会員、終身会員及び通常会員は、本会の趣  
旨に賛同し、所定の会費を納入するものとす  
る。

その入会、退会並びに会費の納入に関する規則  
は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第五章 役員職員及顧問

第六條 本会に、つぎの役員を置く。

- 一、理事 一名
- 一、常任理事 一〇名以内

一、理事 三〇名以内

一、監事 二名

一、評議員 若干名

第七條 理事長は、常任理事中より互選によつてこれを定める。

理事長は、本会を代表して会務を統轄する。

理事長故障あるとき又は、理事長が欠けたときは、理事長の予め指名した常任理事が順次理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

第八條 理事は、評議員会において、評議員の互選によつてこれを定める。

但し、理事の中二名は厚生省官房総務課長及び、厚生省人口問題研究所長の職にある者をもつて、これに當てる。

第九條 常任理事は、理事会の互選によつてこれを定め、会務を分掌する。

第一〇條 監事は、評議員会の議決により、理事長これを委嘱する。

監事は、業務執行及び資産状況を監査する。

第一一條 評議員は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。

第一二條 役員任期は三年とする。但し再任は妨げない。

補欠のため、就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第一三條 役員任期満了したときは、後任者が就任するまで前任者が其の職務を行う。

第一四條 本会につき職員の置き、理事長がこれを任命又は委嘱する。

一、研究員 若干名

一、助手 若干名

一、幹事 若干名

一、書記 若干名

第一五條 研究員は、調査研究に従事する。

助手は、研究員の調査研究を補佐する。

第一六條 幹事は、理事長の指揮をうけて、庶務及び会計を処理する。

書記は、上司の指揮をうけて、庶務及び会計に従事する。

第一七條 人口問題の調査研究並びに研究員の指導のため、主査及び副主査を置く。主査及び副主査は理事及び評議員の中から、理事長がこれを委嘱する。

第一八條 本会に、顧問若干名を置くことができる。

顧問は、理事会の議決を経て、理事長がこれを委嘱する。

第六章 理事会

第一九條 理事会の議決すべき事項はつぎのとおりとする。

一、評議員会に附議すべき事項

二、人口問題に関する調査研究事項

三、財産の管理及び処分

四、寄附の受諾

五、寄附行為の変更及び規則の制定、変更

六、その他、理事長が必要と認めたる事項

第二〇條 理事会は、必要に応じて理事長がこれを招集する。

理事三分の一以上から請求があつたときは、理事会を招集しなければならない。

理事長が必要と認めるとき、書面による表決を求め、招集に代えることができる。

第二一條 理事会の議長は、理事長がこれに當る。

第二二條 理事会の議事は、出席理事の過半数をもつてこれを決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

第七章 評議員会

第二三條 評議員会の議決すべき事項は、つぎのとおりとする。

一、歳入、歳出、予算に関すること。

二、決算及び事業執行状況を報告に関すること。

三、その他、理事長が必要と認めたる事項

第二四條 評議員会は、毎年一回これを招集する。但し、理事長が必要と認めるときは随時にこれを招集することができる。

評議員三分の一以上から請求があつたときは評議員会を招集しなければならない。

第二五條 第二一條及び第二二條の規定は、評議員会にこれを準用する。

第八章 資金及会計

第二六條 本会に基本財産を置く。

基本財産の積立、管理及び処分方法は、理事会の議決を経て、別にこれを定める。

第二七條 本会の会計年度は毎月四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第二八條 本会の経費は、つぎに掲げるものをもつて支弁する。

一、基本財産以外の資産

三、寄附金

三、会費

四、其の他の収入

第九章 附 則

第二九條 本会の事務執行に關して必要な規則は、理事会の議決を経て別にこれを定める。

第三〇條 本寄附行為を変更しようとするときは、理事三分の二以上の同意を得なくてはならない。

第三一條 本法人設立当時の理事はつぎのとおりである。

伯爵 柳沢 保惠 男爵 藤村 義朗

永井 亨 那須 皓

山川 端夫 下村 宏

堀切善次郎 河田 烈

長谷川起夫 吉田 茂

富田愛次郎 丹羽 七郎

井上 雅二

財団法人人口問題研究会々員規則

(昭和二十六年三月二十日一部改正)

第一條 本会寄附行然第四章第五條の規定により特別会員、維持会員、終身会員及び通常会員を置く。

特別会員は、本会に功勞ある者又は、學識名望ある者にして、理事会において推薦したるものとする。維持会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の役職員又は、会員の紹介により本会の事務を援助するため、一箇年一口金五千円以上又は一時金一口金三万円を醸出するものとする。通

常会員は、本会の趣旨に賛同し、本会の役職員又は会員の紹介により入会したるものとする。通常会員は、会費として年額金六百円を毎年三月末日までに納付するものとする。

第二條 会員には、本会発行の図書、定期刊行物其の他の印刷物を無料又は実費にて頒布する。

第三條 会員の住所、氏名に異動を生じたるときは、直ちに其の旨届出るものとする。

第四條 通常会員が退会しようとするときには、其の旨届出なくてはならない。この場合既に納入した会費は返還しないものとする。

第五條 通常会員が会費の納入を怠つた場合には、会員たることを取消すことあるべきこと。

附 則

本則は昭和二六年三月二〇日より施行する。

財団法人人口問題研究会顧問及び役員名簿 (ABC順)

顧問 間 一万田 尙登 日銀総裁

石川 一郎 経済団体聯合会長

石坂 泰三 東芝社長

林 讓二 元厚生大臣

林 春雄 医 博

黒川 武雄 元厚生大臣

前田 多門 日本育英会長

松岡 駒吉 社会堂顧問

那須 皓 農村更生協会长

高橋 龍太郎 通商産業大臣

山川 端夫 法 博

永井 亨 経 博

理事 下條 康麿 経 博 (理事長代理)

古屋 芳雄 公衆衛生院長

北岡 壽逸 南学院大学教授

岡崎 文規 人口問題研究所長

床次 徳二 衆議院議員

小山 進次郎 厚生省官房総務課長

館 総 長 人口問題研究所総務

安芸 俊一 資源調査会事務局長

渥美 育郎 日伯中央協会副会長

池田 謙蔵 朝日信託銀行社長

藤田 友作 参議院専門委員

藤林 敬蔵 慶大教授

稻葉 秀三 国民経済研究協合理事

波多野 鼎 参議院議員

加納 久朗 国際文化振興会理事長

賀川 豊彦 全国農民組合理事長

小林 中 日本開發銀行總裁

理事	評議員
寺尾 琢磨 慶大教授	川上 理一 公衆衛生院衛生統計学部
上原 徹三郎 北大名誉教授	河崎 ナツ 長 参議院議員(交渉中)
安井 誠一郎 東京都知事	増田 甲子七 参議院議員
山中 篤太郎 商大教授	南 亮三郎 経博
吉阪 俊蔵 東京商工会議所事務理	松村 勝次郎 財団法人農政調査会理
監事 諸井 貫一 秩父セメント社長	村岡 花子 日本放送協会理事
矢野 一郎 第一生命社長	森山 豊 横濱大教授
評議員 赤木 朝治 社会事業協会副社長	永井 潜 医博
赤松 常子 参議院議員	中川 友長 経博
青柳 一郎 衆議院議員	西野 入 徳 早大教授
天野 景康 医博	西倉 俊一 財団法人人口と産業問
千葉 三郎 衆議院議員	野口 正造 生命保険協会常務理事
土岐 章 発見協合理事	大来 佐武郎 経済安定本部調査課長
飯塚 浩二 東大教授	小田橋 貞壽 参議院専門委員
井上 なつえ 参議院議員	小田内 通敏 国立音楽大学教授
今村 讓 厚生省官房総務課	小倉 武一 農林省農業改良局長
福田 邦三 医博	佐成 篤三郎 日本防貧協合理事長
福田 昌子 衆議院議員	斎藤 邦吉 労働省職業安定局長
林 惠海 京大教授	瀬木 三雄 北大教授
長谷部 晋人 北大名誉教授	高田 保馬 文博
本庄 榮次郎 経博	高岡 熊雄 法博
本多 龍雄 人口問題研究所調査部	谷口 彌三郎 日本医師会長
久慈 直太郎 日赤産院長	暁 岐義等 医博
小山 栄三 世論調査所長	津田 正夫 新聞協会事務局長(交
小林 珍雄 上智大教授	渡辺 定 医博
小坂 寛兄 外務省管理局調査課	山高 しげり 全国民生委員連盟参興
近藤 康男 農博(交渉中)	山口 正義 厚生省公衆衛生局長
勝俣 稔 結核予防会理事長	吉益 脩夫 医博
木内 信蔵 東大教授	佐倉 重夫 三菱経済研究所長
木原 均 理博	

### 事業概要

#### 一、調査研究

内閣における人口問題審議会の建議に基き、その具体的内容の研究を充実するため、本年度の調査研究の主眼を左の二点におく。

#### 1 人口扶養力に関する調査研究

#### 2 人口調整に関する調査研究

#### 二、資料の蒐集

人口問題に関する内外の調査資料の蒐集整備を行う。

#### 三、国内の連絡

#### 1 同攻者の会合

人口問題関係研究機関及び研究者との連絡提携を図るため、研究者名簿および文献目録を作成し、同攻者の会合を行う。

#### 2 協議会の開催

衆智をあつめて、現下の人口問題の解決を図るために全国および地方において協議会を開催する。特に人口調整に関する諸団体代表者会議を開催し懇談協議する。

#### 四、海外との連絡

国際連合、米國、印度その他各國のこの種機関および同攻者と連絡並びに資料の交換を行う。

#### 五、公開講演会の開催

人口問題に関する知識の普及並に対策施設の促進を期するため随時中央又は地方において公開講演会を開催する。

#### 六、印刷物の発行

#### 1 人口問題資料の刊行

調査研究した結果を印刷発行すると共に會員に配付する。

## 2 機関誌の発行

特別寄稿者および同政研究者一般より研究その他原稿を募集し、印刷刊行する。

## 3 人口問題叢書の発行

人口に関する健全なる思想の普及啓蒙を図るため、人口問題叢書を発行する。既にこれが第一輯として「現下の人口問題」を発行した。

## 七、會員組織の拡大強化

八、その他わが国人口問題の解決に資するため必要事業

### 1 懸賞論文の募集

人口問題に関する研究の促進を図るため、時宜に適應せる論題の下に懸賞論文を募集する。

### 2 資料展覧会、資料の出品、講師の派遣

人口問題に関する一般の啓蒙の目的のため資料展示会、統計展覧会その他各種文化展覧会等の開催せられるに当り資料の出品をなし、講演会には本会より講師を派遣する。

### 3 政府に対する答申及び建議

政府の諮問に應じて答申をなし、あるいは喫緊重要な事項に関し政府に対し建議を行う。又国会に対しても請願を行う。

### 4 その他前記の目的を達するに必要な事業

## 人口問題研究会創立以来の経過及び業績

(昭和二十六年四月二十三日評議員会における水井理事長演説)

本会は、昭和八年十月二十七日の創立にかゝりますが、その創立の由来を申し上げますと、我國の人口問題が始めて政治家の眼前に展開したその時、昭和二年七月七日から同五年三月末まで内閣に組織された人口食糧調査会に胚胎するのであります。即ち、昭和三年二月四日の特別委員会に提出された新渡戸稻造委員の人口研究機関設立に関する議案に端を発するのであります。同案によれば、人口問題の解決に資せんがため常設の調査研究機関を作り、「在ジエネヴの國際人口研究会と連絡を取ることを希望する。たゞ直ちに、これを官設するに就ては、自ら得失があるであらうが、先づ斯道に造詣深きものを會員とする學術研究機関としたらよからう」というのでしたが、翌四年四月十日私の提出した人口研究所設置に関する建議案によりますと、その目的は、人口問題に関する調査研究を行い、政府の諮問に應じ政府に建議すること、その組織は国立又は国庫補助の公益法人とすることとしたのであります。

結局昭和五年三月二十七日可決確定した決議案「人口問題に関する常設調査機関設置に関する件」によりますと、

「我國の人口問題は常時調査研究に従い、其の真相を明らかにし、これに基き、隨時其の対策を講ずるにあらざれば問題解決の針路を失ひ、対策施設の基準を誤り、詢に憂うべき事態に陥らんこ

となしとせず、然るに現在の人口食糧問題調査会は、政府の諮問に應じ、政府に建議する外、常時に於て調査研究を行うに適應せざる感あり、加ふるに人口問題は其の性質上、國際見地よりこれを攻究し、國際機関との連絡を図ること亦必要なり、依つて、政府は此際速かに人口問題に関する常設機関として研究所を設置し、並びに諮問機関として委員会を附設せられんことを望む」というに帰着したのであります。

そこで政府は、右決議を尊重し、其の要望に基いて、人口問題研究機関の設置に関する予算案を帝國議會に提出し、昭和六年度予算につき其の協賛を経たのでしたが、内閣更迭等の事情によつて、其の予算を実行する運びに至らなかつたのであります。

しかし、その頃に至つて經濟界の不況は遂年深刻の度を加えて、失業が統出し、失業問題とからんで人口問題の重要性が強調され、一方海外人口發展の地歩を占むることが当面の要務とされて、人口問題の重大性は益々高調されたものですから、昭和七年十一月二十一日内務省発起の下に、人口食糧問題調査会当時の委員であつた官民の有志が合し、人口問題研究会の創立を決議して、その実現に努めた結果、民間有力財團からの出捐もあつて、昭和八年十月二十七日茲に財団法人人口問題研究会の設立を見るに及んだのであります。

爾來、本会は、或は人口問題に関する研究の促進を図るため「我國人口問題の解決方針」なる論題の下に懸賞論文の募集を行い、或は、「マルサ

ス後百年記念人口問題資料展覧会を開催した、元東京統計協会と共に、日本人口問題研究委員なるものを組織して人口問題国際聯合に加入申込の手続を行い、屢々、人口問題講演会及び同政者会合を開催し、昭和十二年以来は毎年人口問題全国協議会を開催し、又屢々、政府に建議し、諮問に応ずる等、活躍見るべきものがあつたのでありますが就中、全国協議会の如きは各地より数百名の会員が参集して盛況を極めたのであります。その全国協議会が再度に亘つて、人口問題に関する国立常設調査機関設置の建議案を議決し、本会はこれを政府に建議して、その実現に努力した結果、昭和十四年八月二十五日国立の人口問題研究所が設置せられ、爾来本会は同研究所と表裏一体をなして活動し、特に人口問題に関する啓蒙宣伝機関として重要な役割を演じ来つたのであります。

本会創立当初の会長は、人口食糧問題調査会の人口部長に当られた、故伯爵柳沢保恵氏でありまして、同氏は、卒先、本会活動の中心となつて指導の任に当られました。不幸昭和十一年五月二十五日病没されましたので、七月二十八日後任に当時の貴族院副議長たる侯爵佐々木行忠氏を推し、同氏も亦、熱心に本会を主宰されて全務顧に奉つたのであります。昭和二十三年八月八日辞任されて、爾来本会は一時殆んど活動を停止するの已むなきに至つたのであります。之に先だち政府は戦後人口問題の重要性に鑑み、昭和二十一年一月三十日厚生省内に人口問題に関する方面の權威者の参集を求めて、人口問題懇談会を開催した

結果、継続的に委員会を設けて、これを研究するの必要を認め同年五月四日本会に人口政策委員会なるものを組織し、七ヶ月間に亘つて慎重審議を重ねた末、新人口政策基本方針に関する建議案を作成し、同年十一月本会より政府に建議したのであります。

何故に新人口政策と申しましたかと云うに、昭和十六年一月二十二日政府は閣議に於いて「人口政策確立要綱」なるものを決定して我国人口政策に關して指標を與え、これに基いて八月一日厚生省内に人口局を置き、本会も亦右要綱に基いて事業方針を定め、かくて人口問題は人的資源保持涵養の新課題を以つて登場し、非常時國策の根柢に培うこととなつたのであります。終戦後事情は一変して類例なき過剩人口は今や歴然たる事実であると認められ、一方経済再建による人口収容力の拡大強化を期すると共に、他方人口そのものの調整に努め、多産多死の浪費型増殖を少産少死の節約型に改めることこそ文化國家の努力目標でなければならぬとして従来の方針を一変したからなのであります。尋で、政府は驚くべき人口増加の趨勢に鑑みて、昭和二十四年六月十四日内閣人口問題審議会を設置し、同年十一月同審議会は成案を得て政府に建議いたしました。その中に、政府は更に強力な総合的委員会を常設し、問題の解決に資することを切望するといひ、又人口問題に関する行政事務を主管する部局を創設し、人口行政の綜合運営の突を遂げることが望ましいともいつたのであります。

そこで政府即ち厚生省当局は、昨二十五年十月

になつて、本来綜合的常設研究機関である本会の再建を企てられ、時恰も、本会民間側唯一の常務理事であつた私に、その任に当らんことを要望せられましたので、私もその職責上その任を果さんことを決意し、いよいよ再建準備に着手することとなつた次第であります。爾来理事会を開催すること前後四回、第一回は、昨二十五年十二月九日、第二回は、今二十六年一月二十日、第三回は、三月二十日、第四回は四月十八日でありまして、その間、審附行為の改正、評議員の推薦、顧問及び監事の委嘱、理事長及び常任理事の互選、幹事及び書記の嘱託を行い、既に審附行為改正案は東京都庁を經由して四月十八日厚生大臣の認可を得たのであります。

かくて再建後の本会は規模を拡大して各界、各層の權威者を網羅して一大國民運動を起す方針を定めたのであります。幸に各位の御賛同を得て陣容略ぼ成り、本日評議員会を開会して再出発する運びとなつたのであります。たゞ本会は半官、半民の組織でありますので、事務費その他について多くの便宜を受けては居りませんが、昭和二十四年度限り政府の補助金を打切られ、全く財政的基礎を欠いておられますから、一案は、黒川厚生大臣及び葛西次官、其他關係当局の方々にしほしほ面会して厚生省主管の研究費の配分を願ひ出て、他方は、一方田日銀總裁、小林生命保險協理理事長其他と意見して財政上の援助を乞うたのであります。遺憾ながら未だ具体化するに至らないのであります。

以上本会創立の由来、爾後今日に至るまでの経

過去の概要を報告申上げたのでありますが、将来の事業方針については後刻機会を見て申述べること  
に致したいと存じます。

## 日本人人口白書の発表

財団法人人口問題研究会は改組後の最初の事業として、講和会議全権出發の直前、昭和二六年八月二十九日「日本人人口白書」を発表した。全権団員にその携行を依頼したもので英文タイプ三七頁、日本人人口の現状を世界に訴えることを目的としたものであるが、同時に國民に対する啓蒙をも目的としており、同日邦文文書として各新聞社を通じて発表された。

## 農村人口問題研究会の設立

農林省農業改良局及びその他の各部局、經濟安定本部、総理府統計局、厚生省人口問題研究所、日本農業研究所、毎日新聞人口問題調査会その他官民関係機関の有志は昭和二五年三月以来毎月会合してその研究成果の発表を行つてきたが、昭和二六年四月二十五日新たに東畑精一博士を会長として会を組織し、わが国農村人口問題に関する研究者の協力組織として発足するに至つた。毎月内部内研究発表会と機関誌「農村人口問題研究」の刊行などを中心としている。

## 日本人人口白書

講和会議全権の出發直前に発表された『日本人人口白書』は日本人人口の現状を國の内外に知らせ、わが国人口問題の重大性を訴えたもので、厚生省・人口問題研究所において起草され、財団法人・人口問題研究会によつて公表されたものである。一般の要望に応じこゝに最近の人口統計に関する附録を添えて活版印刷として実費頒布し、同慶の士の便に供されることとなつた。

実費頒布定価 一部四〇円（送料 六円）  
申込送金先

東京都港区芝田村町一、合同ビル  
厚生省人口問題研究所内

財団法人 人口問題研究会  
振替東京九二七三五

### 内容目次

はしがき

一、人口はどのような動きをしているか？

1、戦前戦後における人口増加の概勢

2、戦後における増加人口の分析

3、戦後人口動態の推移

4、将来人口の推計

二、人口はどのようにに扶養せられ、そしてどのようにに再生産されているか？

1、戦後における生活水準の低下

2、産業構造の進化と出生率の低減

3、産業構造の欠陥と過剰人口の再生産

4、将来人口の扶養と安定

三、人口はどのような適応運動をしているか？

1、産兒制限の普及状況

2、合法的墮胎の増加

3、自然死産の増加と非合法的墮胎

わすび

附録——最近の主要人口統計一三表



過去の概要を報告申上げたのでありますが、将来の事業方針については後刻機会を見て申述べること  
に致したいと存じます。

## 日本人人口白書の発表

財団法人人口問題研究会は改組後の最初の事業として、講和会議全権出發の直前、昭和二六年八月二十九日「日本人人口白書」を発表した。全権団員にその携行を依頼したもので英文タイプ三七頁、日本人人口の現状を世界に訴えることを目的としたものであるが、同時に國民に対する啓蒙をも目的としており、同日邦文文書として各新聞社を通じて発表された。

## 農村人口問題研究会の設立

農林省農業改良局及びその他の各部局、經濟安定本部、総理府統計局、厚生省人口問題研究所、日本農業研究所、毎日新聞人口問題調査会その他官民関係機関の有志は昭和二五年三月以来毎月会合してその研究成果の発表を行つてきたが、昭和二六年四月二十五日新たに東畑精一博士を会長として会を組織し、わが国農村人口問題に関する研究者の協力組織として発足するに至つた。毎月内部内研究発表会と機関誌「農村人口問題研究」の刊行などを中心としている。

## 日本人人口白書

講和会議全権の出發直前に発表された『日本人人口白書』は日本人人口の現状を國の内外に知らせ、わが国人口問題の重大性を訴えたもので、厚生省・人口問題研究所において起草され、財団法人・人口問題研究会によつて公表されたものである。一般の要望に応じこゝに最近の人口統計に関する附録を添えて活版印刷として実費頒布し、同慶の士の便に供されることとなつた。

実費頒布定価 一部四〇円（送料 六円）  
申込送金先

東京都港区芝田村町一、合同ビル  
厚生省人口問題研究所内

財団法人 人口問題研究会  
振替東京九二七三五

### 内容目次

はしがき

一、人口はどのような動きをしているか？

1、戦前戦後における人口増加の概勢

2、戦後における増加人口の分析

3、戦後人口動態の推移

4、将来人口の推計

二、人口はどのようにに扶養せられ、そしてどのようにに再生産されているか？

1、戦後における生活水準の低下

2、産業構造の進化と出生率の低減

3、産業構造の欠陥と過剰人口の再生産

4、将来人口の扶養と安定

三、人口はどのような適応運動をしているか？

1、産兒制限の普及状況

2、合法的墮胎の増加

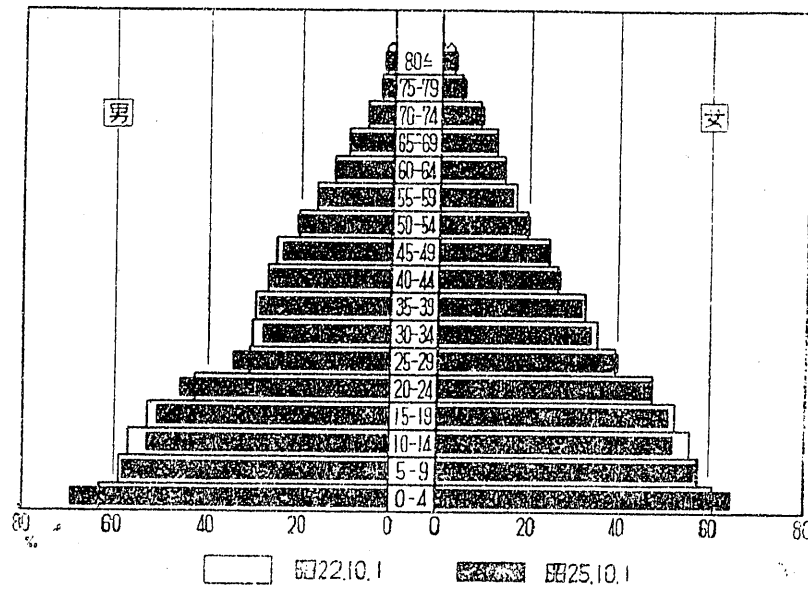
3、自然死産の増加と非合法的墮胎

わすび

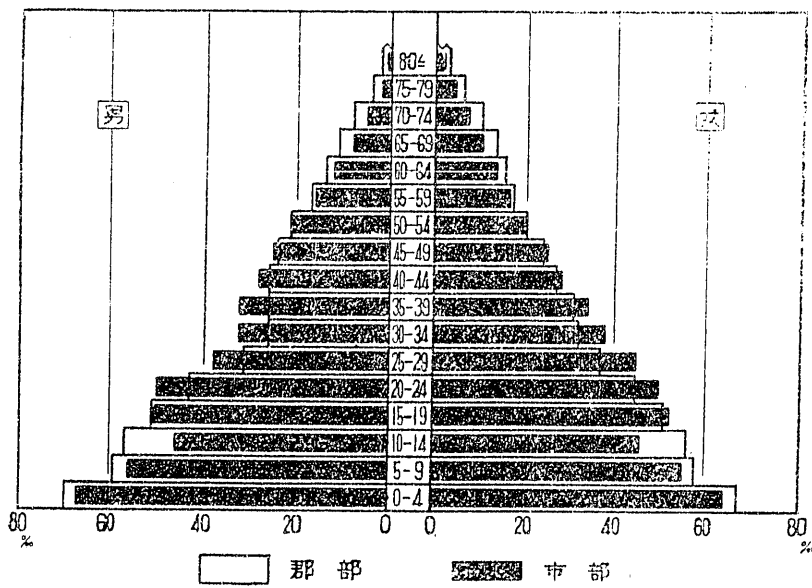
附録——最近の主要人口統計一三表

参考図

第1図 昭和25年，昭和22年，男女年齢5歳階級別人口構成



第2図 昭和25年市部郡部別男女年齢5歳階級別人口構成



第5表 市部郡部別、自然死産・人工妊娠中絶

市部郡部別 年	実 数			率 (出生 1,000 につき)			全死産に 対する人工妊 娠中絶の割 合 %
	総 数	自然死産	人 工 妊 娠 中 絶	総 数	自然死産	人 工 妊 娠 中 絶	
全 国							
昭 和 25	216,982	107,604	109,170	84.3	41.8	42.4	50.3
昭 和 24	192,677	114,161	75,585	66.7	39.1	25.9	39.2
昭 和 23	143,963	104,324	31,055	50.5	36.6	10.9	21.6
市 部							
昭 和 25	107,560	41,910	65,578	118.1	46.0	72.0	61.0
昭 和 24	88,744	43,305	44,529	88.5	42.5	43.7	50.2
昭 和 23	59,994	38,589	18,728	62.7	40.4	19.6	31.2
郡 部							
昭 和 25	109,422	65,694	43,592	65.8	39.5	26.2	39.8
昭 和 24	103,933	70,856	31,056	55.1	37.3	16.4	29.9
昭 和 23	83,969	65,735	12,327	44.3	34.6	6.5	14.7

昭和23, 24年の全死産については年報確定数であるが自然, 人工別死産については年報確定数の製表が行われなかつたので従来使用してきた概数を用いてある。

備考 I. A. 昭和25年国勢調査の結果による都道府県別, 郡市区町村別確定人口(総人口のみ)は官報号外, 第10号(昭和26年2月10日), 第12号(昭和26年2月15日)及び第14号(昭和26年2月28日)によつて発表された。第1—3表はこれによつたものである。ただし都道府県別男女別人口は確定人口の発表なく昭和25年12月概数が発表されたのみである。

B. 総理府統計局「昭和25年国勢調査1%抽出集計による結果速報, その1, 全国の男女, 年令, 配偶関係別人口」昭和26年5月19日, によつた。

C. 総理府統計局「昭和25年国勢調査1%抽出集計による結果速報, その2, 全国人口の就業状態及び住宅関係」昭和26年6月29日, によつた。

B. C. の各表(参考表をのぞき)の数字はすべて抽出集計にもとづく推計数であるから, いわゆる標本誤差を含んでいる。一般的に言えば, この標本誤差は小さな推計数に対するものほど大きく, 大きな推計数に対するものほど小さい。また同じ大きさの推計数であっても, ある項目の推計数の標本誤差は他の項目のそれより大きいことも注意せねばならない。

全人口について, この抽出集計から得られた推計数(83,110,000)と, 悉皆集計による確定数(83,199,637)との間には約9万(全人口の0.1%)の差が生じている。推計数はすべて4捨5入して万位にとどめてある。すなわち5000未満の推計数は0, 5,000以上15,000未満は10,000としてある。従つて個々の数字を合計しても必ずしも総数に合わない。

表中\*印のあるのは実数が小さいため, 割合には信頼性がないので割合を示していないものである。なお割合のうち「0.0」は0.05未満を示している。(その他詳細については原資料参照のこと)

II. 厚生大臣官房統計調査部「昭和25年人口動態統計の概要」衛生統計, 第4巻第2号, 昭和26年2月, 厚生大臣官房統計調査部「人口動態毎月概数, 昭和25年計」第5巻第13号, 昭和26年4月, による。

昭和25年の年計分には昭和24年以前の事実発生で届出期間を経過して昭和25年になつて届出られた若干の事実を含むため, 将来昭和25年の人口動態統計年報として公表される確定数(純粹に昭和25年中に発生した動態事実の数)にくらべてやや数字が多いことに注意する必要がある。

第3表 主要死因別死亡

死 因	死 亡 数		総死亡に 対する割合 %(昭25)	死 亡 率 (人口100,000につき)					
	昭 25	昭 24		昭 25	昭 24	昭 23	昭 22	昭 15	昭 10
死 亡 総 数	908,801	945,444	100.0	1,092.3	1,150.2	1,185.0	1,457.4	1,644.6	1,678.3
* 全 結 核	122,099	138,765	13.4	146.8	168.8	179.4	187.2	212.5	197.4
中枢神経系の血管損傷	106,014	100,650	11.7	127.4	122.4	117.6	129.4	178.3	166.4
下痢,腸炎及び腸潰瘍	63,618	72,188	7.0	76.5	87.8	103.8	130.1	149.4	161.1
悪性新生物	61,784	58,892	6.8	74.3	71.6	69.4	67.9	73.7	71.2
老 衰	59,581	66,700	6.6	71.6	81.1	79.9	101.1	124.4	114.2
肺 炎	54,678	56,636	6.0	65.7	68.9	66.1	130.1	153.2	151.6
* 心 臓 の 疾 患	51,844	52,826	5.7	62.3	64.3	61.2	62.2	63.3	57.7
* 腎炎及びネフローゼ	35,989	33,859	4.0	43.3	41.2	45.6	57.6	75.7	80.8
不慮の事故,中毒及び暴力	33,241	34,498	3.7	40.0	42.0	48.6	49.3	39.4	41.6
気 管 支 炎	23,775	25,695	2.6	28.6	31.3	32.3	44.7	31.2	34.9
胃及び十二指腸潰瘍	20,495	19,522	2.3	24.6	23.7	25.8	33.2	17.9	16.3
自殺及び自傷	16,334	14,211	1.8	19.6	17.3	15.9	15.7	13.8	20.6
赤 痢	12,020	7,824	1.3	14.4	9.5	6.4	12.3	30.8	23.2
百 日 咳	8,462	9,147	0.9	10.2	11.1	5.9	21.8	12.2	17.7
* 髄膜炎(髄膜炎菌性 及び結核性を除く)	6,788	9,109	0.7	8.2	11.1	13.1	18.3	43.7	54.3
先 天 奇 形	6,556	6,556	0.7	7.9	8.0	...	...	...	...
* 梅毒及びその続発症	5,188	5,492	0.6	6.2	6.7	5.4	5.7	10.2	12.8
脚 氣	3,952	5,591	0.4	4.8	6.8	7.8	11.0	10.0	14.6
麻 疹	3,775	12,440	0.4	4.5	15.1	7.0	26.8	7.0	14.3
* 胸膜炎(結核性を除く)	3,031	6,030	0.3	3.6	7.3	9.6	13.9	27.7	24.6
虫 垂 炎	3,017	3,267	0.3	3.6	4.0	4.7	5.7	3.6	3.5
日 本 脳 炎	2,439	1,182	0.3	2.9	1.4	3.3	0.3	1.1	4.0
糖 尿 病	2,027	1,885	0.2	2.4	2.3	2.2	2.3	3.8	3.7
他殺及び他人の加害 による傷害	1,853	1,669	0.2	2.2	2.0	2.1	1.7	0.4	0.6
破 傷 風	1,550	1,964	0.2	1.9	2.4	2.7	2.8	2.5	3.0

第4表 主要死因別乳児死亡

死 因	死 亡 数		乳児死亡 総数に 対する割合 %(昭25)	死 亡 率 (出生1,000につき)					
	昭 25	昭 24		昭 25	昭 24	昭 23	昭 22	昭 15	昭 10
乳 児 死 亡 総 数	141,011	168,467	100.0	59.8	62.5	61.7	76.7	90.4	107.1
先 天 性 弱 質	25,096	37,285	17.8	10.6	13.7	14.2	15.6	26.0	29.4
肺 炎	24,129	27,724	17.1	10.2	10.2	8.5	13.2	17.1	18.8
* 早 産	21,071	13,667	15.0	8.9	5.0	5.1	5.4	2.5	2.6
下痢,腸炎及び腸潰瘍	19,383	26,815	13.7	8.2	9.8	11.7	13.3	14.3	18.3
その他の乳児固有の疾患	7,863	8,967	5.6	3.3	3.3	3.3	3.7	...	...
気 管 支 炎	7,170	9,574	5.1	3.0	3.5	3.3	4.3	3.1	3.6
先 天 奇 形	5,469	5,255	3.9	2.3	1.9	1.7	1.5	1.3	2.1
百 日 咳	4,435	5,021	3.1	1.9	1.8	1.0	3.2	2.3	3.0
脚 氣	2,482	3,514	1.8	1.1	1.3	1.4	1.8	2.1	2.6
不慮の事故,中毒及び暴力	2,168	1,931	1.5	0.9	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6
頓死,不詳及び不明の原因	2,068	—	1.5	0.9	...	...	...	...	...
* 髄 膜 炎	1,790	2,543	1.3	0.8	0.9	1.0	1.3	3.1	4.3
麻 疹	1,325	4,508	0.9	0.6	1.7	0.7	2.3	0.8	1.4
出生時の損傷	1,303	1,082	0.9	0.6	0.4	0.4	0.3	0.1	0.2
* 全 結 核	1,211	1,332	0.9	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	0.4
全 身 瘰 癧	908	1,409	0.6	0.4	0.5	0.5	0.5	1.0	1.3
* 梅毒及びその続発症	878	1,146	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.8	1.4
破 傷 風	581	868	0.4	0.2	0.3	0.4	0.4	0.4	0.6
丹 毒	412	770	0.3	0.2	0.3	0.4	0.6	0.7	1.0
敗血症及び膿血症	308	898	0.2	0.1	0.3	0.4	0.5	0.9	0.9

昭和25年1月から死因統計分類基準が改正せられたので\*を附した死因については昭和24年以前と比較する  
場合に注意を要する。(備考参照)

( 18 )

第2表 (2) 昭和25年都道府県別人口動態 (2) 率

都道府県	出生	死亡	自然増加	死産	乳児死亡	婚姻	離婚
総 数	28.33	10.92	17.40	84.3	59.8	8.62	1.01
北海道	34.53	10.01	24.52	71.6	55.3	9.37	0.96
青森	36.10	13.09	23.01	77.4	95.4	9.68	1.12
岩手	34.12	13.04	21.08	84.6	89.4	9.70	1.01
宮城	32.19	10.59	21.60	84.8	59.3	9.48	0.84
秋田	32.78	12.21	20.57	78.0	79.5	9.25	1.29
山形	30.27	11.44	18.83	88.3	67.9	9.92	1.14
福島	33.23	11.50	21.73	79.6	62.4	9.91	1.03
茨城	29.81	12.18	17.63	79.3	68.1	9.14	0.70
栃木	30.64	11.93	18.71	71.1	55.7	9.18	0.90
群馬	28.31	10.91	17.40	94.5	54.1	8.31	0.90
埼玉	29.39	12.16	17.23	72.5	65.4	7.93	0.72
千葉	27.24	12.31	14.93	70.1	66.9	8.22	0.77
東京都	23.59	8.41	15.18	77.0	43.5	7.39	0.92
神奈川県	26.46	8.94	17.52	73.3	40.6	7.79	0.84
新潟	29.68	11.83	17.86	86.1	58.4	8.53	1.07
富山	27.93	12.67	15.26	74.7	83.3	8.70	1.13
石川	27.55	13.29	14.26	71.9	83.2	8.70	1.19
福井	28.51	12.56	15.95	76.9	76.5	9.49	1.16
山梨	26.74	10.37	16.37	92.4	51.7	8.20	0.80
長野	24.63	10.44	14.20	103.8	48.8	8.36	0.73
岐阜	27.18	11.21	15.96	87.2	64.1	8.67	0.91
静岡県	28.67	10.01	18.66	81.2	57.2	8.21	0.94
愛知	25.91	10.22	15.69	94.5	59.5	8.19	0.90
三重	25.70	11.12	14.59	83.7	67.0	8.45	0.92
滋賀	25.29	11.83	13.46	83.3	65.1	8.34	0.76
京都	22.58	9.84	12.74	101.7	50.5	7.36	1.01
大阪府	24.68	9.41	15.26	108.3	54.0	7.79	1.08
兵庫県	24.83	10.08	14.75	98.6	55.3	8.41	1.00
奈良	24.57	11.26	13.31	75.2	67.2	9.04	1.10
和歌山	24.42	10.73	13.69	84.4	58.2	8.83	1.11
鳥取	27.08	11.19	15.90	128.9	61.3	9.49	1.25
島根	28.45	12.84	15.61	90.3	63.7	8.61	1.05
岡山	24.54	11.36	13.18	101.6	61.5	8.99	1.09
広島	25.56	10.81	14.75	73.7	52.8	8.85	1.26
山口	27.94	11.21	16.73	89.5	51.0	8.95	1.19
徳島	29.15	13.33	15.81	84.8	76.3	9.05	1.06
香川県	26.21	11.64	14.57	92.8	68.0	9.28	1.23
愛媛	30.07	11.03	19.04	77.4	57.2	8.93	1.30
高松	26.57	12.02	14.55	74.2	62.2	9.10	1.36
福岡	31.12	10.56	20.56	89.9	52.4	8.92	1.18
佐賀	32.23	12.06	20.17	76.5	64.3	9.46	1.08
長門	33.30	11.88	21.42	80.7	59.7	9.15	1.29
熊本	30.63	11.52	19.11	78.2	54.0	8.71	1.07
大分	29.62	12.78	16.83	87.3	66.7	8.72	1.07
宮崎	32.57	11.55	21.02	102.6	60.9	8.51	1.09
鹿児島	30.92	11.82	19.10	71.6	59.9	8.54	1.00

(1)の実数にもとずいて算出、その基礎人口は昭和25年10月1日国勢調査による確定人口を用いた。

乳児死亡率は出生1,000について、死産は出産1,000について、その他は人口1,000についての率である。

第2表 (1) 昭和25年都道府県別人口動態 (1) 実数

都道府県	出生	死亡	自然増加	死産	乳兒死亡	婚姻	離婚
総数	2,356,856	908,801	1,448,055	216,982	141,011	717,069	83,864
北海道	148,336	42,995	105,341	11,439	8,210	40,235	4,137
青森	46,314	16,792	29,522	3,885	4,418	12,424	1,437
岩手	45,950	17,567	28,383	4,247	4,107	13,062	1,362
宮城	53,550	17,615	35,935	4,959	3,175	15,765	1,403
秋田	42,908	15,981	26,927	3,629	3,410	12,107	1,690
山形	41,087	15,522	25,565	3,981	2,790	13,459	1,551
福島	68,535	23,712	44,823	5,926	4,277	20,441	2,116
茨城	60,790	24,831	35,959	5,237	4,139	18,646	1,424
栃木	47,508	18,502	29,006	3,637	2,644	14,230	1,399
群馬	45,335	17,469	27,866	4,732	2,453	13,309	1,440
埼玉県	63,085	26,105	36,980	4,934	4,123	17,016	1,543
千葉県	58,275	26,330	31,945	4,394	3,899	17,590	1,654
東京都	148,098	52,819	95,279	12,348	6,447	46,367	5,790
神奈川県	65,835	22,251	43,584	5,207	2,674	19,379	2,097
新潟県	73,053	29,102	43,951	6,882	4,263	20,998	2,625
富山県	28,179	12,784	15,395	2,274	2,348	8,774	1,137
石川県	26,369	12,719	13,650	2,042	2,195	8,331	1,137
福井県	21,449	9,450	11,999	1,787	1,641	7,139	876
山梨県	21,693	8,411	13,282	2,209	1,122	6,650	651
長野県	50,768	21,513	29,255	5,882	2,476	17,233	1,509
岐阜県	41,973	17,319	24,654	4,011	2,692	13,387	1,409
静岡県	70,868	24,744	46,124	6,261	4,056	20,295	2,335
愛知県	87,857	34,643	53,214	9,173	5,225	27,768	3,040
三重県	37,557	16,242	21,315	3,431	2,518	12,349	1,338
滋賀県	21,779	10,188	11,591	1,978	1,417	7,185	657
京都市	41,386	18,028	23,358	4,686	2,088	13,490	1,856
大阪府	95,182	36,311	58,871	11,556	5,142	30,050	4,166
兵庫県	82,182	33,357	48,825	8,992	4,547	27,823	3,315
奈良県	18,767	8,603	10,164	1,527	1,261	6,902	843
和歌山県	23,985	10,542	13,443	2,211	1,396	8,674	1,094
鳥取県	16,255	6,715	9,540	2,406	996	5,698	752
島根県	25,961	11,714	14,247	2,577	1,653	7,859	959
岡山県	40,771	18,871	21,900	4,609	2,509	14,929	1,809
広島県	53,219	22,516	30,703	4,237	2,810	18,428	2,624
山口県	43,055	17,278	25,777	4,232	2,195	13,785	1,826
徳島県	25,605	11,713	13,892	2,371	1,953	7,947	931
香川県	24,795	11,012	13,783	2,536	1,687	8,778	1,165
愛媛県	45,769	16,793	28,976	3,840	2,619	13,593	1,980
高知県	23,223	10,507	12,716	1,862	1,444	7,953	1,185
福岡県	109,875	37,293	72,582	10,856	5,757	31,491	4,179
佐賀県	30,458	11,399	19,059	2,522	1,958	8,943	1,024
長崎県	54,796	19,543	35,253	4,810	3,273	15,053	2,119
熊本県	55,982	21,059	34,923	4,749	3,023	15,926	1,958
大分県	37,110	16,019	21,091	3,550	2,474	10,924	1,337
宮崎県	35,548	12,604	22,944	4,066	2,164	9,284	1,188
鹿児島県	55,781	21,318	34,463	4,302	3,343	15,400	1,797

( 16 )

第1表 (2) 大正9年以降各年人口動態 (2) 率

年次	出生	死亡	自然増加	死産	乳兒死亡	婚姻	離婚
大正 9	36.32	25.44	10.88	66.8	16.62	9.78	0.99
10	35.21	22.79	12.42	65.4	16.92	9.17	0.94
11	34.38	22.49	11.89	63.4	16.72	8.98	0.92
12	35.26	23.00	12.26	61.9	16.42	8.83	0.87
13	34.04	21.36	12.68	59.6	15.69	8.72	0.87
14	35.00	20.28	14.72	56.6	14.28	8.73	0.86
昭和 1	34.72	19.13	15.59	56.0	13.80	8.27	0.82
2	33.48	19.72	13.76	54.1	14.23	7.90	0.81
3	34.17	19.78	14.39	53.6	13.82	7.97	0.78
4	32.76	19.88	12.88	53.7	14.26	7.82	0.80
5	32.42	18.18	14.24	53.8	12.45	7.86	0.79
6	32.22	18.99	13.23	52.8	13.20	7.59	0.77
7	32.95	17.72	15.23	52.3	11.79	7.76	0.77
8	31.54	17.74	13.80	51.4	12.17	7.20	0.73
9	29.97	18.11	11.86	52.8	12.53	7.49	0.71
10	31.67	16.78	14.89	50.5	10.71	8.02	0.70
11	29.98	17.53	12.45	50.5	11.72	7.81	0.65
12	30.77	17.03	13.74	49.0	10.62	9.50	0.65
13	27.09	17.71	9.38	49.5	11.50	7.54	0.62
14	26.59	17.74	8.85	49.6	10.67	7.73	0.64
15	29.36	16.45	12.91	46.3	9.04	9.23	0.67
16	31.07	15.68	15.39	43.7	8.44	10.77	0.67
17	30.17	15.76	14.41	41.3	8.58	9.14	0.62
18	30.22	16.29	13.93	39.9	8.70	9.95	0.66
22	34.30	14.57	19.73	44.2	7.67	11.96	1.02
23	33.43	11.85	21.58	50.9	6.17	11.89	0.99
24	33.17	11.63	21.54	66.7	6.25	10.36	1.02
25	28.33	10.92	17.41	84.3	5.98	8.62	1.01
昭和 8~ 12 平均	30.78	17.43	13.35	50.8	10.62	8.02	0.69

(1)の実数にもとづいて算出、その基礎人口は昭和22, 23, 25年は人口調査人口を、その他の年次は G. H. Q., E. S. S. の推計人口を用いた。

乳兒死亡率は出生100について、死産率は出産(出生+死産)1,000について、その他は人口1,000 についての率である。

## Ⅱ 昭和 25 年 人 口 動 態

第 1 表 ( 1 ) 大正 9 年以降各年人口動態 ( 1 ) 実 数

年 次	出 生	死 亡	自然増加	死 産	乳 児 死 亡	婚 姻	離 婚
大正 9	2,011,634	1,409,371	602,263	144,035	334,381	541,542	54,671
10	1,976,055	1,279,219	696,836	138,294	334,352	514,823	52,643
11	1,953,560	1,278,120	675,440	132,230	326,681	510,385	52,082
12	2,028,955	1,323,648	705,307	133,855	333,120	508,100	50,314
13	1,984,326	1,245,343	738,983	125,831	311,357	508,660	50,904
14	2,071,560	1,199,936	871,624	124,394	295,888	516,639	50,741
昭和 1	2,089,237	1,151,163	938,074	124,036	288,301	497,959	49,224
2	2,045,828	1,204,847	840,981	116,916	291,209	482,907	49,689
3	2,120,493	1,227,570	892,923	120,186	293,026	494,345	48,235
4	2,061,720	1,251,041	810,679	116,967	294,057	491,988	50,310
5	2,070,765	1,161,504	909,261	117,729	257,846	501,831	50,516
6	2,088,608	1,231,154	857,454	116,505	275,644	492,094	49,887
7	2,168,026	1,166,167	1,001,859	119,575	255,701	510,603	50,728
8	2,106,260	1,184,546	921,714	114,135	256,395	481,012	48,546
9	2,028,289	1,225,402	802,887	113,039	254,213	506,937	47,806
10	2,174,291	1,152,371	1,021,920	115,592	232,821	551,032	47,721
11	2,086,355	1,220,023	866,332	111,050	244,558	543,518	45,399
12	2,164,949	1,198,400	966,549	111,481	229,911	668,336	45,719
13	1,911,966	1,250,093	661,873	99,527	219,943	532,103	43,832
14	1,885,957	1,258,514	627,443	98,347	201,291	548,118	45,178
15	2,100,164	1,176,517	923,647	102,033	189,809	660,184	47,804
16	2,260,270	1,140,428	1,119,842	103,393	190,780	783,858	48,605
17	2,216,271	1,157,845	1,058,426	95,446	190,162	671,680	45,529
18	2,235,431	1,204,802	1,030,629	92,882	194,551	736,183	48,832
22	2,678,792	1,138,238	1,540,554	123,837	205,360	934,170	79,551
23	2,681,624	950,610	1,731,014	143,963	165,406	953,999	79,032
24	2,696,638	945,444	1,751,194	192,677	168,467	842,170	82,575
25	2,356,856	908,801	1,448,055	216,982	141,011	717,069	83,864
昭和 8~ 12 平均	2,112,029	1,196,148	915,881	113,059	243,580	550,167	47,038

昭和18年以前は昭和22年以後と比較のため沖縄を除いてある。昭和25年は人口動態統計毎月概数の年計分である。



( 14 )

第8表 産業別，従業員上の地位別就業者

産業別(大分類)	就業者数					産業別割合			
	総数	業主	家族 従業員	雇用者	不詳	総数	業主	家族 従業員	雇用者
全産業	35,540	9,290	12,290	13,890	80	100.0	100.0	100.0	100.0
農業	16,150	5,330	10,310	500	10	45.4	57.4	83.9	3.6
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	390	120	80	190	0	1.1	1.3	0.7	1.4
漁業及び水産養殖業	710	210	160	350	0	2.0	2.3	1.3	2.5
鉱業	550	10	0	540	0	1.5	0.1	0.0	3.9
建設業	1,420	310	70	1,030	0	4.0	3.3	0.6	7.4
製造業	5,600	760	460	4,390	0	15.8	8.2	3.7	31.6
卸売業及び小売業	3,840	1,560	920	1,360	0	10.8	16.8	7.5	9.8
金融，保険及び不動産業	350	20	10	320	0	1.0	0.2	0.1	2.3
運輸，通信及びその他の公益事業	1,770	70	20	1,680	0	5.0	0.8	0.2	12.1
サービス業	3,200	890	270	2,040	0	9.0	9.6	2.2	14.7
公務	1,470	0	0	1,470	0	4.1	0.0	0.0	10.6
分類不能の産業及び不詳	90	10	0	30	60	0.3	0.1	0.0	0.2

第4—第8表の就業者数はいずれも単位千人。

第9表 住居の種別，所有の関係別世帯数，世帯人員及び疊数

住居の種別及び所有の関係	世帯数	世帯人員	1世帯当り 1人	疊数	1人当り疊数
総数	16,150	80,620	5.0	—	—
住宅	15,780	79,410	5.0	287,910	3.6
持家	10,080	56,590	5.6	222,850	3.9
借家	3,390	14,720	4.3	42,200	2.9
給與住宅	930	4,100	4.4	12,600	3.1
間借	1,370	3,960	2.9	10,210	2.6
所有関係不詳	10	50	*	50	*
非住宅	360	1,180	3.3	—	—
住居の種別不詳	10	30	*	—	—

世帯数は普通世帯及び1人世帯をいう。

第6表 従業上の地位別就業者

従業上の地位	就業者数			従業上の地位別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
全 就 業 者	35,540	21,750	13,790	100.0	100.0	100.0
業 主	9,290	7,600	1,690	26.1	35.0	12.2
{ 雇用者のある業主	790	690	100	2.2	3.2	0.7
{ 単 独 の 業 主	8,500	6,910	1,590	23.9	31.8	11.5
家 族 従 業 者	12,290	3,830	8,470	34.6	17.6	61.4
雇 用 者	13,890	10,270	3,610	39.1	47.2	26.2
{ 一般の雇用者	10,840	7,960	2,880	30.5	36.6	20.9
{ 国, 公共団体, 進駐軍の雇用者	3,050	2,310	730	8.6	10.6	5.3
従業上の地位不詳	80	50	30	0.2	0.2	0.2

昭和22年 (数え年10才以上)

全 就 業 者	33,329	20,622	12,707	100.0	100.0	100.0
業 主	8,216	7,090	1,127	24.7	34.4	8.9
家 族 従 業 者	12,974	4,347	8,627	38.9	21.1	67.9
雇 用 者	12,139	9,186	2,953	36.4	44.5	23.2

第7表 職業別, 従業上の地位別就業者

職業別(大分類)	就業者数					職業別割合			
	総数	業 主	家 族 従業者	雇用者	不 詳	総数	業 主	家 族 従業者	雇用者
全 職 業	35,540	9,290	12,290	13,890	80	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的技術的職業	1,620	270	40	1,310	0	4.6	2.9	0.3	9.4
管 理 的 職 業	700	160	0	530	0	2.0	1.7	0.0	3.8
事 務 従 事 者	3,000	20	20	2,960	0	8.4	0.2	0.2	21.3
販 売 従 業 者	3,090	1,480	870	740	0	8.7	15.9	7.1	5.3
農夫, 伐木夫, 猟師 漁夫及び類似従業者	17,030	5,650	10,520	860	0	47.9	60.8	85.6	6.2
採 鉱 採 石 的 職 業	370	10	0	360	0	1.0	0.1	0.0	2.6
運 輸 的 職 業	420	40	20	360	0	1.2	0.4	0.2	2.6
特殊技能工, 生産 工程従業者及び單純労働者 (他に分類されない)	7,800	1,490	680	5,630	10	21.9	16.0	5.5	40.5
{ 特殊技能工, 生産 { 工程従業者及び類似 { 従業者 { 單純労働者 { (農場, 鉱山及び) { サービスを除く)	6,340	1,440	640	4,260	0	17.8	15.5	5.2	30.7
サ ー ビ ス 職 業	1,470	60	40	1,370	0	4.1	0.6	0.3	9.9
分 類 不 能 の 職 業 及 び 不 詳	1,440	170	140	1,130	0	4.1	1.8	1.1	8.1
	70	0	0	10	60	0.2	0.0	0.0	0.1

「不詳」は実数が小さいため, 割合には信頼性がないので割合を示されていない。

( 12 )

第4表 職業別就業者

職業別(大分類)	就業者数			職業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
全 業	35,540	21,750	13,790	100.0	100.0	100.0
専門的技術的職業	1,620	1,120	500	4.6	5.1	3.6
管理の職業者	700	670	30	2.0	3.1	0.2
事務従事者	3,000	2,120	890	8.4	9.7	6.5
販売従業者	3,090	1,900	1,200	8.7	8.7	8.7
農夫、伐木夫、猟師、漁夫及び類似従業者	17,030	8,670	8,360	47.9	39.9	60.6
採鉱採石の職業	370	340	30	1.0	1.6	0.2
運搬の職業	420	410	0	1.2	1.9	0.0
特殊技能工、生産工程従業者及び単純労働者(他に分類されない)	7,800	5,890	1,910	21.9	27.1	13.9
(特殊技能工、生産工程従業者及び類似従業者)	6,340	4,660	1,670	17.8	21.4	12.1
単純労働者(農場、鉱山及びサービスを除く)	1,470	1,230	240	4.1	5.7	1.7
サービス職業	1,440	580	860	4.1	2.7	6.2
分類不能の職業及び不詳	70	50	20	0.2	0.2	0.1

第5表 産業別就業者

産業別(大分類)	就業者数			産業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
全 産 業	35,540	21,750	13,790	100.0	100.0	100.0
農業及び狩猟業(伐木業を含む)	16,150	7,840	8,300	45.4	36.0	60.2
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	390	330	60	1.1	1.5	0.4
漁業及び水産養殖業	710	640	70	2.0	2.9	0.5
鉱業	550	490	60	1.5	2.3	0.4
建設業	1,420	1,330	80	4.0	6.1	0.6
製造業	5,600	3,990	1,620	15.8	18.3	11.7
卸売業及び小売業	3,840	2,330	1,510	10.8	10.7	10.9
金融、保険及び不動産業	350	240	120	1.0	1.1	0.9
運輸、通信及びその他の公益事業	1,770	1,580	200	5.0	7.3	1.5
サービス業	3,200	1,710	1,490	9.0	7.9	10.8
公務	1,470	1,220	250	4.1	5.6	1.8
分類不能の産業及び不詳	90	70	30	0.3	0.3	0.2

参 考

昭和22年(数え年10才以上)

産業別(大分類)	就業者数			産業別割合		
	総数	男	女	総数	男	女
全 産 業	33,329	20,622	12,707	100.0	100.0	100.0
農業及び狩猟業(伐木業を含む)	16,622	8,013	8,609	49.9	38.9	67.8
林業及び狩猟業(伐木業を含む)	480	418	62	1.4	2.0	0.5
漁業及び水産養殖業	710	612	97	2.1	3.0	0.8
鉱業	667	568	100	2.0	2.8	0.8
建設業	1,320	1,268	52	4.0	6.1	0.4
製造業	5,440	3,981	1,459	16.3	19.3	11.5
卸売業及び小売業	2,115	1,433	681	6.4	6.9	5.4
金融、保険及び不動産業	251	168	84	0.8	0.8	0.7
運輸、通信及びその他の公益事業	1,709	1,510	199	5.1	7.3	1.6
サービス業	2,656	1,611	1,046	8.0	7.8	8.2
公務	915	733	182	3.0	3.6	1.4
分類不能の産業及び不詳	444	307	137	1.3	1.5	1.1

調査時水害関係による調査漏れ及び就業状態不明の者は含んでいない。

第3表 男女年齢別・就業状態別人口

年齢区分	総人口	労働者					完全失業者	非労働力 及び就業 状態不詳
		総数	就業			休業中		
			総数	従業中	休業中			
(単位千人)								
実数								
総数								
14才以上総数	55,520	36,280	35,540	34,750	800	740	19,250	
14-19才	10,350	5,170	4,990	4,910	80	180	5,190	
20-39才	24,130	17,600	17,250	16,880	370	360	6,520	
40才以上	21,000	13,490	13,290	12,940	350	200	7,520	
年齢不詳	40	20	20	20	0	0	10	
男								
14才以上総数	26,720	22,260	21,750	21,320	440	510	4,460	
14-19才	5,190	2,770	2,670	2,640	40	100	2,430	
20-39才	11,350	10,700	10,460	10,270	190	240	650	
40才以上	10,160	8,780	8,610	8,400	220	170	1,390	
年齢不詳	20	10	10	10	0	0	10	
女								
14才以上総数	28,800	14,020	13,790	13,430	360	230	14,780	
14-19才	5,160	2,400	2,320	2,280	40	90	2,750	
20-39才	12,780	6,900	6,790	6,600	190	110	5,880	
40才以上	10,840	4,710	4,680	4,540	140	30	6,140	
年齢不詳	20	10	10	10	0	0	10	
割合 (各年齢階級総人口100.0につき)								
総数								
14才以上総数	100.0	65.3	64.0	62.6	1.4	1.3	34.7	
14-19才	100.0	50.0	48.2	47.4	0.8	1.7	50.1	
20-39才	100.0	72.9	71.5	70.0	1.5	1.5	27.0	
40才以上	100.0	64.2	63.3	61.6	1.7	1.0	35.8	
男								
14才以上総数	100.0	83.3	81.4	79.8	1.6	1.9	16.7	
14-19才	100.0	53.4	51.4	50.9	0.8	1.9	46.8	
20-39才	100.0	94.3	92.2	90.5	1.7	2.1	5.7	
40才以上	100.0	86.4	84.7	82.7	2.2	1.7	13.7	
女								
14才以上総数	100.0	48.7	47.9	46.6	1.3	0.8	51.3	
14-19才	100.0	46.5	45.0	44.2	0.8	1.7	53.3	
20-39才	100.0	54.0	53.1	51.6	1.5	0.9	46.0	
40才以上	100.0	43.5	43.2	41.9	1.3	0.3	56.6	

年齢不詳は実数が小さいため、割合には信頼性がないので割合が示されていない。

( 10 )

## C. 1%抽出集計による結果(速報) — その2

第1表 労働力, 非労働力別及び就業状態別人口

労働力, 非労働力の別 就業状態	人 口			労働力, 非労働力別, 就業状態別割合		
	総 数	男	女	総 数	男	女
10才以上総数	62,400	30,190	32,220	100.0	100.0	100.0
労働力	36,600	22,440	14,160	58.7	74.3	43.9
非労働力	25,760	7,730	18,030	41.3	25.6	56.0
不詳	40	20	20	0.1	0.1	0.1
10—13才総数	6,880	3,470	3,420	100.0	100.0	100.0
労働力	320	180	140	4.7	5.2	4.1
非労働力	6,560	3,290	3,270	95.3	94.8	95.9
不詳	10	0	0	0.1	0.0	0.0
14才以上総数	55,520	26,720	28,800	100.0	100.0	100.0
労働力	36,280	22,260	14,020	65.3	83.3	48.7
就業者	35,540	21,750	13,790	64.0	81.4	47.9
{ 従業中	34,750	21,320	13,430	62.6	79.8	46.6
{ 休業中	800	440	360	1.4	1.6	1.3
完全失業者	740	510	230	1.3	1.9	0.8
非労働力	19,210	4,440	14,760	34.6	16.6	51.3
通学	4,590	2,480	2,120	8.3	9.3	7.4
家事	11,050	300	10,750	19.9	1.1	37.3
働けない	2,870	1,260	1,620	5.2	4.7	5.6
その他及び不詳	700	410	290	1.3	1.5	1.0
就業状態不詳	40	20	20	0.1	0.1	0.1

備考参照(第2—第9表についても同じ)

第2表 調査期間中の就業時間別就業者数

就業時間	就 業 者 数			就 業 時 間 別 割 合		
	総 数	男	女	総 数	男	女
14才以上従業中の就業者総数	34,750	21,320	13,430	100.0	100.0	100.0
19時間以下	1,840	670	1,160	5.3	3.1	8.6
20—34時間	3,870	1,580	2,300	11.1	7.4	17.1
35—48時間	11,230	7,250	3,990	32.3	34.0	29.7
49—59時間	9,200	6,340	2,860	26.5	29.7	21.3
60時間以上	8,530	5,430	3,100	24.5	25.5	23.1
就業時間不詳	80	50	30	0.2	0.2	0.2

第2表 男女年令5才階級別配偶関係別人口

年令階級	実 数 (單位千人)					割 合 (各年令階級別人口 總数100.0につき)			
	總 数	未 婚	有 配 偶	死 離 別	不 詳	未 婚	有 配 偶	死 離 別	不 詳
總 数									
15才以上總数	53,660	16,040	31,220	6,350	50	29.9	58.2	11.8	0.1
15--19	8,530	8,340	170	10	10	97.8	2.0	0.1	0.1
20--24	7,710	5,320	2,290	90	10	69.0	29.7	1.2	0.1
25--29	6,160	1,490	4,440	220	10	24.2	72.1	3.6	0.2
30--34	5,190	360	4,470	350	0	6.9	86.1	6.7	0.0
35--39	5,060	160	4,460	440	0	3.2	88.1	8.7	0.0
40--44	4,490	90	3,970	430	0	2.0	88.4	9.6	0.0
45--49	4,000	60	3,440	500	0	1.5	86.0	12.5	0.0
50--54	3,390	50	2,750	580	0	1.5	81.1	17.1	0.0
55--59	2,740	40	2,030	680	0	1.5	74.1	24.8	0.0
60以上	6,390	120	3,210	3,050	10	1.9	50.2	47.7	0.2
不 詳	40	10	20	10	0	*	*	*	*
男									
15才以上總数	25,780	8,810	15,530	1,430	20	34.2	60.2	5.5	0.1
15--19	4,270	4,240	30	0	0	99.3	0.7	0.0	0.0
20--24	3,800	3,150	630	20	0	82.9	16.6	0.5	0.0
25--29	2,820	970	1,800	40	0	34.4	63.9	1.4	0.0
30--34	2,350	190	2,110	50	0	8.1	89.8	2.1	0.0
35--39	2,380	80	2,250	50	0	3.4	94.5	2.1	0.0
40--44	2,210	50	2,090	80	0	2.3	94.6	3.6	0.0
45--49	2,020	30	1,870	110	0	1.5	92.6	5.4	0.0
50--54	1,720	30	1,550	140	0	1.7	90.1	8.1	0.0
55--59	1,390	20	1,200	170	0	1.4	86.3	12.2	0.0
60以上	2,830	50	2,000	770	0	1.8	70.7	27.2	0.0
不 詳	20	10	10	0	0	*	*	*	*
女									
15才以上總数	27,880	7,230	15,690	4,930	20	25.9	56.3	17.7	0.1
15--19	4,250	4,100	140	10	0	96.5	3.3	0.2	0.0
20--24	3,910	2,180	1,660	70	0	55.8	42.5	1.8	0.0
25--29	3,340	520	2,640	180	0	15.6	79.0	5.4	0.0
30--34	2,850	170	2,360	310	0	6.0	82.8	10.9	0.0
35--39	2,680	80	2,210	390	0	3.0	82.5	14.6	0.0
40--44	2,280	40	1,880	360	0	1.8	82.5	15.8	0.0
45--49	1,990	30	1,570	390	0	1.5	78.9	19.6	0.0
50--54	1,670	20	1,200	440	0	1.2	71.9	26.3	0.0
55--59	1,350	20	830	510	0	1.5	61.5	37.8	0.0
60以上	3,560	70	1,210	2,280	10	2.0	34.0	64.0	0.3
不 詳	20	10	10	10	0	*	*	*	*

備考参照

参 考

男 女 別 (15才以上)	実 数 (單位千人)				割 合 (15才以上男女各總) 人口100.0につき		
	總 数	未 婚	有 配 偶	死 離 別	未 婚	有 配 偶	死 離 別
昭 和 15 年							
總 数	45,575	13,638	26,621	5,316	29.9	58.4	11.7
男	22,546	7,903	13,226	1,418	35.0	58.7	6.3
女	23,028	5,735	13,395	3,898	24.9	58.2	16.9
昭 和 10 年							
總 数	43,352	12,104	26,095	5,153	27.9	60.2	11.9
男	21,678	7,196	13,033	1,449	33.2	60.1	6.7
女	21,674	4,908	13,062	3,704	22.6	60.3	17.1

昭15, 昭10は沖繩を含まない, 昭15人口には外国人を含まない。

( 8 )

## ( 3 ) 郡 部

年 令 階 級	実 数			割 合 (総人口100.0につき)		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	千人 52,120	千人 25,490	千人 26,630	100.0	48.9	51.1
0 — 4	7,100	3,630	3,470	13.6	7.0	6.7
5 — 9	6,120	3,100	3,020	11.7	5.9	5.8
10 — 14	5,850	2,950	2,900	11.2	5.7	5.6
15 — 19	5,330	2,680	2,650	10.2	5.1	5.1
20 — 24	4,600	2,250	2,350	8.8	4.3	4.5
25 — 29	3,580	1,630	1,940	6.9	3.1	3.7
30 — 34	3,030	1,360	1,670	5.8	2.6	3.2
35 — 39	3,000	1,380	1,620	5.8	2.6	3.1
40 — 44	2,730	1,330	1,390	5.2	2.6	2.7
45 — 49	2,460	1,230	1,230	4.7	2.4	2.4
50 — 54	2,120	1,070	1,050	4.1	2.1	2.0
55 — 59	1,760	890	870	3.4	1.7	1.7
60 — 64	1,530	730	800	2.9	1.4	1.5
65 — 69	1,210	550	670	2.3	1.1	1.3
70 — 74	920	400	520	1.8	0.8	1.0
75 — 79	500	210	290	1.0	0.4	0.6
80 以 上	280	100	180	0.5	0.2	0.3
不 詳	20	10	10	0.0	0.0	0.0
0 — 14	19,070	9,680	9,390	36.6	18.6	18.0
15 — 59	28,610	13,820	14,770	54.9	26.5	28.3
60 以 上	4,440	1,990	2,460	8.5	3.8	4.7

統計表最後の備考参照

## ( 4 ) 参 考

年 令 階 級	実 数			割 合 (総人口100.0につき)		
	総 数	男	女	総 数	男	女
昭 和 22 年	千人	千人	千人			
総 数	78,101	38,129	39,972	100.0	48.8	51.2
0 — 14	27,573	13,945	13,629	35.3	17.9	17.4
15 — 59	44,674	21,620	23,054	57.2	27.7	29.5
60 以 上	5,854	2,565	3,289	7.5	3.3	4.2
昭 和 15 年						
総 数	72,501	36,270	36,231	100.0	50.0	50.0
0 — 14	28,134	13,206	12,928	36.0	18.2	17.8
15 — 59	40,744	20,576	20,168	56.2	28.4	27.8
60 以 上	5,621	2,487	3,135	7.8	3.4	4.3
昭 和 10 年						
総 数	68,662	34,453	34,209	100.0	50.2	49.8
0 — 14	25,310	12,775	12,535	36.9	18.6	18.3
15 — 59	38,253	19,409	18,844	55.7	28.3	27.4
60 以 上	5,099	2,269	2,830	7.4	3.3	4.1

昭15, 昭10は沖縄を含まない, 昭15人口には外国人を含まない。

## B 1%抽出集計による結果(速報) — その1

第1表 男女年令5才階級別人口

(1) 全

国

年 令 階 級	実 数			割合(総人口100.0につき)		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	83,110	40,740	42,370	100.0	49.0	51.0
0 — 4	11,150	5,710	5,440	13.4	6.9	6.5
5 — 9	9,560	4,850	4,710	11.5	5.8	5.7
10 — 14	8,710	4,390	4,320	10.5	5.3	5.2
15 — 19	8,530	4,270	4,250	10.3	5.1	5.1
20 — 24	7,710	3,800	3,910	9.3	4.6	4.7
25 — 29	6,160	2,820	3,340	7.4	3.4	4.0
30 — 34	5,190	2,350	2,850	6.2	2.8	3.4
35 — 39	5,060	2,380	2,680	6.1	2.9	3.2
40 — 44	4,490	2,210	2,280	5.4	2.7	2.7
45 — 49	4,000	2,020	1,990	4.8	2.4	2.4
50 — 54	3,390	1,720	1,670	4.1	2.1	2.0
55 — 59	2,740	1,390	1,350	3.3	1.7	1.6
60 — 64	2,290	1,100	1,190	2.8	1.3	1.4
65 — 69	1,760	790	970	2.1	1.0	1.2
70 — 74	1,290	540	750	1.6	0.6	0.9
75 — 79	670	270	410	0.8	0.3	0.5
80 以 上	370	130	240	0.4	0.2	0.3
不 詳	40	20	20	0.0	0.0	0.0
0 — 14	29,410	14,950	14,470	35.4	18.0	17.4
15 — 59	47,270	22,960	24,320	56.9	27.6	29.3
60 以 上	6,380	2,830	3,560	7.7	3.4	4.3

(2) 市

部

年 令 階 級	実 数			割合(総人口100.0につき)		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	30,990	15,250	15,740	100.0	49.2	50.8
0 — 4	4,050	2,080	1,970	13.1	6.7	6.4
5 — 9	3,430	1,750	1,690	11.1	5.6	5.5
10 — 14	2,860	1,440	1,420	9.2	4.6	4.6
15 — 19	3,190	1,590	1,600	10.3	5.1	5.2
20 — 24	3,110	1,550	1,560	10.0	5.0	5.0
25 — 29	2,590	1,180	1,400	8.4	3.8	4.5
30 — 34	2,170	990	1,180	7.0	3.2	3.8
35 — 39	2,070	1,000	1,060	6.7	3.2	3.4
40 — 44	1,760	880	880	5.7	2.8	2.8
45 — 49	1,540	790	760	5.0	2.5	2.5
50 — 54	1,270	650	620	4.1	2.1	2.0
55 — 59	980	500	490	3.2	1.6	1.6
60 — 64	760	370	390	2.5	1.2	1.3
65 — 69	550	240	310	1.8	0.8	1.0
70 — 74	370	150	220	1.2	0.5	0.7
75 — 79	170	60	110	0.5	0.2	0.4
80 以 上	90	30	70	0.3	0.1	0.2
不 詳	20	10	10	0.1	0.0	0.0
0 — 14	10,340	5,270	5,080	33.4	17.0	16.4
15 — 59	18,680	9,130	9,550	60.3	29.5	30.8
60 以 上	1,940	850	1,100	6.3	2.7	3.5



( 6 )

第3表 各 都 市 人 口 (続)

都 市	人 口		都 市	人 口	
	昭 25	昭 22		昭 25	昭 22
玉野	44,223	41,098	高田	36,255	38,226
鶴岡	44,018	42,792	伊東	36,137	34,643
枚方	43,970	41,041	磐田	35,655	—
水俣	43,661	—	西谷	35,520	36,491
*高槻	43,321	37,714	新発田	35,504	35,327
芦屋	42,951	37,033	諏訪	35,480	35,623
*平塚	42,891	31,595	釜石	35,231	28,907
高田	42,823	41,877	海南	35,140	33,692
上野	42,778	41,773	光木	35,090	36,050
富士	42,750	40,904	茨木	34,820	—
碧南	42,724	—	稚内	34,529	—
鳴門	42,544	43,020	熱海	34,509	34,754
枋木	42,248	42,553	枕崎	34,480	—
川内	42,048	40,705	串野	33,884	—
萩	41,613	41,579	新宮	33,827	31,437
坂出	41,460	40,311	尾島	33,822	—
目黒	41,432	—	綾部	33,573	—
小森	41,410	—	泉大津	33,341	30,652
桑名	40,595	35,890	吉原	33,313	—
島原	40,583	41,074	飯田	32,684	30,295
浜田	40,440	39,585	留萌	32,513	30,057
武生	40,328	—	鹿沼	32,377	—
七八	40,002	39,471	鳥田	32,193	—
下幡	39,932	37,809	泉野	32,153	—
佐松	39,923	38,515	行田	31,803	—
伯耆	39,776	38,891	豊岡	31,677	—
宮古	39,255	36,715	白河	31,669	—
菅枚	39,226	—	秩父	31,510	—
網走	39,218	34,850	大田	31,499	—
野田	38,875	—	新高庄	31,140	—
多治見	38,477	36,092	敦賀	31,092	28,268
*柏崎	38,142	36,649	刈谷	30,868	—
木津	37,901	37,675	白杵	30,803	—
田辺	37,602	36,472	古河	30,709	—
洲本	37,323	36,505	津島	30,608	31,737
丸亀	37,312	36,339	富田	30,399	—
一宮	37,291	36,599	相田	27,528	26,191
	36,269	—	相生		

昭25は常住人口，昭22は現在人口で調査当時の境域による人口であり，\*は昭22.10.1-25.10.1間に境域の変更のあつた市であるから比較には注意を要する，昭22に数字のないのは昭22.10.1-25.10.1間に新設の市，都市配列の順位と人口階級は昭25人口の大きさによる。

第3表 各 都 市 人 口 (続)

都 市	人 口		都 市	人 口	
	昭 25	昭 22		昭 25	昭 22
*大 垣	74,811	63,830	*酒 田	54,291	49,526
*松 江	74,018	62,136	飯 塚	53,653	47,321
桃 子	73,512	69,543	直 方	53,638	47,521
武 野	73,149	—	貝 塚	53,586	47,129
一 宮	71,431	62,460	*倉 敷	53,301	48,133
防 府	71,065	67,182	小 野 田	52,877	48,957
郡 山	70,866	64,741	川 越	52,820	50,294
宇 治 山	69,489	65,970	足 利	52,810	51,309
鈴 鹿	68,755	67,643	松 戸	52,531	54,513
水 戸	67,163	61,416	平 塚	52,381	45,507
福 山	67,063	59,576	*石 巻	52,351	46,745
*長 岡	66,818	54,958	唐 津	51,820	49,668
佐 賀	66,807	64,978	帶 広	51,794	46,774
八 尾	66,698	—	立 川	51,651	45,302
明 石	65,642	57,390	津 山	51,645	51,642
弘 前	65,597	63,669	中 津	51,410	51,976
熊 谷	65,487	63,267	人口5万未満総数	3,857,233	2,609,536
諫 早	65,434	64,183	加 古 川	49,832	—
荒 尾	64,207	51,448	太 田	49,556	—
鹿 屋	63,506	62,497	*彦 根	49,207	46,049
小 松	63,201	61,898	*能 代	49,027	46,416
*徳 山	62,903	79,001	*松 阪	48,743	41,269
半 田	62,860	59,819	伊 勢 崎	48,703	46,046
*土 浦	62,246	53,298	春 井	48,167	47,104
鳥 取	61,721	57,218	岩 見 沢	47,951	42,978
岩 国	61,532	57,661	八 代	47,658	48,085
尾 道	61,411	59,891	日 田	47,658	46,234
今 治	60,191	52,026	西 條	47,369	44,840
若 松 (福島)	60,034	59,024	三 島	47,333	46,180
米 子	58,661	55,836	茅 崎	47,013	43,315
守 口	58,053	52,042	長 浜	46,722	45,991
新 浜	57,421	51,930	三 條	46,646	45,238
宇 和 野	56,570	52,108	*上 野	46,503	39,373
伊 丹	56,348	53,296	北 見	45,952	40,989
大 村	56,182	56,851	*塩 釜	45,820	42,428
日 立	56,066	50,159	瀬 戸	45,752	42,788
佐 野	55,180	55,302	出 雲	45,520	43,855
豊 川	55,178	55,036	池 田	45,177	42,733
米 沢	55,008	55,344	人 吉	45,169	43,824
三 原	54,990	48,513	*福 知 山	45,085	38,325

( 4 )

第3表 各 都 市 人 口

都 市	人 口		都 市	人 口		
	昭 25	昭 22		昭 25	昭 22	
都 市 人 口 総 数	31,203,191	25,857,739	高 門 四 旭 甲	松 司 市 川 府	124,545	101,403
6 大 都 市 総 数	11,190,320	9,011,061	徳 盛 浦 筆 宇	島 岡 和 蘭 宮	124,399	109,567
東 京 (23区)	5,385,071	4,177,548	青 山 八 宮 市	森 形 戸 崎 川	123,870	112,433
* 京 名 横 神	1,956,136	1,559,310	沼 長 久 福 大	津 野 米 井 宮	123,238	107,508
京 古	1,101,854	999,660	夕 岸 前 岡 桐	張 田 橋 崎 生	121,645	104,993
阪 都 屋 浜 戸	1,030,635	853,085	大 福 鋼 別 高	分 島 路 府 崎	117,578	107,096
人 口 30 万 以 上 総 数 (6 大 都 市 を 除 く)	951,189	814,379	舞 若 清 田 延	鶴 松 (福 岡) 水 川 岡	115,019	106,176
福 仙 川 札	765,435	607,079	戸 美 豊 松 鎌	畑 唄 中 本 倉	110,443	96,722
岡 台 崎 幌	392,649	328,548	大 藤 船 八 吹	津 沢 橋 子 田	107,210	97,075
人 口 20~30 万 総 数	3,342,507	2,913,254	大 藤 船 八 吹	良 口	106,417	90,828
広 尼 熊 金 横	285,712	224,100	舞 若 清 田 延	原 城	104,891	98,632
* 須 賀	279,264	233,183	戸 美 豊 松 鎌		104,335	91,405
* 長 静 鹿 函 新	267,506	245,841	大 藤 船 八 吹		103,443	92,144
児 湯	252,017	231,441	舞 若 清 田 延		102,506	92,719
路 阜 幡	250,533	261,805	大 藤 船 八 吹		101,976	92,838
人 口 10~20 万 総 数	5,425,978	4,836,863	舞 若 清 田 延		101,426	94,993
* 小 佐 下 大 和	199,397	168,119	大 藤 船 八 吹		100,997	90,999
世 保 岡 田 山	194,453	175,233	舞 若 清 田 延		100,691	77,320
吳 小 松 岡 高	193,572	176,666	大 藤 船 八 吹		100,093	91,378
富 浜 布 豊 高	191,978	166,438	舞 若 清 田 延		99,530	82,123
千 宇 西 秋 川	191,337	171,800	大 藤 船 八 吹		98,821	88,654
	187,775	185,740	舞 若 清 田 延		97,394	90,432
	178,330	164,934	大 藤 船 八 吹		96,030	85,361
	163,859	147,967	舞 若 清 田 延		95,533	91,482
	162,904	140,631	大 藤 船 八 吹		94,455	86,570
	161,640	147,120	舞 若 清 田 延		93,435	86,763
	154,484	137,818	大 藤 船 八 吹		93,357	61,421
	152,028	125,767	舞 若 清 田 延		93,033	96,685
	150,129	133,934	大 藤 船 八 吹		92,964	88,483
	145,855	129,355	舞 若 清 田 延		91,914	92,139
	142,046	133,858	大 藤 船 八 吹		89,574	78,694
	133,844	122,006	舞 若 清 田 延		88,472	80,515
	128,569	108,728	大 藤 船 八 吹		88,418	75,899
	126,783	108,893	舞 若 清 田 延		88,117	73,742
	126,074	116,300	大 藤 船 八 吹		87,885	68,083
	124,783	116,007	舞 若 清 田 延		87,095	—
			大 藤 船 八 吹		86,203	76,314
			舞 若 清 田 延		86,005	84,258
			大 藤 船 八 吹		85,391	55,168
			舞 若 清 田 延		85,251	81,426
			大 藤 船 八 吹		84,581	78,759
			舞 若 清 田 延		83,348	78,996
			大 藤 船 八 吹		82,539	72,947
			舞 若 清 田 延		78,415	72,197
			大 藤 船 八 吹		77,866	82,399
			舞 若 清 田 延		77,759	97,975
			大 藤 船 八 吹		76,077	68,662
			舞 若 清 田 延		75,334	68,911
			大 藤 船 八 吹		75,114	71,621

第2表 都道府県別, 市部郡部別人口

都道府県	市部人口	郡部人口	市部人口割合 (総人口100につき)
総数	31,203,191	51,996,446	37.5
北海道	1,526,020	2,769,547	35.5
青森	276,349	1,006,518	21.5
岩手	228,333	1,118,395	17.0
宮城	439,856	1,223,586	26.4
秋田	175,101	1,133,930	13.4
山形	289,348	1,067,999	21.3
福島	298,895	1,763,499	14.5
茨城	216,184	1,823,234	10.6
栃木	289,825	1,260,637	18.7
群馬	384,150	1,217,230	24.0
埼玉県	521,515	1,624,930	24.3
千葉県	559,808	1,579,229	26.2
東京都	5,592,410	685,090	89.0
神奈川県	1,865,648	622,017	75.0
新潟県	444,266	2,016,731	18.1
富山県	296,530	712,260	29.4
石川県	355,220	602,059	37.1
福井県	172,111	580,263	22.9
山梨県	121,645	689,724	15.0
長野県	333,893	1,726,938	16.2
岐阜県	367,956	1,176,582	23.8
静岡県	842,995	1,628,477	34.1
愛知県	1,660,108	1,730,477	49.0
滋賀県	474,032	987,165	32.4
三重県	181,180	680,000	21.0
京都府	1,272,426	560,508	69.4
大阪府	3,024,910	832,137	78.4
兵庫県	1,694,883	1,615,052	51.2
奈良県	109,365	654,518	14.3
和歌山県	297,906	684,207	30.3
鳥取県	120,382	479,795	20.1
島根県	159,978	752,573	17.5
岡山県	345,895	1,315,204	20.8
広島県	656,951	1,425,016	31.6
徳島県	764,903	775,979	49.6
香川県	163,960	714,551	18.7
愛媛県	203,317	742,705	21.5
高知県	425,342	1,096,536	28.0
福岡県	161,640	712,234	18.5
佐賀県	1,592,639	1,937,530	45.1
長門県	118,627	826,455	12.6
熊本市	598,457	1,047,035	36.4
大分県	468,201	1,359,381	25.6
宮崎県	357,135	895,864	28.5
鹿児島県	349,516	741,911	32.0
鹿児島	403,380	1,400,738	22.4

( 2 )

## I 昭和 25 年 国 勢 調 査 結 果

## A 確定人口による都道府県別，市部郡部別及び各市別人口

第1表 都道府県別人口，人口密度，人口増加率及び性比

都 道 府 県	人 口	人 口 密 度 (1方料につき)	人 口 増 加 率 (%)		性 比 (女 100に つき男)
			昭22 ~ 25	昭10 ~ 25	
総 数	83,199,637	226	65	216	96.3
北海道	4,295,567	55	115	423	102.0
青森	1,282,867	133	87	319	98.3
岩手	1,346,728	88	67	285	97.2
宮城	1,663,442	229	62	355	99.4
秋田	1,309,031	112	41	254	97.4
山形	1,357,347	146	16	214	94.7
福島	2,062,394	150	35	305	95.5
茨城	2,039,418	335	13	317	95.0
栃木	1,550,462	241	11	298	94.2
群馬	1,601,380	253	18	290	94.7
埼玉県	2,146,445	564	22	403	95.7
千葉県	2,139,037	423	12	384	94.1
東京都	6,277,500	3,074	255	16	101.9
神奈川県	2,487,665	1,057	122	356	100.6
新潟県	2,460,997	196	18	230	94.4
富山県	1,008,790	237	30	252	94.0
石川県	957,279	228	32	242	92.9
福井県	752,374	176	36	164	93.8
山梨県	811,369	182	5	255	94.3
長野県	2,060,831	151	0	204	94.4
岐阜県	1,544,538	147	34	261	97.4
静岡県	2,471,472	318	50	275	95.4
愛知県	3,390,585	667	86	185	94.7
三重県	1,461,197	253	32	242	93.3
滋賀県	861,180	213	3	210	92.2
京都府	1,832,934	397	54	78	94.8
大阪府	3,857,047	2,127	157	102	97.1
兵庫県	3,309,935	398	83	135	96.2
奈良県	763,883	207	21	246	93.4
和歌山県	982,113	208	23	136	93.7
鳥取県	600,177	172	21	226	93.5
島根県	912,551	138	20	220	94.9
岡山県	1,661,099	236	26	248	93.8
広島県	2,081,967	247	35	153	95.3
山口県	1,540,882	253	42	298	97.3
徳島県	878,511	212	28	203	94.9
香川県	946,022	509	31	262	93.9
愛媛県	1,521,878	269	47	303	95.1
高知県	873,874	123	30	218	95.1
福岡県	3,530,169	715	111	286	97.8
佐賀県	945,082	386	30	376	93.3
長門県	1,645,492	404	74	272	97.5
熊本県	1,827,582	246	35	317	93.3
大分県	1,252,999	198	16	281	93.4
宮崎県	1,091,427	141	64	325	96.2
鹿児島県	1,804,118	230	33	296	92.9

入 口……昭26.2発表の確定人口

人口増加率……昭22~25は昭22現在人口と昭25常住人口との増加率

昭10~25はともに常住人口の増加率

性 比……確定人口の男女別は未発表なので昭25.12 発表の概数により算出